以書翰啓上致候陳者本日署名せられたる條約に關し本部長は玆に支那共和國國民政府に代りて國民政府は新關稅々率を支那國の海陸國境に一律に適用する意向なること及新稅率の實施の日より陸境に依る輸出入貨物に對し現に課せらるる特惠稅率は從て廢止せらるべきことを宣言致候

右申進旁本部長は閣下に向て重て敬意を表し候　敬具

千九百二十八年十二月二十日南京に於て

支那國駐劄「グレート、ブリテン」國公使　王正廷

「サー、マイルス、ダブルユー、ランプソン」閣下

以書翰啓上致候陳者國民政府は新關稅稅率を支那國の海陸國境に一律に適用する意向なること及新稅率實施の日より陸境に依る輸出入貨物に對し現に課せらるる特惠稅率は從て廢止せらるべき旨本日附貴翰を以て支那共和國國民政府に代りて御宣言相成敬承致候

本使は「グレート、ブリテン」國皇帝陛下の政府の全然同意なる右宣言を了承致候

右回答旁本使は閣下に向て重て敬意を表し候　敬具

千九百二十八年十二月二十日南京に於て

外交部長　王正廷　閣下

マイルス、ダブルユー、ランプソン

（附屬第六號）　王正廷氏の對外政策に關するステートメント

支那外交部長王正廷氏は一九二九年一月十日支那通信員を引見し、其對外政策殊に支那の條約上の地位經濟復興につき左の趣旨のステートメントを發表した。

一、不平等條約　支那は列國と不平等條約を締結してゐたが不平等條約とは片務的に外國に對し特權を許與してゐたことで之を分つて五とすることが出來る。即ち

(一)海關管理

(二)領事裁判（治外法權）

(三)內川及沿海航行

(四)租借地、租界。

(五)外國軍隊の支那領土駐屯。

二、關稅自主實現　昨年六月國民軍の北京占領により支那全土は青天白日旗の下に歸し、以來支那政府は列國との國際關係樹立のため全力を盡して計畫の實現に努めたが、其の甲斐あつて米國を先頭として六ケ月足らずの間に世界列國と關稅自主條約を締結するを得たのは予の滿足とする處であつた。

今や關稅自主は支那多年の宿望を達して實現を見るに至つた。唯日本だけは未だ支那の關稅自主權回收を認めないが此の遲延の理由は全く本問題と無關係の事項に基いてゐたのである。實際に於て日本は過去の關稅會議に於て明白に支那の關稅自主に同意を與へたのである。然し何れにしても片務的關稅條項を含む一八九六年の

日支條約は二年以前に期限滿了となつてゐる。

三、治外法權　支那と新條約を締結した十二ヶ國の内五國即ち伊、白、西、丁、葡の諸國は一九三〇年一月一日から治外法權を放棄する事を誓約した。予はその時までに他の諸國と同樣の取極めをなし得らるる事を熱望する。而してそれ以前に國民政府は現行法典に加ふるに民法及び商法を公布する筈である。

四、内河沿海航行　本問題は比較的簡單に解決が出來る。何んとなれば之れに關係あるのは僅か數ヶ國に過ぎないからである。而して新通商條約締結の日來らば本問題は容易に解決し得るものと予は確信してゐる。

五、租借地　世界大戰の結果膠州灣租借地は返還となり、續いて華府會議に於て英國代表バルフォア卿は何時にても威海衛を返還する旨を聲明し、佛國代表ヴィヴィアニ氏も廣州灣の返還を聲明して居る。之等の聲明及び漢口、九江に於ける英國租界の返還は租借地及び租界全部の完全なる返還の端緒に過ぎない。國民政府は之等返還地域を近代式に統治しその住民の生命財產の保護につき充分責任を負ふものである。

六、外國軍隊駐屯　一九一〇年に於ける團匪事件の最終議定書により、支那は其の締約國に公使館に守備兵及び北京から海岸に至る或る地點に駐屯軍を置くことを許容したが、右は支那の主權を毀損すること甚しいものである。國民政府は斯くの如き議定書を必要とする時代及び該議定書存在の理由は消失したものと認める。仍つて國民政府は列國の支那領土駐兵に抗議し各國をして速かに撤兵せしめる事にする。

七、經濟復興　國際平等權の獲得にも劣らず支那にとり重要なるは經濟復興策の實行であつて、支那政府は海外に於ける支那の信用を確立するため支那の合理的債務の全部の履行を主要政策の一としてゐるがこれは政府又は國家の鞏固及び健全を保つ上に極めて必要な事である。この廣大なる支那の經濟復興のため吾人は米國財團の協力及び物的援助を希望してゐる。これは恰も米國自身が十九世紀の初頭歐洲に向つて財政的援助を望んだのと同樣である。米國に三倍する人口を有してゐる支那は一世紀を出でずして全世界を裨益し得る效果を擧げ得ることは疑ひを容れない。

（附屬第七號）　國民政府外交次長唐悅良氏の外交方針演說放送

南京國民政府外交部常任次長唐悅良氏は、一月二十四日中央廣播無線電臺に於て、英語を以て「民國十八年國民政府の外交進行方針」と題する講演を放送したが、其要旨は次の通りである。

今過去一年間に於ける國民政府の外交上の成果と、近き將來進行に着手せんとする事柄に就いて一、二大略を述べたいと思ひます。今回の北伐の成功した事に就いて、全國如何なる方面を問はず、すべての人の精神は皆劇烈なる感動を受け、勃々として前途に向つて進展せんとするの象徵を表明してをりますが、外交上に於ては特に顯著なるものがありまして、百餘年來解決する事の出來なかつた幾多の難問題も今や數ヶ月の中に次第に解決されたのであります。數年前北京政府は關稅會議を擧行して稅率改正に關する種々の問題を討論したのでありますが、今や半年ならずして國民政府は十二ヶ國と新條約を締結して稅率を根本より改訂して實施する事となつたのみでなく、今年よりは完全に關稅自主が實行される事となつたのでありまして、數年來の關稅運動も遂に玆に圓滿なる結果を告げる事となつたのであります。而して今回日本は遂巡決せず他國より取殘されましたが、尙今後各國と商議しなければならぬ問題が非常に澤山あるのでありますから吾人は日本が再び落伍せざらん事を希望するのであります。關稅問題は右の樣に既に圓滿なる解決を告げたのでありますが、今後外交上に於て着手進行

せしめなければならぬ四つの大問題があるのであります。是れが吾人の最大の責任であります。即ち孫總理の宏大なる願望を完成し、民衆の希望を實現して、我國をして眞に自由と國際上の平等地位とを獲得せしむる事であります。此目的達成の爲には凡て我國が各國と締結した條約にして其中に不平等の待遇を含み我國の前途の發展を阻害するものは、すべて之を廢除して完全に平等にして互に主權を尊重する事を原則とする新條約を締結しなければなりません。外交問題中最も重要なるは、關稅及領事裁判權の兩問題であります。目下領事裁判權問題は正に圓滿に解決中でありまして甚だ欣幸に堪えない次第であります。蓋し各條約國の中六國は既に其條約が滿期に達してをりまして此六ケ國中の白耳義、丁抹、伊太利、葡萄牙及西班牙の五ケ國は既に新條約を締結して領事裁判權を放棄しましたが、日本一國のみは尙異議を持してゐるのでありますがやはり久しからずして以上の五ケ國と同樣の步調を取らんことを希望してをるのであります。其他の諸國は條約期間は未だ滿期に達してはゐないけれども我方より之と談判を開始して領事裁判權を放棄せしめようと思ふのでありますから本年中には或は昨年の關稅自主權回收と同樣に領事裁判權の撤廢をも爲し得るであらうと思ひます。二、三年前に關稅會議を擧行した時、各國は司法調査委員會を組織して我國の司法狀況を考察して種々の提議を爲したのでありましたが、其中最も重要であつたのは即ち民法と商法の公布であつて此二種の法規も目下準備中で今年中には公布する筈であります。尙其外に內河及沿海航行權も最短期間內に回收する必要があり、租界及租借地の回收に就ては之と密接なる關係のある裁判權等の問題が解決すれば左して難かしい問題ではありません。既に回收した膠州灣漢口及九江の英租界の外威海衛及廣州灣も遠からず回收する事が出來るでありませうが、其他の法律上何等根據の無いものは尙更回收する必要があるのであります。又現在の北京公使館區域は團匪事件後に發生した特種の現象でありまして、今や該區域は首都たる南京を距る事數千里の遠くにあるのであつて其軍隊は何等の美觀を與へないのみでなく、人をして不快の念を起さしむるものであつて之が存在の理由は又殆んど無いのであります。其上右の駐兵權たるものが往々にして其他の各地にも濫用せらるゝ事があるのでありますから、尙更至急に撤退せしむる必要があるのであります云々。

第四章　日支通商航海條約に關する交涉

◇

日支通商航海條約の改訂については一九二六年十月十九日支那側より我方に對して提議し來たことがあり（附屬第一號參照）、之に對して我方の回答があり（附屬第二號參照）、我國は改訂の交涉に應ずることとなつた。而して爾後北京に於て交涉を重ねて來たが、客年七月國民政府から從來の日支通商航海條約及附屬協定一切を破棄し、所謂臨時辨法を日本人に適用する旨を申入れて來た。（附屬第三號參照）。我方では固より其不當不法を鳴らして、之に抗議はしたが（附屬第四號參照）、支那側は日本に對するのみでなく他國との間にも『滿期』になつた條約に對しては、新條約成立までの過渡期は一律に臨時辨法を適用する、即無條約國待遇をするのであると主張して居る。前記我方の抗議に對しては

更らに通牒を送つて反駁して來たが（附屬第五號參照）、流石に臨時辨法を邦人に適用することは見合せて居る樣である（臨時辨法につき附屬第三號公文及前章參照）が、王正廷最近の聲明によるも（前章附屬第六號王氏のステートメント參照）日本との條約無效を主張して居る。條約の效力につき彼我主張の岐るる所は日支通商航海條約第二十六條の解釋如何に係るやうである（此點につき本章附屬第六號王正廷の意見及本章附屬第七號芳澤公使の意見として傳へられる所參照）。抑も日支通商條約は其條約の改正については其第二十六條に左の規定があるのみである。

締約國の一方は本條約批准交換の日より十個年の終りに於て稅目及び本條約の通商に關する條款の改正を要求することを得、然れども若し最初十個年の終より起算し六ケ月以內に兩締約國の何れよりも右要求をなさず改正を行はざるときは本條約並に稅目は前十個年の終に於けるも亦同樣たるべし

問其儘效力を有すべし而して其後各十個年の終より起算し更に十個年

右の條文に基き、北京政府は前記の如く一九二六年十月十九日我國に對し條約の改正を提議して來た前記第二十六條は條文の示す如く、稅目と通商條款とに付てのみ改正を行ひ得るものであつて、領事裁判權の如きは改正し得る限りではない。しかし我國は當時支那側右の要求に對して『法律論としては幾多議論の餘地ありとするも政府は大局の見地より此際斯の如き議論を避け快く條約改訂の交涉に應ずることに決し』、爾來彼我當局者の間、北京に於て條約改訂の交涉は兎に角續けられて來た姿であつた。交涉が續けられたと云ふても改訂期間の延期と云ふ形式で交涉は延び〳〵になつたものである。これは支那の政情に照し蓋し已むを得ざる次第であつた。何れにせよ日支條約は右の如く改訂交涉中に屬したもので、廢棄せられたものではなかつた。然るに國民政府となるや遂に前記通牒によつて支那側は從來の通商條約を廢棄する旨、及新條約締結までは前記の所謂臨時辨法を適用する旨を通告し來つた。右臨時辨法とは是れ亦支那側で一方的に勝手に決めたもので他國（日本其他）の同意を得たものではない。しかし支那は日本に對して許りでなく、ベルギー、スペイン、ポルトガル、デンマーク、フランス、イタリー等の諸國に對しても相前後して同樣の通告を發した。ベルギーとの間には遂に本件につき國際司法裁判所の厄介に迄もなつたことがある。（本著第一卷七七頁參照）。イタリーも明白に支那側の廢棄通告を斥けた。

◇

支那（國民政府）は如何なる理由によつて、日支通商條約を一方的に廢棄せんとするか。前記第二十六條によつてであるか、それとも他の理由によるものであるか。彼は我政府への通告に於ては『日支通商條約は民國十五年十月第三次滿期に際し』とか、又は『七月二十日（昨年のこと）再び延長期限滿

了となり』等の文句を使用してある様であるが、前述の如く同條約に於ては條約の滿期について初めより何等の規定がなく、唯前記第二十六條あるのみである（日本以外の他國と支那との條約にも多くは類似の條項を存するのである）。日支通商條約は滿期により自然消滅するものでもなければ、一方的に廢棄し得るの規定もない。尤も右通牒の作成者たる外交部長王正廷の新聞記者團に語る所によれば王は前記第二十六條の規定の不法を鳴らし（從て同條により彼が其主張を理由付けるのでなく、否之を理由付けるに不充分なることは彼自身の承知する所であらう）、國際公法中の『事情の變遷により條約國は從來の條約を改訂するを得る』の規定に根據して、日本に對し平等待遇を要求する（從來の條約を廢棄するの意ならん）と云ふて居る。果して『事情の變遷』は條約の廢棄を理由付けるものであらうか。支那側は漫然『事情の變遷』を口にするも、如何なる事情の變遷があつたか、又之が爲に如何にして條約が堪へ難くなつたかを說明して居ない。所謂「不平等條約」が不平等であり、苦しいものであるとすればそれは當初よりの話で、今日に始まつたものではない。國家は法の前に平等であるかも知れぬが、國家は『條約の前に平等なり』と云ふことは出來ない。ヴエルサイユ條約の如きは不平等條約の最たるものである。今後漠然事情の變遷を理由としてヴエルサイユ條約の一部又は全部の破棄を許すこととならば、歐洲否世界の秩序を如何せんと云はねばならぬ。決して支那許りの問題ではない。從て他國は一として支那に對して右「事情の變遷」と云ふ理由を認めて居ない。尤も實際問題として、政治政策の問題として―從て法律上の問題としてでなく―支那の國民的要望に副ふ爲め、列國が出來得る限りに於て支那の所謂不平等條約改正の要求に應ずると云ふならば敢て反對すべきものでないのみならず、現に我國初め列國は支那の要望に對して此方針を取り、此態度を示して居る。殊に我國は一昨年來各國に率先して此態度を取り來つた。斯くして日支條約改訂の談判が進行中であつた。談判の進捗は遲々たるものであつたが、兎に角彼の改訂要求に我は應じたことは冒頭に述べた通りである。然るに拘はらず、昨年七月に至り從來の成行を無視して、突然彼は現行條約を廢棄するの擧に出でた。之れが不當不法でなくて何であらう。

◇

夫れ然り、日支通商條約の改訂については右の如く日本も既に之が交涉に應ずるの態度を示して來た。此點については英米の態度以上に出て居るが、唯其タクトの點に於て英米に一籌を輸するの憾がある。日本は別段急ぐの必要がない樣な態度を示して居るやに見えないでもない。固より右改訂に際しては關稅問題を初めとし、治外法權問題あり、內河航行及沿岸貿易問題あり、居住營業（內地雜居）の問題あり、互惠關稅率の協定も必要とせられ、土地所有權の問題もあるであらうし、最惠國條款の問

題もなくてはならぬ、一として支那の現狀に於て難問題たらざるはなしである。關稅問題は列國共別に引離して解決せんとして居るが（前章參照）我國は未だそこまで行つて居ない（次章參照）。中々條約改訂問題も目下の形勢では前途遼遠であると云はねばならぬ假令治外法權を棄てゝ內地雜居を得んとしても最近支那がベルギーとの條約について示した態度に見れば（前章參照）是れ亦容易の業ではあるまい。しかし容易の業ではないとしても、早晩何とかせねばならぬ。支那は明年を期して治外法權も撤廢の實を擧げんとして居るやうであるが、未だ民、商法の實施すらも出來て居ないのであるから、（前章附屬第七號參照）外人を支那の法廷で裁判する時期も何時來るか逆賭出來ないと同時に、一方から見れば治外法權の撤廢も時の問題であると見ねばなるまい。此大勢に我國が如何に乘り出すか、それとも支那人から日本の「落伍」と評せられるかは今後の見ものである。が、單に芝居を見物して居る樣な氣分では居られぬ。關稅協定の例を思ひ、彼を想ひ之れを慮れば憂慮に堪へないものがある。徒に大勢に押されるのみで、大勢を指導し又は利用することをなし得ざる狀態であつては、結局失ふ所多くして何等の得る所なきに至ることなきやが憂慮せられるのである。

（附屬第一號）　日支通商航海條約の改訂提議に關する支那外交部公文

以書翰啓上致候陳者中日兩國の邦交は從來極めて親密なるが中國政府は親密なる邦交をして益鞏固ならしめむか爲光緒二十二年六月十一日締結せる中日通商航海條約及附屬文書竝に光緒二十二年九月十三日締結せる前記條約附屬の議定書は條約の規定に依り之が改訂を爲すべきものと思考致候査するに該條約第二十六條には今回締結の稅則及條約中の各條項は將來若し一方に於て更に改修を爲さむと欲するときは條約批准交換の日より起算し十箇年を期限とし期限滿了後六箇月內に通知を爲し適宜改修を行ふへしとの規定あり該條約は光緒二十二年九月十四日批准交換せられ本年十月二十日即本日を以て又滿期と相成候仍て中國政府は特に貴國政府に對し光緒二十二年六月十一日附の中日通商航海條約及附屬文書竝議定書を一律根本的に改定せむことを提議致候光緒二十九年八月十八日締結の通商航海條約追加條約及其の附屬文書章程は本來追加條約の性質を有するものなるを以て該條約第九條に依り當然本條約と共に根本的改定を爲すへきものに有之候惟ふに中日通商航海條約は締結以來既に二三十年の久しきに及ひ此長期間に於ける兩國の經濟、商業及人民間の關係は多大の變遷を來たせり斯の如き長年月を經過したる條約を以て屢次變遷を經たる兩國間の經濟、商業及人民の關係を支配せむとするは不適當にして自ら困難を生すること多く之を近年の經過に鑑し頗る顯著なるもの有之候故に中國政府は前記各條約が現行の方式に依ることに對しては再之を繼續せざらむことを希望し且直に之が根本的改定手續を進行し以て兩國共同の利益を圖らむことを欲するものに有之候

今回の條約改正は貴我兩國親善の前途に對し關係極めて重要なるもの有之中國政府は貴國政府が能く近年國際進

歩の潮流に順應し且中國人民の願望を滿足せしめ平等相互の原則に基き以て中日の邦文と兩國人民親善の新なる基礎を確立せしめられむことを切望致候條約の規定に依れは期限滿了後六箇月を以て條約改定の期間と爲すとあるを以て中國政府は成る可く速に協議を開き右六箇月内に新條約の完成せられむことを切望致候若し條約改正期間滿了し尙新條約の成立を見ざるときは中國政府は舊條約に對する態度を決定して之を宣示せざるを得す此點に關し中國政府は玆に特に其の當然享有し得へき權利を留保することを聲明致候

之を要するに中國と日本とは同洲且隣國にして睦誼素より敦く彼此人民の關係は更に密接なるもの有之今回前記各條約の根本的改正を提議する所以も又偏に兩國親善の增進を圖らむか爲に外ならす故に貴國政府か中國政府の提議に對し必ず能く完全に贊同せらるへきを信すると共に貴國政府は中國政府と誠意を以て商議し之か進行に努力し最短期間内に於て雙方滿足すへき新條約を完成し以て兩國誠心親善の基礎を立たしめられむことを希望致候以上の次第は東京駐劄汪公使に對し貴國政府に照會方訓令し置きたるも右貴公使より本國政府に傳達方御取計相成度此段照會得貴意候　敬具

中華民國十五年十月二十日

外交總長　顧　維　鈞

大日本國駐支那全權公使　芳　澤　謙　吉　殿

（附屬第二號）　右に對する日本政府の回答覺書

在支帝國公使は大正十五年十一月十日左の覺書を外交部に交付せり

一、帝國政府は明治二十九年七月二十一日調印の日支通商航海條約及附屬文書並明治三十六年十月八日調印の追加通商航海條約及附屬文書の改訂を提議せる十月二十日附外交部公文に接し愼重考究を加へたり

二、外交部公文は先つ今次の提議が專ら日支親交の增進を圖るの目的に出でたることを明にせり帝國政府は篤と之を了承し其の目的に對しては全然深厚なる同感を表するものにして夙に支那の正當なる國民的宿望の貫徹に資せむか爲一切適宜の援助を與ふるの方針を確定し之を宣示せること一再に止まらす惟ふに兩國は其の重要なる利害關係に於て相一致する所極めて多し支那にして內に和平善政の惠澤を享け外に列國の間に伍して適正なる地位を占むるに至らむか日本國民の欣快之に過きさるへし

三、次に外交部公文中其の提議の根據として明治二十九年の日支通商航海條約第二十六條を援用せり同條約の解決は英文の正條を以て規準とするの規定あり右第二十六條の英文正條左の如し

（英文に基く飜譯）

締約國の一方は本條約批准交換の日より十箇年終了の時に於て稅率及本條約の通商條款の改訂を要求することを得然れとも若し最初十箇年の終了せる時より六箇月以内に兩締約國の孰れの一方よりも右要求の提出なく且右改訂の成立なきときは本條約竝稅率は前十箇年の終了せる時より起算し更に十箇年間其の現在の形態に於て效力を持續すへし爾後十箇年の期間修了する每に亦同し

四、帝國政府は本條の規定に基く外交部の請求を欣諾し稅率竝明治二十九年條約の通商條款を改訂せむか爲支那國政府と商議を開始するに異議を有せす

五、儀面前記外交部公文を查するに單に稅率竝明治二十九年條約の通商條款のみならす前揭各條約及附屬文書の

全部に亘りて根本的改訂を提議するの趣旨なることを推測せしむる數節あり斯の如き廣汎なる改訂の請求は日支間の現行條約規定中何等之を豫想又は容認せるものあるを見ず

六、然れとも日本國政府に於ては追て開始せらるへき商議の範圍を明治二十九年條約第二十六條の定むる事項に限らむとするの意思を有せす該事項の以外に渉る條約改訂問題に付ても帝國政府は法理論としては已の主張を保持すると共に特に同情を以て支那國政府の希望を考量するを辭せさるへく支那に於ても亦等く交讓の意を以て之に酬ふへきことを確信す

七、尚外交部公文中帝國政府の注意を惹きたる一節あり即ち六箇月以内に新條約の成立を見さるときは支那國政府は在來の條約に對する其の態度を決定し之を宣示せさるを得さるへく此の點に關し支那國政府は特に其の當然享有し得へき權利を留保する旨の聲明是なり帝國政府は斯くの如き留保の字句に對し失望の念を禁する能はす今や本件商議の成功を期せむか爲には偏に相互の信頼と好情とに俟つの外なきに當り右一節の暗示する意義は此の精神と調和せさる所あるを認む何れにするも帝國政府は玆に日支條約改訂の提議に應するに於て素より外交部公文中に留保せられたるか如き何等支那の權利なるものを容認する旨意を含まさることを率直に言明せむとす

（附屬第三號）　日支通商條約改訂問題に關する國民政府の通牒

（昭和三年七月十九日付）

國民政府は現代の情勢に適合し國際友誼及幸福を增進せむが爲一切の不平等條約の廢除及雙方平等且相互主權尊重の新條約締結に對し之が貫徹に努力すべき次第を本年七月七日鄭重に宣言し併せて七月十二日附を以て右貴國政府に轉達方貴公使に照會し置けり查するに光緒二十二年中日間に締結せられたる通商航海條約並に同附屬文書及同年九月十三日締結せられたる通商航海條約並に同附屬文書及同年九月十三日締結の前條約附屬議定書並に光緒二十九年締結の追加通商航海條約に對しては既に民國十五年十月第三次滿期に際し根本的改訂方を貴國政府に提議しあり。

前顯條約及一切の附屬文書並に規定は施行以來時日を經過する事既に久しく中日兩國間現存の政治及商務關係に對し不適當なる點鮮からざるを以て六箇月の改訂期間内に於て新條約完成せざる場合は當然舊條約の無效を宣示すべきものなりし處唯中日の邦交關係密接なるを以て之が邦交を鞏固親密ならしめむが爲屢々期限を延長し來りたるも未だ其結果を見るに至らず本月二十日を以て再び延長期限滿了のこととなれり仍て國民政府は七月七日宣言の主張を本とし平等相互の原則に基き新條約を締結することとし右新條約締結以前に於ては本國政府發布の「中華民國と舊條約既に廢止せられ新條約未だ成立せざる各外國との間に於ける臨時辨法」に依り實行すべきことを宣布し以て中日兩國の政治及商務關係を維持することとせり就ては玆に該臨時辨法七箇條寫を添へ照會す貴公使に於て上述本國政府の意旨を貴國政府に御轉達相成即時全權代表を特派し最短期間内に平等且相互主權尊重の精神を以て新條約を締結し現狀に適合せしめ兩國の睦誼をして益々鞏固ならしめ且兩國協同の福利增進を期せらるる樣致度切望の至に堪へず尚何分の儀御回答相成度し

中華民國と各外國との舊條約廢止後新條約締結前に於て適用すべき臨時辨法

第一條　本辨法各條に稱する所の外國及外人とは專ら舊條約既に廢止せられ新條約の未だ締結せられざる各國及

其の所屬人民を指す

第二條　駐支外國外交官領事館に對しては國際公法上附與すべき待遇を與ふべし

第三條　在支外人の身體及財產は中國法律の保護を受くべし

第四條　在支外人は中國法律の支配及中國法院の管轄を受くべし

第五條　外國より或は外國人民の中國に輸入し及中國より外國に輸出する貨物に賦課すべき關稅は國定稅率實行前に於ては現行章程に依り辨理す

第六條　凡そ支那人の納むべき稅捐は在支外人は一律に章程に依り納付すべし

第七條　凡そ上記各條に規定せられざる事項は國際公法及中國の法律に依り之を處理す

（附屬第四號）帝國政府の回答

（昭和二年七月三十一日付）

日本帝國公使は日支通商航海條約に關する昭和三年七月十九日附國民政府外交部長の照會を接受せる處國民政府は右照會に於て明治二十九年締結の日支通商航海條約及附屬文書竝前記條約附屬議定書及明治三十六年締結の追加通商航海條約及附屬文書は本年七月二十日を以て滿期に達せりと爲し新條約の締結方を提唱すると共に其の締結に至る迄の期間にありては國民政府の宣布せる「中華民國と各外國との舊條約既に廢棄せられ新條約未成立前に於ける臨時辨法」に照し實行を宣布する旨を通告せり仍て日本帝國公使は帝國政府の訓令に基き左記の次第を國民政府に回答するの光榮を有す

明治二十九年締結の日支通商航海條約第二十六條には

締盟國の一方は本條約批准交換の日より十箇年の終に於て稅目及本條約の通商に關する條款の改正を要求することを得

然れども最初十箇年の終より起算し六箇月以內に兩締盟國の何れよりも右要求を爲さず改正を行はざるときは本條約並に稅目は前十箇年の終より起算し更に十箇年間其の儘效力を有すべし而して其の後各十箇年の終に於けるも亦同樣たるべし

と規定しありて何等廢棄又は失效に關する規定なく從て兩國間に特別の合意又は協定なき限り之が廢棄又は失效を見る能はざるは勿論なるのみならず現に右條文には六箇月以內に改正商議の完了せざるときは條約並稅目は更に十箇年間效力を有すべき旨明記しある次第にして條約及稅目の更に十箇年間效力を延長したるは何等疑を容るるの餘地なし右は夙に帝國政府の抱懷せる見解にして曩に大正十五年十月北京政府外交部より通商航海條約改訂方に關して申出ありたる際之に對する回答に於て先づ右見解を明かにし更に其の後數回の商議期間延長に當りても常に此の點に關し支那側の注意を喚起し置きたる次第なり

以上の理由に依り本年七月二十日商議期間の滿了後と雖前記諸條約及附屬文書は依然として其の效力を有するものにして從て商議期間の滿了を以て條約の滿期なりとする國民政府の見解には同意せむとするも能はざる所なり

加之今次國民政府通告中新條約締結に至る迄の期間を同國政府の一方的措置たる所謂臨時辨法を以て律せむとするが如きは猶有效なる現行條約の失效を强ひむとするものにして實に條約の正文に違反し法理解釋上將又國際慣行上あり得べからざることに屬するのみならず國際信義を無視するの暴擧にして帝國政府の到底容認し難き所

なり若し夫れ條約の改訂に至りては帝國政府は其の屢々聲明せし如く支那國民の輿望と日支間各般の密接なる關係に鑑み之が商議に應ずるの誠意と用意とを有するものにして右は曩に北京の非公式商議に於て六ケ月の改訂期間滿了後も屢々商議期間の延長に應じて改訂の達成を計らむとしたる事實に顧みるも明かなる次第にして國民政府の夙に認識する所なるべく此の間不幸にして條約の改訂を見るに至らざりしは主として支那國内政上の不安定に基くものなることを特に指摘せざるを得ず

之を要するに條約改訂に關する前記帝國政府の態度は今日に於ても何等變更せる處なく從て國民政府にして此の際篤と國際の大義と日支兩國の友好善隣の關係に鑑み所謂臨時辨法實施の主張を撤回し現行條約の有效なることを確認するに於ては帝國政府は欣然改訂の商議に應じ其の適當と認むる改訂を行ふに吝なるものにあらず若しも然らずして國民政府は依然現行條約の失效を主張するの態度を固持するに於ては帝國政府は條約改訂の商議に應ずること能はざるのみならず更に國民政府に於て飽く迄其の所謂臨時辨法を一方的に强行する如きことある場合には帝國政府は條約上の權益擁護の爲其の適當と認むる措置に出づるの已なきに至ることあるべきを玆に宣明す

（附屬第五號）　國民政府外交部よりの在支芳澤公使宛覺書

（昭和三年八月十四日）

本年八月七日、七月三十一日附貴覺書を接到し、貴國政府の日支通商條約條文解釋竝改訂意見に關し、御來示の趣閱悉せり。貴國政府か條約改訂商議の誠意と準備とを有せられることを表示せられたるは、本國政府の欣然感謝する所にして、最も誠懇の意願と同情とを以て之を接納すへし。

蓋し新條約の締結は、國民政府が國交友誼を增進するの根本政策たり。光緒二十二年締結の日支通商航海條約同附屬文書及議定書竝光緒二十九年締結の日支追加通商航海條約は、何れも遠く三十年前の締結に係り、此の三十年間兩國間經濟商務人民關係及政治狀況には屢々變遷あり、自ら現時の情勢に適合する能はず。現狀に適せる條約を强て行はむとせば必ず困難頻出し、延て人民の誤解を惹起するに至るへく、是實に國交を敦睦にするの道にあらず。本國政府は此の原因に基き、當初締約の時と現狀の狀況とは既に狀勢遙かに異なるを以て、速に根本的改訂を爲し、平等相互の原則に根據し、新條約を締結し、以て貴我兩國努めて親善を計るの本旨に副はむとす。元より貴國政府が夙に同情を有し必ず誠意を披瀝し、共に之が進行に努め、以て兩國共同の福利を計らるる意あるを知る。

貴公使の覺書に依れば、光緒二十二年の日支通商條約第二十六條には、本條約所定の稅則及同條約内の通商に關する各條款は、後に至り若し一國が更に重修を欲する場合は、條約批准交換の日より十箇年を屆りとし滿期後六箇月以内に酌量改正を照會すべし。若し兩國双方共に改正を聲明せざれば、則ち條約稅則は從前通り辨理し、更に十箇年後に於て改正を行ひ、以後此の方式に從て處理すとの規定あるを以て、六箇月以内に改約商議完結せざる場合は、條約竝稅目は更に十箇年間效力を延長すと解し居らるる處、中國政府の見解に依れば、本條文の解釋は滿期後六箇月以内に於て、兩國共に改正を聲明せざる時に於て始めて條款稅則は十箇年繼續の效力を有す。換言すれば滿期後六箇月内に於て、若し何れか一方が改正の聲明を提議し竝既に改訂の商議を實行したる場合は即ち條款稅則は再び其の效力を延長せず。更に事實を以て之を證すれば、從前十年の滿期毎に、其の後六箇月以内に於て、貴我兩國共、更改を聲明するの提議なかりしが故に、本條約は再三延長して三十年の久しきに及べり

民國十五年十月二十日重ねて滿期となるや、中國政府は特に貴國政府に向ひ光緒二十二年の日支通商航海條約及其の一切の附屬文書竝光緒二十九年の日支追加通商航海條約を取纏め、之が根本改訂を提議し竝重ねて繼續せざるの希望を表示し、若し六箇月の條約改訂期滿了し新條約成立せざる時は、中國政府に於て舊條約に對する態度を決定し、之を宣示するの權利を保留する旨聲明せり是中國政府が夙に其の見解を表明せる所たり。故に貴國政府の六箇月以内に於て改約商議完結せざる場合、條約竝稅目は更に十箇年間の效力を延長すとの主張には遺憾乍ら同意し難し。依て國民政府は從來の見解を回顧し六箇月の條約改訂期間内に於て新條約を完成する能はざりしを深く惜み、一再ならず期限を延長したりしも依然其の緒に就かすして、本年七月二十日重ねて延長期限滿期に達せるを以て、玆に七月七日の宣言に基き、情勢變遷の原則に依り、貴公使に對し貴國政府が全權代表を特派し最短期間内に於て平等及相互主權尊重の精神を以て新約を締結せらるる樣傳達方照會せり。國民政府は夙に近年國際進步の潮流及本國々民の希望と其の經濟商務の狀況等を審に查し、一切の不平等或は現狀に適合せざる各條約は國際友誼を阻碍し平和保障に違反するものにして、且國際彼我の狀況既に時に變遷あらば永久に適應すべき條約は斷じて是無きものと思考す。依て情勢變遷の原則に依據し其の效力をして廢止又は中止せしむる次第なり。之を法理に照し之を先例に按するに本國政府の此の擧は絕對に國際信義を蔑視するの嫌なし。況や本部七月七日の宣言に中華民國と各國間との條約にして滿期となれるものは之を排除し別に新條約を締結し未だ滿期とならざるものは即ち正當の手續を以て解除し、之を重訂する旨聲明せる以上、滿期となれる條約と滿期とならざる條約とに對し、特に夫々規定を分ち法理と事實とを共に考慮したるは最も國際信義を尊重せし明證たり。即ち貴國政府が國際信義を無視するの暴擧と云ひ彼我兩國睦誼の深厚を以てして而も往復公文中に畢竟外交文書に平素見ざる所の字句を用ひられしは本國政府の深く遺憾とする所たり。

國民政府七月七日發布の臨時辨法は其の意中華民國と舊約滿期、新約成立前の各外國との間の政治、商務關係を維持するに在り、決して何れの一國にも偏するものにあらず。中日鄰交は密接にして關係複雜なるを以て本國政府は此の臨時辨法の施行に對し又曾て深甚の考慮を加へたり。

之に依り新條約の重訂に對する希望は甚だ切なるものあり。玆に貴國政府が欣然改訂の商議に應ずる旨表示せられしに依り、本國政府は一に至誠を本とし新條約商議開始の準備に從事すべし。

要するに國民政府唯一の懇望は、一に速に雙方平等相互主權尊重の新條約を締結し、以て年の經ること久しく現狀に適せざる舊條約に代ふるに在り。而して其の懇望を達するの眞意は、實に國際友誼の增進を計る所以にして本國政府は之を以て根本政策と爲すが故に、再三申述ぶるを憚らず。而して本國政府の最も希望するものは特に日支は同洲の隣國にして國交元より敦く共存共榮關係密接なるを以て、新條約の締結を速に完成し以て、國際的風潮を樹立し、兩國共同の福利を增進せむ事を深く希ふ。貴國政府は本部七月十九日附照會を查照し速に全權代表を派遣し、最近期内に於て商議を開始し、共に誠意を以て新條約を促成し、依て以て益々日支固有の國交を敦うし、兩國國民親善の基礎を確立せむことを切望す。依て重ねて查照の上貴國政府に傳達あらむことを請ふ。

（附屬第六號）　王正廷の談

日本側では日支通商條約第廿六條を解釋して六箇月以内に改訂交涉が成立しない時は條約及び稅則は尙ほ十箇年間有效なりと曰稱して居るが國民政府は之に同意出來ない。此の種の解釋は條約の本意でない、原條約に就いて

第四章　日支通商航海條約に關する交涉

て研究するものは直ちに日本側の錯誤を知る事が出來る。(以下支那文の原條約を引用しあり) 右の條約文中第二十六條に『彼我等しく更改を明言せざれば即ち條約は舊によつて辨理される』とあるを、日本文にては『兩締盟國は何れの方たるを論ぜず此の頃の要求を爲さず未だ改訂を行はざる時は本條約稅則は當に舊に照して十箇年の効力を有する』と書いてある、卽ち條約の文字から云へば改正又は實行を明言してないけれども『改正交涉が未だ成立しない時は』と云ふ文字はない。今回の日本の回答文に『未だ改訂を行はず』との意義を『未だ完了せず』に改めるのはたゞに解釋を擴大せるのみならず文字を換へて居るものと云ふ事が出來る。再び條約の字義に就て議論するに、該條約は『若し更改を聲明せざれば即ち舊によつて辨理』されるとある、反面から解釋すれば即ち聲明すれば舊に照して辨理しないといふ事になる、卽ち條約の更改は繼續されない、故に條約文中には廢棄又は無效の文字は無いが廢棄又は無效の意義を含むは甚だ明瞭である、一般では國民政府が條約上の規定を顧みずして斷然廢棄を主張するとなして居るが、之は獨斷も甚しきものである。

(附屬第七號) 芳澤公使の談

條約問題は目下尙ほ政府と協議中て、政府に於ける考慮の結果に就いてはまだ何等の訓令に接して居ない。王正廷氏のステートメントが新聞に出て居るが、王氏の陳述があの通りだとすれば、第二十六條の解釋に於て我方と王正廷氏との解釋が大いに相違して居る。成る程商議が完了すると云ふ文字は無いが、第二十八條に基づき英文により第二十六條を見ると、條約の改正が六箇月以內に實行、卽ちエフエクトされざる場合と書いてある、改正が實行されざる場合といふ事は、之を換言すれば改正の交涉終了せざる場合といふ事になると日本側では解釋して居る、若し王部長の主張を正しいとすれば、改正の商議が開始卽ちコンメンスせられざればとなる譯だがエフエクトといふ文字を用ゐてあるのだから、日本側としては其の解釋に同意出來ない。

第五章　日支關稅協定

◇

在上海矢田總領事は客年來日支諸懸案の解決に努力したやうである。矢田、王正廷兩氏間の總括的日支交涉は濟南撤兵問題に引きかゝつて停頓に陷つたが、一方矢田氏は上海に於て財政部長宋子文との間に關稅問題について交涉を續けて居つた。此問題は支那側焦眉の問題であり、爾餘諸國とは前述の如く夫れ〳〵關稅條約を結び、又結ばんとして居る際である。其何れもが最惠國約款を含有する關係上日本との交涉が進捗しなければ、爾餘幾多の條約も死文であり折角の努力も徒勞に歸する譯であるから支那側は此問題丈けは特に急いだやうである。が、日本としては厘金の撤廢、無擔保借款の整理を持出した。厘金の撤廢については日本以外、英米も同樣の要求をした。無擔保借款については支那側は僅少づつなりとも漸次關稅增收より償還することとし、差當り昭和四年度割當の償還額は擔保確實、不確實を一併して五百萬元とすることに折合つたやうである。右の結果日本の方でも國民政府

の財政的立場に同情し、關稅自主權問題は姑らく後日に讓り、不取敢過渡的措置として所謂七種差等稅率の實施に同意した。而して其交涉纏まり正に矢田氏と宋子文との間に調印せんとする間際に、王正廷の橫槍が入つて一時頓挫の形を示したが、本年一月十四日矢田王正廷兩氏の會合に於て最後の打合せを終り交換公文を作成する運びとなつた。右交換公文は本年一月末樞密院の手續を了して我政府は在北京堀代理公使に電訓して國民政府と正式に公文交換の手續を取らしめた。而して一月三十一日官報を以て左の如き簡單なる外務省告示を發して、支那國改訂輸入稅率を承認したる旨を公示した。斯くして支那は豫定の如く本年二月一日より新稅率を實施することを得るに至つた（新稅率表は本年一月三十一日の官報に讓り左に外務省告示主文のみを揭げる）

外務省告示第六號

今般支那國國民政府より本年二月一日以後左表支那國改訂輸入稅率を實施致度旨照會し來りたるを以て帝國政府は在支帝國臨時代理公使をして國民政府に對し右實施を承認する旨本月三十日附を以て回答せしめたり

昭和四年一月三十一日

外務大臣　男爵　田中義一

◇

前記の日支交換公文の內容は彼我政府に於て之を公にして居ない。少くとも我當局は議會に於て支那側の希望により、又支那側の同意なくしては右公文を發布し得ないと答辯して居る。（一の風說として備考第一に揭ぐる所參照）。顧みるに國民政府は客年十二月六日新輸入稅率表を發表し本年二月一日より之を實施する旨を公布すると同時に關係各國に之を通知して來た。我國では當時未だ關稅交涉未了の際であつたから右支那側の措置を不穩當視したやうであるが結局之を承認することゝなつた次第は前述の通りである。日本側では今回の新稅率を暫定的のものとして取扱ふやうであり當局者も議會に於て「現行條約の趣旨の下に」此稅率の變更に同意を與へたものであると云ひ又今回のは稅率の增徵であつて從來の現實五分稅に加ふるに附加稅（所謂ワシントン附加稅）を以てしたものであると云ふて居る。が、國民政府の方では關稅自主權に進むの第一步として國定稅率たるの形を取らんとしたことは前記客年十二月の措置によつても之を知るべきである、何れにせよ新稅率は前述の如く先年の關稅會議で議せられた七種差等稅率に由來するものであつて要するに當時列國側の要望たりし厘金の廢止、債務の整理等は後廻はしとなり、支那側の要望たる七種差等稅率のみが實現せられる結果となつた譯である。七種差等稅率とは從來の正稅であつた從價五分の關稅の他に七種（二分五厘、五分、七分五厘、一割、一割二分五厘、一割七分五厘、二割二分五厘）の附加稅を課するもので今回の稅率は

實に十二種七百十八品に分れて居る。我對支貿易の關する限りは其六割が最低率の二分五厘中に含まれ一割六分は五分の增率で、他の一割六分は七分五厘の增率、殘りの八分が一割以上の增率であるから我貿易の上に差したる影響はあるまいと見る人もある。記して後日の成行に徵せんとする次第である。以上は輸入稅殊に輸入附加稅に關する問題であるが支那側は新關稅稅率の實施と同時に內地稅局を廢止し、從來內地稅局で徵收して居つた輸出附加稅二分五厘即不當課稅として日本が抗議し來つた稅金を今度は公然海關で併せて徵收することゝなつた。我國は之に對して抗議する所があつたやうである（右課稅に對する我外務當局の解釋として傳へられるものにつき備考第二參照）が、ワシントン附加稅は右の如く漸く日支關稅によつて認めたとしても前記の如き不當課稅の續出は今後ます〳〵甚しかるべく而して之を防止することは仲々困難であらう。

（備考第一）

（一）、公文第一は帝國政府は國民政府申し越しの別表新關稅率を民國十八年二月一日より實施することに同意することを相互に確認したものであつて、關稅自主とか華盛頓條約の附加稅の規定又は新稅率實施の財政上の理由等のことには一切言及せず端的に新稅率實施の承認を求めて來た國民政府の照會文に對して同意を與ふると言ふ程度のもので列國の關稅條約に在る噸稅、子口半稅、陸境關稅のことには全然觸れて居ない。

（二）　公文第二は債務整理に關するもので次の三項より成る

一、國民政府は國務會議の決議により新關稅收入を以て外國に對する債務整理を行ふ原則を承認し、然して新關稅收入より債務整理に充當する額は年額五百萬元と定む

一、債務整理の細目に關しては國民政府は速かに各債權國に對し債權國會議開催方を招請する

一、外債整理の方針乃至範圍は民國十五年北京に於ける關稅特別會議債務整理委員會に於て討議せられたる範圍とす

右記の如く公文第二は國民政府が負擔すべき無擔保及び不確實借款償還の爲め、新稅率實施初年度に於て、五萬元を關稅收入中より充當するが各國の有する債權總額、及び次年度以後の償還額並に償還方法は遠かに債權者會議を招集して決定することを定めたものである。

（三）　公文第三は矢田、王正廷氏兩氏の署名になるもので其の內容は次の如くである。即ち

一、民國十五年北京に於ける關稅特別會議の決議案たる七種差等稅實施の際は厘金撤廢を條件とせるも帝國政府は民國財政の現狀に深く同情し、現行二分五厘の抵代稅（子口半稅）を新稅實施二ヶ年間各海關に於て徵收することを承認する。

一、但し現行二分五厘、五分の附加稅（華府協定による中間稅率にして從來不當課稅として徵收せるもの）は新稅實施と同時に廢止する事等を規定せるものである。

（備考第二）

支那側が輸出附加稅二分五厘の不當徵收を開始したのは一九二六年十二月廣東政府が對英貿易に於て手を染めたのが最初であつて、爾來英米初め列國は昨秋來の關稅自主權協定を結ぶまで抗議付で之れを納めてゐたのである然しながら英米初め關係列國の關稅自主協定には何れも最惠國待遇の規定が留保してあるので、去月三十日付を以て調印を終了した日支新關稅協定が支那輸入稅の改訂に關するもので、輸出稅には全然觸れてゐない關係上、支那側が從來內地稅局で徵收しつゝあつた輸出稅を各地海關に移管し引續き徵收することゝなれば實際問題としては依然として、不當課稅と見做されるのは當然のことであつて、そこで我政府は先般國民政府に對し嚴重抗議すると同時に、大連及青島海關に關する限り實力阻止を敢行することゝなつたものである、現行日支通商條約の有效なる存續を主張する日本政府としては同條約第九條により、輸入稅に關する新協定の如きものが締結せられぬ限り條約改正の成立するまでは隨じて現行五分以上輸出稅增徵を承認し難く、沿岸貿易稅及び抵代稅に就いても然りである、從つて若し支那側が合法的に之れが徵收繼續を希望するならば速かに日本とも條約改正商議を開始すべきであつて外務當局としても芳澤公使が今後引續き懸案交涉の場合は同問題に關しても是非曲直を說くことゝなるべく見方に依つては日支新關稅協定の改訂を見ることゝならう。

第六章　國民政府の承認

◇

最近我國は支那と關稅協定についての公文交換を行ふたことにより、國民政府を事實上に—詳言すれば事實上の政府として—承認した。これは既に議會に於て議員の質問（添田博士質問）に對する田中總理の答辯によつても明かである。加之其際當局者は「法律上の承認は條約改正の商議が纏まつた上でするつもりである。今日直ぐする必要はない」と云ふて居る。列强の中で唯日本のみが國民政府に法律上の承認—法律上の政府としての承認を控へて居るのであつて、他國は皆國民政府を法律上の政府として承認し終つた。

◇

米國は列强に先じて國民政府を承認した。即ち客年三月三十日南京事件の解決に關する公文交換を行ふたことによつて、事實上の承認をした。又客年七月二十五日米支關稅條約を調印したことによつて正式に—法律上の政府として—國民政府を承認したものと見るべきであらう、尤も之は明示の承認でなくして所謂默示の承認である。從て其承認の正確なる時日について疑問がないとは云へぬ。此種正式條約の「調印」と同時に正式承認はあるものと解するのが普通であるやうに思はれる。現に英國は下に述ぶる如く此見解を取つて居るやうである。例へば英外相チェーンバレン氏は客年七月三十日の議會に於て前記米支關稅條約のことに言及した上、『此種條約の調印（シグネチュア）は米國政府が支那國政府を承認したことになるとのことである』と云ふて居る（客年七月三十一日ロンドン、タイムス）。加之客年十一

月十四日の英國議會に於て外務次官は議員の質問に答へて『英國は目下支那と關稅事項に關する一條約を談判中である、此談判は間もなく成功するであらうことを希望する。而して此條約の締結（コンクリューション）は自働的に支那國民政府の承認となるものである』と云ふて居る（十一月十五日ロンドン、タイムス）。然るに米國では客年七月二十六日のザ・ユーナイテッド・ステーツ・デーリーは國務卿ケロッグ氏が支那との關稅改正に關する協約は國民政府の事實上の承認となる旨を語りたる由を報じ、尙ほケロッグ氏の附加した言葉として「事實上の承認は既に南京事件の解決即三月三十日によつて出來たものである」と云ふて居る。事實上の承認を二度する必要はない。從て右は異樣に感ぜられるが、カレント・ヒストリー客年九月號に載せたるクイングレー教授の意見によれば（同誌一〇六〇頁）關稅條約の交涉により米國は國民政府に事實上の承認をしたのであり、而して法律上の承認に對する第一步に出でたものである。法律上の承認は上院の同意を經て、大統領が之を批准した場合に初めて行はるものであると云ふて居る。蓋しケロッグ氏―即ち米國國務省も或は同樣の見解を持するものであらうか。

◇

前記米國が支那との關稅條約を結んで以來獨逸、諾威、白耳義、伊太利、丁抹、葡萄牙、和蘭、大不列顚、瑞典、佛蘭西、西班牙の諸國は―合計十二箇國―關稅條約又は暫定通商條約等の正式條約を結ぶことによつて、國民政府を正式政府即ち法律上の政府として承認した、從て支那と關係を有する主要國は殆んど全部―日本を除き―國民政府を法律上に承認したのである。今參考までに英國が如何に勿體らしく、仰々しく正式承認を行ふて、支那の歡心に投ぜんとしたかを知る爲め左の報道を掲げる

◇

英支關稅條約は客年十二月二十日南京に於て英國公使ランプソン氏と外交部長王正廷氏との間に調印せられた。英國公使は當日午前十時英國總領事海軍司令官等一行五名の隨員を從へ、國民政府會議廳に於て外交部長王正廷、同次官唐悅良、及民國政府秘書長古應芳氏等列席の下に、首席蔣介石氏に英國皇帝陛下の國書を呈した。尙ほ下關碇泊中の英國軍艦は禮砲を放ち支那軍艦も亦之に應答し公使通過の沿道は軍警多數を配し敬意を表すると共に、警戒を莊嚴ならしめた。

英國政府は右新條約の調印と國書の捧呈とに依つて、國民政府の法律上の承認を行つたものである之に就ては別に正式の宣言又は聲明の如きものはなかつたが、英國下院に於ける討議中同國外務次官が前記の如く「關稅條約が成立することとならば其の必然の結果として國民政府の法律上の承認といふことになる」と述べて居るので、支那側では條約調印と國書捧呈とを以て英國政府は完全に國民政府に對する正式承認を終つたものと認め、英國が列國に先んじて斯うした態度に出たことに對して非

常に感謝して居る、又英國側に於ても今回の條約の成立を以て英支關係を健全なる基礎に置く確實なる第一楷梯なりとし、英國が曩に宣言した自由主義の對支政策を愈々實行する機會が到來したものであると云つて居る。

◇

我當局者の議會答辯によれば「差當り國民政府の事實上の承認だけで差支ない。法律上の承認はゆつくりやればよい」と云ふ意向のやうであるが、果してさうであらうか。抑も「事實上の承認」とか「事實上の政府としての承認」とか云ふものは如何なるものであらうか。事實上の政府に二種類ある一般的（ゼネラル）事實政府であつて、他は局地的（ローカル）の事實政府である。我政府今回の承認は、國民政府を以て果して一般的の事實政府と承認したものであるか、否か。關稅協定は支那全般に付て適用を見るべ、特に東三省―又は滿蒙―につき別異の關稅協定も出來なかつたやうであるから、我政府がなした今回の承認は一般的事實政府として南京政府を承認したものであらう。そこで問題が發生する。と云ふのは果して我政府は所謂滿蒙の權益に關しても、南京政府を相手とするつもりなりや否やと云ふ問題である。新聞紙の報ずる所によると―從て吾人は其確否を保證し得ないが―政府は『國民政府を正式に承認する以上は、其外交權は當然國民政府に統一せられるものと見るが、しかしそれまでに滿蒙に於ける諸懸案を解決すると共に、國民政府をして滿蒙に於ける我特殊權益に關して保證せしむることは勿論である』との意向を有するやうである。假りに然りとすれば、滿蒙の懸案解決は矢張り奉天官憲―張學良―相手に行ふつもりであるやうにも見える（假りに右懸案解決につき何人かと交渉するものとして）。そうなつて來ると奉天官憲をも地方政權―即ち一の局地的事實政府―と見做すものと云はねばならぬ。從て南京政府即國民政府も一般的事實政府にあらずして局地的事實政府に過ぎないことになる。滿蒙交渉は南京政府を相手とするのが便利か、奉天官憲（今や南京政府の一役人たるに過ぎざる張學良を首腦とする所の）を相手とするのが利益か。吾人之を知らず。唯何れにせよ多大の困難あるべきを想像するのみである。しかしそれは政治的考察である。法律的考察としては、我政府今回の承認が右の如く一般的事實政府としての承認であるならば、今後奉天相手の交渉は不合理となり、又奉天相手の交渉を續けんとせば今回承認した國民政府は局地的の事實政府と云ふことになり、關稅協定についても更らに奉天官憲と別に公文交換を行ふにあらざれば不合理とならう。『理窟はぬきにして、實際何とかやつて行ければよいので、支那のことはそう理窟づめに行くものではない』とは往々にして吾人の耳にする所であるが、右の問題が理窟拔きにして何とかやつて行けるかどうか。即ち滿蒙交渉の將來―殊に何者を相手とするやの點につき―如何。實際事の成行が之に答ふるであらう。

◇

吾人は決して支那の爲めに辯ずるものではない。支那の日本に對する態度を決して合理的とは見ないものである。殊に條約破棄の問題につき爾か云ふものである。支那は日本との通商航海條約の一方的破棄を聲明した。之を日本に通告して來た。これは支那として無謀である。如何なる國內的理由があるかは知らぬが無謀たることに變りはない。新たに成立した國民政府が—全支那の正當政府として—即ち所謂『法律上の政府』として妥當せんと欲するならば(一)政府としての統一的實力を事實に示すと同時に(二)支那の國際義務を履行するの意思あり用意あることを中外に聲明するのが賢明であつた。否そうせねばならぬ。然るに事玆に出でずして徒らに『不平等條約の廢棄』を絶叫して、國際義務不履行の決意を表明し、之に次ぐに其決意の實現—即ち我國其他に對する通商條約の一方的廢棄—を以てした。如何に支那の國民的要望が世界の同情を表すべきものなるにせよ、條約の『改正』を行はずして其『一方的破棄』(當該條約に豫定せざる方法により)を行ふは同情を博すべき所以でもなければ、又同情を博すべき筋合でもない。否大に排斥すべき所である。吾人は深く之を支那の爲に遺憾とする。我政府が右の點を以て彼に責めたのは決して無理でないのみならず極めて合理的である。—此の一點を理由として—即ち條約の一方的破棄を理由として、國際義務の不履行を理由として我政府は國民政府の承認—正式承認(即ち法律上の政府としての承認)—を拒むべきものであつた。我政府は現に右の正式承認を拒んで居る。しかしそれは果して右の理由に出づることを充分明にして居るか吾人は之を知らぬ。支那からまだ條約破棄の通牒を受取つて居らぬ英米が—條約改正の希望は受取つて居るにしても—相前後して國民政府を正式に承認したことは姑らく別として、我國としては右の理由により正式承認を留保するのは寧ろ理の當然である。しかし、もし國民政府にして自制を加へて、國際義務を履行するの意思と能力とを示すに於ては日本初め他國は支那の合理的なる希望に應じて、條約改正を行ふに躊躇しない。各國は先を爭ふて支那の合理的欲望に迎合せんとして居る。條約改正の用意あることを言明して居る。我國亦固より然りである。變態的外交關係に於て—即ち所謂事實上の承認をなしたのみの政府を相手として—通商航海條約の如き一般的經常關係の問題を討議し乃至之が條約に調印するが如きは穩當でない。即ち日支兩國の外交關係を經常普通の狀態に引戻した上で—即ち正式承認をした上で—通商條約や鐵道協定を結ぶべきものである。特定問題につき支那側に於て國際義務違反—條約違反—の事實あらば正式承認の後に於て先方の國際不法行爲に對し國際責任—國家の責任—を問ふも決して遲しとしない。尤も米國がソヴイエト政府の承認を十數年の今日まだ拒んで居る例もあるから、我國が國民政府の承認を前述の理由により事態改善の時期まで拒んで居つても

敢て先例のないことではない。否正式承認拒絶又は遅延の實例は山ほどあるが、それにはそれ〴〵の理由があり、掛引もあつた。漫然右承認を引延ばしたものではない。就中ボリチカル・ウエポン（政治上の武器とでも譯すべきか）として承認の拒絶又は遅延を行ふたものである。しかし事實政權の確立後あまり長く正式承認を引ツばれば―現に米國がソヴイエト政府に對する如く―種々の困難と面倒とが簇生する。支那に對して重なる外國が現に正式承認を濟ませた今日に於て、我國獨り何時までも正式承認を拒むに於ては、彼我双方にとり―獨り我方にとりてのみではないことを斷り置く―種々の困難に遭遇するであらう。如何なる困難に遭遇するか、それは將來の問題である。玆には國民政府に對する正式承認は支那の反省を前提要件とすることを述ぶるに止める。尤も我方の態度としても一切の懸案解決を待つて初めて正式承認を行ふと云ふにあらば（果して然りや否やは保せずとして）百年河清を待つの評を免れないであらう。但し前に述べた如く支那が國際義務不履行の意思を表明し通商條約廢棄を取消さざる現在の態度を改めざる限りは、我方獨り其態度を改めるも詮なきことである。又之を改める譯にも行くまい。吾人は日支兩國の關係が經常狀態に復し、兩國の當局者が平靜に、大局より打算したる交涉を行ひ、以て懸案解決に當らんことを望むで已まざるものである。尤も此希望が近き又は遠き將來に於て實現せらるるや否やは、事將來に屬するが故に玆に豫斷豫言を避ける。

第七章　日英と支那

◇

客年（一九二八年）十一月二十三日のロンドン・タイムスは日英兩國の支那に於ける協調（コオペレーション）と題して東京通信員の通信を載せて居る。曰く

支那に於て日英兩國の協調を從來よりも密接ならしめたき官邊の運動は日本新聞紙の報ずる所であり、外務省も事實無根とは云ふて居ない。日英同盟條約は一九二二年のワシントン條約（太平洋方面に關する四國條約を云ふ）に吸收せられたるも、其精神は今日尙ほ存すること兩國政治家の屢次繰返した所であると稱せられて居る。目下日本に於ては獨り官邊のみならず他の有力者間にも日英兩國の協調を促進することに贊成であり、如何にして之を促進すべきやの方法につき考慮せられつゝある。右の了解を日英兩國に限るつもりはなく、支那に利害を有するも米國其他も之に參加することが希望せられて居る。要するに右は支那に關する問題につきコンモン・フロントを再現せしめんとするものゝ如く見える。現在の支那に於ける列國協調の欠缺は支那をして以夷制夷の策に出でしめ、何れの問題も解決を阻止せられて居る。日本の新聞紙は右の提議を客年九

月倫敦に於て內田伯によつてなされた會談に歸せしめて居るが、官邊では此說を裏書しやうとはしない。大阪邊の實業家は日支友交關係の回復遲きに苦しみ、政府に對して、右日英協調に關する進言をなしつゝあるやうである。

翌日（客年十一月二十四日）のタイムスは更らに「內田伯が客年不戰條約調印の爲め渡歐の序を以て倫敦を訪問せられ、其機會に於て英國外務省の代表者との非公式會見を遂げ、日英兩國は其對支政策に於て出來得る限り一致の行動を取らんとの提議をなし、之に對して英國側も贊意を表した。而して勿論右の提議は米國其他にも通知せられた。且つ內田伯は歸國の途次華府に立寄られて暫らく同地に滯在せられたから同地に於ても同じ意味の會談が行はれたものと推測せられる」旨を報じたる上、「右の了解は勿論支那に對抗するものにあらずして、寧ろ豫防的の目的を有するものである。即支那政府が列國間の異見不和を利用して之に乘ずるが如き機會なからしめんとするに過ぎない。英國に於ても日本に於ても往年の日英同盟を復活するつもりはない」と附加してある。尙ほタイムス紙は同日の社說に於て右の趣旨を敷衍し、且右の如く日英が外交上の協調を維持し、或問題につき列國が支那と交涉する場合、兩國が充分且隔意なき意見の交換を行ふはワシントン條約（支那に關する）の原則にも合してをり、從て右協調が排他的でない限り歡迎すべきものであると論じ、最近米國が他國と豫め通知することなく、支那と關稅條約を結んだことに不滿の意を表し、及び支那が所謂不平等條約と稱し他國との間の條約を勝手に破棄するの不都合を指摘し、『日英の協調は決して支那の正當なる要望（レジティメート・アスピレーション）に對抗して活動すべきものではないが、支那國內の狀態未だ安固を缺き共產黨の殘黨未だ滅びざる今日、極東に於て列國は國際的個人主義を取るべきの時期ではない』と論じて居る。

◇

越えて數日、即十一月二十八日の米國下院に於て、右の日英關係について英國外相チェーンバレン氏は議員の質問に答へて左の如く述べた（一九二八年十一月二十九日ロンドン・タイムスによる）。

支那に關して日英兩國間の關係は一九二二年のワシントン條約（支那に關する條約）第七條に規定したる「充分にして隔意なき交涉（コムミュニケーション）の義務」と、日英兩國が支那に於て他のワシントン條約國よりも遙かに大きい利益を有するの事實とに基礎を置くものである。此等事情の下に於て兩國政府は北京に於ける日英兩國公使の間に常に通知及相談をなさしむることにより兩國の互に維持せんとする密接なる接觸を促進發展せしむることに、非公式乍ら同意したのである。斯くして在北京日英兩國公使は新しき問題の起る每に其問題に關する相手國政府の所見を充分承知したる上、其問題につき兩國が共同の行動に出づることが望ましきや否やを考慮するを得べく、又其否定的なる場合には其理

由を聽取了解して之を自國政府に說明することを得るのである。

日英兩國の間には右の如く北京に於ける報道及意見の非公式交換（これは今後も續けたいものである）以外、何等他の話合（アレーンジメント）ひは別段新しいデイパーチュアではなく、ワシントン條約上の義務の自然の結果である。右同樣の會話や相談は時々北京に於ては英國公使と他國公使との間にも行はれる。若し夫れ英國の支那に於ける政策に至つては一九二六年十二月及一九二七年一月の我聲明中に述べてある通りであつて毫も易る所はない。（因みに此二聲明については第一編第一章に述べたる所參照）。

右チェーンバレンの答辯は餘程用心して文句を選んで居る跡が、歷然と觀取せられる。尙ほ同外相は更らに議員の質問に答へて、自分は就職以來、支那に於ける共同利益については日米と仲よく仕事をしたいと云ふ熱心なる希望を持つて居つたと云ふて居る。此等の文句は先年英國が支那で苦しめられた際、日米に共同一致の水を向けて來た風說を肯定するやに見ゆる。當時日米共においそれと英國の希望に應じた形跡はない。否、應じなかつた形跡がある。從て今更日本が苦しい時の神賴みのやうに英國に縋つて見た所で、英國が既定の方針や政策を曲げて日本に附和雷同するものでないことは知れ切つたことである。我當局者固より斯かることを期待するものではないであらう。現に右答辯の末段

にも英外相は其對支政策が一九二六年十二月及翌年一月の兩聲明で決定して居る、確定不動である。今更ら何處からどう云ふて來ても動くものではないと公言して居る點は注目に値する（第一編第一章に述べたる英國の對支政策參照）。右答辯によるも日英同盟の復活でないことは勿論、日英協商でも何でもない。兩國間特定の問題につき友交的解決を遂げたのでもなければ、一般の場合に通用する特殊の共同動作を內約したものでも何でもない。唯ワシントン條約による「充分にして隔意なきコムミュニケーションの義務」に基いて北平に於ける日英兩公使が或問題の發生した場合之について所見及報道の交換をすると云ふに過ぎない。其結果其問題につき兩國が同一步調を取ることが出來ればよし、出來なければ其出來ない理由を話合つて本國政府に報告する迄である。これ丈けのことに過ぎない。英外相は同樣のことは北京に於て英公使が米國其他の公使とも從來やつて居つた所である。別段新奇の試みではないと說明して居る。此點について議員からの進んだ質問もあつたやうであるが、それは餘り細かくなるから省くとして、玆に一言したいのはワシントン條約に所謂「充分にして且隔意なき交涉の義務」である。右は支那に關する九國條約第七條にある文句である。同條の邦譯には「交涉」と譯してある。が、私は其當否を疑ふものである。原語はコムミュニケーションであつてネゴシエーションではない。何れにせよ前記の如く情報の持寄りか、意見の交換かが關の山である。況んや必ずしも

常に凡百の問題につき協同一致の歩調を取ると云ふのではない。前述英外相の答辯の如く同一歩調を取る場合もあり、取らぬ場合もある。利害（コンモン・インテレスツ）を同じうする場合には同一歩調を取るが、然らざる場合は同一歩調を取れぬ。唯十分隔意なく話合ふ丈けである。果して然らば何もワシントン條約を擔ぎ出す必要はないではないかと云ふことになる。殊に當該條約（支那に關する條約）第七條には「本條約の規定の適用問題を包含し且右適用問題の討議を爲すを望ましと認むる事態の發生したるとき」に限り右の「充分にして且隔意なき交渉」を見ることになつて居る。何れの場合でも何れの問題についても隔意なき交渉を行ふと云ふのではない。日英兩國の公使が或問題につき互に腹藏なき意見の交換を行はうと、又日米の公使が互に十分なる情報交換を行はうとそれは一向差支ない。條約違反でもなければ、態々條約上の根據を捜がす必要もない。要するにそれだけならば日英でも又第三國でも取立て騒ぐほどの事柄ではあるまい。

◇

内田伯の歐米諸國歴訪について本年の議會に幣原男よりの質問があつた。それに對して田中外相は「特別な協調」を結ぶつもりではなかつたと云ひ、「唯日支關係につき種々なる宣傳が行はれて、日本に對する誤解の起る虞があるから、日本の立場につき誤解なからしむる様に各國の首腦者と會見の上說明の勞を取られたに過ぎない」、又「日英兩國は互に是から相談をし、協調を益々濃厚ならしむるやうにして行かうと云ふことについて話をされる、其話を筆記して殘して置くと云ふことは、是は常にあることであります。是は私はないとは申さないのであります。併しそれを私は今日公表する必要を見ないのであります」と述べある。前記チエーンバレン氏の議會答辯と對照して味ふべきである。

第三編　米國を中心として

第一章　不戰條約

第一節　不戰條約の締結

◇

客年四月十三日米國政府が其不戰條約案を諸大國に提示して參同を求めたことは、列國の外務省のみならず、世界をして驚異の眼をみはらしめた。尤も其以前から米佛兩國間に不戰條約が懸案となつて居つたことは、本著第一卷中に述べた所である。從て玆に之を繰返す迄もないが、約言すれば一九二七年六月ブリアンが米國に對して僅か二ケ條より成る不戰條約案を提議したのが抑もの初まりである。此提議は米佛兩國間丈けに不戰條約を結ばうと云ふのであつた。しかるに米國は此結構な條約を兩國丈けの間に限るのは惜しいから、之を他國との間にも及ぼさうと云ふのである。所謂多邊的條約としやうと云ふのが、米國の回答であつた。其結果佛國と米國との間に數次の交涉往復を重ぬるに至つた(註一)。が、とう〳〵、佛國も讓歩して―多少の文句を付けたが―多邊的條約に贊成するの已むなきに至つた。そこで右の如く米國國務卿は客年四月十三日付で、日英佛獨伊の諸大國に對し所謂不戰條約の締結を慫慂して來た。昔支那の或政治家は法三章を以て天下を治めんとした。今日の米國は僅か三條より成る不戰條約を以て國際の平和を期せんとして居る。米國提案の第一、第二兩條は正に佛國ブリアンの提案そのまゝと云ふべきものである。第三條は締約國の批准や第三國の加入に關するものである。人は云ふ、若しも提案者が米國でなかつたならば、世界は之を一笑に付したであらうと(註二)。從來國際聯盟やロカルノ會議で、すつたもむだで、種々の努力が試みられたに拘はらず、未だ戰爭を全然世界から驅逐することが出來なかつたのである。それを米國は僅か三ケ條否實は二ケ條より成る一條約文で片付けやうと云ふのである。佛國が侵略戰爭禁止のみに限局せんとする提議を斥けて、米國は一切の戰爭を排斥せんとするのである。簡單であり又痛快ではあるが、米國案を受取つた諸國は果してそれが實行出來る話であるかを一時疑ふたのも無理はない。暫らく茫然自失したのも無理はない(註三)。

◇

右米國の提案を見るや佛國は別に佛國案なるものを各大國に送り付けた(註四)。其佛國案が前記米國案と違つた所は、(一)正當防衞權の行使を認めたること(第一條中に)、(二)一締約國が本條約に違反

するときは他の締約國は右違反國に對し全然本條約上の義務を免がるゝこと（第三條）、（三）本條約の規定は締約國が既に加入せる國際條約より生ずる義務に何等牴觸せざるべきこと（第四條）（四）本條約は世界各國に對して參加を求むべきこと（第五條）等を規定せんとしたことである。佛國以外の諸國も自衞權（又は正當防衞權）其他につき米國案に懷疑的な模樣が見えたから、米國國務卿は客年四月二十八日米國國際法學會の會合に於て、同國の不戰條約案に關する一場の演說を試みて、米國の所見を示し、諸外國の疑を解かんとした。曰く（一）自衞の權利は國家に固有のものであつて、不戰條約の增減し得る所ではない、（二）國際聯盟規約、ロカルノ條約及佛國の所謂中立條約は何等不戰條約と牴觸するものではない、（三）不戰條約の締約國にして之に違反したものがあつた場合、爾餘の締約國が右違反國に對し不戰條約上の義務を免がるゝは當然（自働的）である。（四）不戰條約の一般的なるべきこと。即世界各國を包容すべきは米國の當初から希望する所であるが、先づ六大國に於て之に調印することは世界平和の爲めに一大保障たるを失はぬ、と。右の演說を讀んだ後、英國は對米回答を發して、（五月十九日）、「戰爭を國策の具として使用することを無制限無條件（without restriction or qualification）に排斥せんとする」米國案の趣旨に贊意を表し、此れを支持すると同時に、佛國側との調和を計らんとし、兩者の橋渡しをなすの努力を見せた。右英國回答に於ては、英國は同國が特殊利益を有する一定の地域に於て他の干涉を許さず又總ての攻擊に對し保護の措置を執るため自衞の手段として行動の自由を保留せざるを得ざるを明言すると同時に、國際聯盟規約、ロカルノ條約の尊重は同國外交の基本たるのみならず歐洲平和の基礎たるものであるから、同國は右の條約を弱むる何等の條約に同意することは出來ない。が、不戰條約は右の條約と其目的に於ては同一であると認める。唯前者（聯盟規約及ロカルノ條約）は義務違反者に對する制裁（サンクション）を規定して居る點に於て、戰爭廢止（不戰條約）よりも一步を進めたものである。故に兩者の間の（一方は不戰條約と他方は聯盟規約、ロカルノ條約との間の）牴觸を避けんが爲めには、不戰條約を無視して戰爭を始めた國（他の締約國を攻擊し出した國）に對しては、爾餘締約國は―佛國案の如く―不戰條約上の義務を免がるゝこと、即ち此場合聯盟規約又はロカルノ條約による制裁手段が行はれ得ることにしなければならぬと述べて、佛國の主張を支持して居る。かと思へば、他方に佛國の他の主張―不戰條約の一般化即世界の總ての國を包容すべきの主張（佛國の主張も此點絕對的ではないが）―に對しては之を緩和して世界各國の調印あるまで此不戰條約を眠らしむるの必要はない。唯『歐洲の若干國』だけは最初調印國の中に加へたいとの意向を見せた。右『歐洲の若干國』とは主としてロカルノ條約國（米國當初の提案中に數へ上げた大國以外の）を指すものであつて、ベルギー、ポーランド・チェコスロヴアキア

の諸國であるが、又歐洲ではなくとも英國の海外自治領も原調印國の內に算せられて居る。以上十數國を原調印國として、不戰條約は調印せられることゝなつた。これは米國が第二回の提案を前記諸國に送付した結果である（六月二十三日）。第二回の提案と云ふても第一回の提案と殆んど變化はない。唯條約の前文（プレアムブル）に若干の新文句が附加されてある位のものである。即其前文に『締約國にして自國の利益を計らんが爲め戰爭を爲すものは、本條約よりする利益を剝奪せらるべし』との文句が挿入せられた。其意味は佛國案第三條の所謂『本條約に違反するの締約國に對しては爾餘締約國は當然不戰條約上の義務を免がれる』と云ふのと同趣旨であり、唯米國案は之を條約の本文に掲げずして其前文に掲ぐるの相違があるのみである。

◇

前記の如く最初米佛兩國間の條約たらしむべき目的を以て巴里華府兩政府間の交涉に上つた佛國側の不戰條約原案が爾來幾多の曲折を經て日、米、英、獨、佛、伊の六主要國間に、否右の外ロカルノ條約調印國及び英國自治領並に印度を包容する十五政府間に（米、英、佛、獨、伊、日、白、波、致、濠洲、新西蘭、南阿、加奈陀、愛蘭自由國、印度）結ばるべき所謂多邊的不戰條約案となり、米國側の前記改訂案（六月二十三日附）に對し關係諸政府の全部から受諾的回答があつた結果、本條約は愈々巴里に於て調印を見ることゝなり、條約調印式は八月二十七日午後三時佛國外務省「時計の間」に於て施行された（八月二十八日ル・タン參照）。馬蹄形に造られたテーブルには佛國外相ブリアン氏座長席に著き、其右に獨、白、伊、日、波、チエコ、左に米、英本國及各領土都合十五政府の各全權が著席し、ブリアン氏は嚴肅なる態度を以て約十五分に亘り歡迎辭と共に本條約に關する所感を述べ、列席者及傍聽者（佛國首相ボアンカレー氏を始め佛國著名の政治家と外交團等を含む）の拍手裡に演說を終つた。次いで英、佛兩文の條約正文が朗讀せられた後、國名のアルハベツト順で（佛語に依る）各全權が署名した。其の都度滿堂は拍手を以て之を迎へた。殊に獨逸代表ストレーゼマン氏が勞頭第一に署名せし際には、滿堂各員の感動をそゝつた。斯くて調印式は約一時間にして無事終了した（右調印終了と同時に更らに四十八箇國に對し當該國駐剳米國使節を經て不戰條約加入を勸告するやうに招請狀が發せられた。尙ほ露國へは佛國代表者から招請狀を取次いだ。米國からケロッグ氏は該條約の調印式に參列の爲め態々巴里まで出掛けて來たが、ブリアン氏のみが獨り演說をしてケロッグ氏は沈默を守つた。唯調印の爲めに伍を追ふて場に入り、伍を追ふて場を退いたに過ぎなかつた。世人は物足りぬ心地がした。條約文に署名する爲めに態々數千里を遠しとせずして、歐洲まで出掛けて來て默々として歸つて行つたのは、世人をして種々の揣摩臆測をなさしむる種となつた。ハーヴル市長が

ケロツグに贈つた『平和のペン』は條約調印のときに各署名者によつて使用せられたが、インキの出方が惡くて、ケロツグを惱ました樣子であつた。これも不戰條約の將來に對する瑞徵ではあるまいなどゝ、當時既にケチを付けたがる通信員もあつた。が、ブリアン氏當日の演說によれば今回の不戰條約なるものは『國策の手段としての戰爭』―即ち戰爭の最も特種なる且最も恐るべき形式たる『利己私慾の戰爭』（ストエヴオロンテール）を留保なく排斥するものである。從來は一國主權の發動として『神聖なる權利』と視られて居つた右の如き戰爭が、今後は其の危險なる『正當性』を剝奪せられるのである。戰爭は今回の條約により『法の外』（"hors la loi"）に置かれたと云ふのである。果して然らば一切の戰爭、否利己私慾の戰爭は、何等の留保なく、今後に於て世界から影を隱すことゝなるであらうか。

◇

不戰條約の效力は果して如何。之れまでは『戰爭』は國際紛爭解決の方法手段として公認せられた制度（インステイテユーシヨン）であつた。今後は此不戰條約によつて此公認制度を廢止しやうと云ふのである。即ち戰爭を法（國際法）外に置かうと云ふのである（所謂outlawry of war）（註五）。一『制度』としての戰爭を否認せんとするのである。『國策の手段』（an instrument of national policy）としての戰爭を廢棄せんとするのである。『國策の手段としての戰爭』とは如何なる意味であるか。一切の戰爭を包含するものであるか。それとも或種の戰爭―例へば制裁手段としての戰爭―を除外するものであらうか。米國の趣意は凡ての戰爭を排しやうと云ふのである。侵略戰爭と防禦戰爭とを區別せんとする佛國の主張に反對するものである。否侵略戰爭と防禦戰爭とは之を區別すること困難否不可能なりとするものである。しかし乍ら前述の如く自衞權は認めるのであるから、自衞の戰爭―防禦戰爭―又は自衞の心要に出づる干涉の如きは、事實之を排斥することは出來ないであらう。が、『戰爭』は法の禁ずる所となり、（勿論締約國間に於てのことである、而して締約國は漸次增加せらるゝつもりである）所謂『戰爭を爲すの權利』（と云ふものなりとせば）なるものは之が爲めに無くなるのである。少くとも帝國主義的戰爭、侵略戰爭は出來なくなるのである。否『戰爭』は今や時代錯誤であることを條約文に明記したものである。『制裁戰爭』―例へば國際聯盟規約が認める制裁手段としての戰爭―も一應は排斥せられる。換言すれば條件付にて認められるのみである。即ち前述の如く不戰條約違反國に對しては制裁戰爭もあり得るが然らざる場合制裁戰爭は排斥せられる。否其場合には制裁戰爭の必要はないのである。果して然らば不戰條約違反國なりや否やを決定する標準如何。又之を決定するの機關如何。此等の問題其他面倒なる法律問題については種々の疑問や議論も出るが、ケロツグ氏（米）やチエーンバレン氏（英外相）の如き連中は、成る可く此等の難問を避けて、あつさりと不戰條約

を片付けやうとした。固より英佛獨の外務省の法律家連が、鳩首相談した事實がないではない。フロマジョー(佛)、セシル・ハースト(英)、ガウス(獨)の諸氏が凝議したことは事實である。米國が不戰條約を各國法曹會議の審議にかけることを嫌ひ且避けたことも事實である。が、歐洲從來の經驗―國際聯盟規約よりゼネヴア議定書に至る―に顧みて戰爭排斥の目的を達する爲め、議論よりも實際で行かう、法律論よりも精神で行かう、制裁手段よりも國際信義で行かうと云ふのが今回米國提唱の趣意である、各國の「共同の力」よりも寧ろ「各國民の良心」に訴へて、戰爭排斥を行ふと云ふのが今回の不戰條約の精神である(註六)。

◇

世界現在の六大强國が此れを條約面に誓約し、ロカルノ條約國、及英國自治領を加へた世界の主要國が不戰條約に調印した以上、此等諸文明國の間に於ける戰爭は今後無くなる譯である。倫敦タイムスの語を借りて云はゞ『不戰條約の調印は今日幸にして先進國の間に存在する心理狀態を記錄し、確認し、之を永久化するものである』(註七)。之が爲めに獨り米佛間のみならず、英米間、日米間の戰爭はあり得なくなつた次第である。獨佛間の戰爭の如きも從來のロカルノ條約の外に今回の不戰條約で堰き止める譯である。否第一線は不戰條約で、第二線がロカルノ條約で防止することゝなる次第である。

他方に於て戰爭に代りて國際紛爭を解決する手段が講ぜられねばならぬことゝなる。從來と雖も國際紛爭を平和的に―戰爭以外の方法により―解決せん爲めの手段方法はあることはあつたが、不完全、不十分であつた。それが今後は漸次完備に導かれねばならぬ。特定の國際紛爭が起つた場合、如何なる手段により之を解決するかは別として、兎に角平和に―戰爭以外の手段により―之を解決しなければならぬことゝなつた。理想的に云はゞ今回の不戰條約は從來遲々として進まなかつた軍縮運動や國際紛爭平和的解決方法を促進する爲め、背水の陣を敷いたものとも見られる。國際聯盟や國際裁判所が無用の長物になつたのではない。今後益々其機能を發揮せねばならぬことゝなつた。米國は國際聯盟に加はらぬが、國際聯盟の目的とする世界の平和に貢獻する爲め、不戰條約に調印することゝなつた。否之を首唱したことは聯盟論者、平和論者の至大の收穫とする所、隨つて其歡迎する所である。其首唱の動機が國內の大統領選擧に資せんとするにあるや否やの如きは問ふを要せず。又條約文の法律的疑問の如きも强ひて此際問ふを要せずとする所以である。

◇

果して然らば不戰條約の締結により、『兵力の使用』は今後世界に跡を絕つに至るであらうか。世界の各地は兵戰の慘禍を免がるゝことになるであらうか。之に對して直ちに無條件に、然りと答ふるこ

とは出來ない。締約國間の『戰爭』を禁ずること、之れが不戰條約の趣旨であり、目的であり內容である（註八）。戰爭は必ずしも凡ての『兵力使用』を含むものではない。又一方から云はゞ戰爭は必ずしも直ちに兵力使用を伴うものでもない。但し强國間の兵力使用は殆んど常に戰爭となる。力の相如ける强い國相互の間には戰爭はあり得るが、强國と弱國との相撲は戰爭にならぬ。又戰爭とは云はぬ或は復仇（報復）手段とか、干涉とか、自衞手段とか云ふ名稱が擇ばれる。戰爭排斥條約（不戰條約）は此等の手段をも同時に排斥するものであらうか。曰く否。英國の對米回答には明かに英國が特殊利益、重大利益を有する地域に對する行動の自由を留保してある。英國は米國も亦同樣の手段に出づるものたるべきを諷してある。右の特殊利益、重大利益を有する地域の何處なるやは之を明言しては居ないが、英國と埃及との近狀、現狀に顧みて、埃及殊にスエズ運河方面を含むことは勿論であらう。果して然らば此地方に限らるゝか、それとも東の方トランスジョルダン、イラク更らに進んでは東の方アフガニスタン、ペルシヤ迄も含むものであらうか。果して然りとせば佛國の地中海に於ける、伊國のアドリア海に於ける、將た又日本の滿洲に於ける行動も米國のニカラガ及ハイチ地方に於ける行動と共に、不戰條約の範圍外に置かるゝものであらうか。『此等の問題につき確答を與へんとするのは之れ不戰條約を引き裂くに異らぬ』と云ふジヤック・バルドウ氏の言は至言である（註九）。要するに不戰條約の解釋適用については今後幾多の疑問なきを得ぬであらう。何れにせよ今回の不戰條約は世界の各地に於ける兵力の使用を絕對に封じたものではない。此點につき米國邊りでは既に不滿の色を示す向もないではないやうであるが、それは玆方はない。僅か三ヶ條の條約文は萬能のものではない。否先進國が後進國に對するの措置は別問題とせられる。所謂『警察手段』（police measures）は別問題である（註一〇）。今後に殘された問題である。これも不戰條約の短所かも知れぬが見方によつては長所とも云ふべき所であらう。が、これらの問題は差當り高閣に束ねて、不戰條約の調印は行はれた。（註一一）

（註一）　國際關係通鑑第一卷二一二頁以下。

（註二）　ゼ・コンテムポラリー・レヴュー一九二八年五月號六四六頁以下。

（註三）　米國案につき上揭拙著二一七頁以下參照。

（註四）　佛國案につき上揭拙著二一九頁以下參照。

（註五）　今回の不戰條約は戰爭を所謂「法の外」（"hors la loi," "outlawry" of war）に置いたものか否かについて議論がある。我國にもあり外國にもある、而して其理由は不戰條約が未だ普遍でなくして、唯若干の締約國を拘束するに止まるからであると云ふにあるやうである（例へば立博士の國際法外交雜誌昭和三年十二月一日號五頁に於ける、信夫博士の國際知識昭和四年四月一日號一三頁に於ける、又デ・ゼ・ヒルのアメリカンジャーナル一九二八年十月號八二四頁に於ける如き其例である）又ショットウエルもレスブリー・タンテル

ナショナル一九二八年十月號に於て今回の不戰條約が戰爭の拋棄であつて之を法外に置くものではないことを特說して居る（Renonciation à la guerre et non "Mise hors la lai" de la guerre）。しかし其理由は米國人レヴインソンやモリソンやボーラー等が從來唱へ來つた意味の outlawry of war とは異ると云ふにあるやうである。今回の不戰條約につき佛國外相ブリアン氏は提案の當初より調印式の演說（前揭）に至るまで常に hors la loi の文字を使用して居る（「戰爭の拋棄」と云ふ言葉と共に）。又英佛に於てもケロツグ不戰條約を以て The outlawry of war として論じて居るものを見受ける（例へば客年六月發行ザ・ラウンド・テーブル、四五五頁、客年九月發行ザ・フオートナイトリー・レヴユー二八九頁、及び客年七月發行レスプリー・タンテルナショナル三六五頁及び四二六頁）。又ガーナーの如きは既に一九二七年九月の聯盟總會に於ける戰爭拋棄決議についてアウトローリー・オヴ・ウオアの語を使用して居る（アメリカン・ジヤーナル客年一月號一三二頁）。不戰條約第一條にはアウトローリーの文字はないが、國際紛爭解決の方法として戰爭に依頼するを得ずとしてあり、之を禁止してある以上、而して今や不戰條約加入國が殆んど世界の總てを網羅せんとして居る以上、該條約を以て戰爭法外主義を認めたものとしても差支はあるまい。（國策の手段として戰爭を拋棄したるは勿論のこと）。從來戰爭は國際紛爭解決の爲め最後の手段 ultima ratio として認められてあつたのが今度はそれもいけない、と云ふことになつたのであるから、戰爭が不法視せられることになつた（戰爭法外主義を認めた）と云ふも、別段不當であるまい。（尙ほアウトローリー・オヴ・ウオアにつきアメリカン・ジヤーナル一九二四年十月號七五五頁以下參照）。

（註六）　一九二八年三月十五日ケロツグ氏の演說につき本著第一卷三一四―五頁參照。（アメリカン・ジヤーナル一九二八年四月號に全文揭載あり）

（註七）　ロンドン・タイムス一九二八年六月二十六日社說。

（註八）　國際法外交雜誌本年七月一日發行第二七卷第六號二七頁以下「戰爭と自衛權」なる拙稿參照。

（註九）　一九二八年七月十三日佛紙ル・タン揭載。

（註一〇）　前揭ロンドン・タイムス（註七參照）。

（註一一）　前揭ル・タン（註九參照）。

the result of a peaceful and orderly process, and that any signatory Power which shall hereafter seek to promote its national interests by resort to war should be denied the benefits furnished by this Treaty;

Hopeful that, encouraged by their example, all the other nations of the world will join in this humane endeavor and by adhering to the present Treaty as soon as it comes into force bring their peoples within the scope of its beneficent provisions, thus uniting the civilized nations of the world in a common renunciation of war as an instrument of their national policy;

Have decided to conclude a Treaty and for that purpose have appointed as their respective Plenipotentiaries:

各全權委員名（略）

who, having communicated to one another their full powers found in good and due form have agreed upon the following articles:

ARTICLE I.

The High Contracting Parties solemnly declare in the names of their respective peoples that they condemn recourse to war for the solution of international controversies, and renounce it as an instrument of national policy in their relations with one another.

(附屬) 不戰條約 (英文)

THE PRESIDENT OF THE GERMAN REICH, THE PRESIDENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA, HIS MAJESTY THE KING OF THE BELGIANS, THE PRESIDENT OF THE FRENCH REPUBLIC, HIS MAJESTY THE KING OF GREAT BRITAIN, IRELAND AND THE BRITISH DOMINIONS BEYOND THE SEAS, EMPEROR OF INDIA, HIS MAJESTY THE KING OF ITALY , HIS MAJESTY THE EMPEROR OF JAPAN, THE PRESIDENT OF THE REPUBLIC OF POLAND, THE PRESIDENT OF THE CZECHOSLOVAK REPUBLC,

Deeply sensible of their solemn duty to promote the welfare of mankind;

Persuaded that the time has come when a frank renunciation of war as an instrument of national policy should be made to the end that the peaceful and friendly relations now existing between their peoples may be perpetuated;

Convinced that all changes in their relations with one another should be sought only by pacific means and be

adhering to this Treaty with a certified copy of the Treaty and of every instrument of ratification or adherence. It shall also be the duty of the Government of the United States telegraphically to notify such Governments immediately upon the deposit with it of each instrument of ratification or adherence.

IN FAITH WHEREOF the respective Plenipotentiaries have signed this Treaty in the French and English languages both texts having equal force, and hereunto affix their seals.

DONE at Paris, the twenty seventh day of August in the year one thousand nine hundred and twenty-eight.

各全權委員署名(略)

ARTICLE II.

The High Contracting Parties agree that the settlement or solution of all disputes or conflicts of whatever nature or of whatever origin they may be, which may arise among them, shall never be sought except by pacific means.

ARTICLE III.

The present Treaty shall be ratified by the High Contracting Parties named in the Preamble in accordance with their respective constitutional requirements, and shall take effect as between them as soon as all their several instruments of ratification shall have been deposited at Washington.

This Treaty shall, when it has come into effect as prescribed in the preceding paragraph, remain open as long as may be necessary for adherence by all the other Powers of the world. Every instrument evidencing the adherence of a Power shall be deposited at Washington and the Treaty shall immediately upon such deposit become effective as between the Power thus adhering and the other Powers parties hereto.

It shall be the duty of the Government of the United States to furnish each Government named in the Preamble and every Government subsequently

第二節　不戰條約の解釋

◇

今回の不戰條約には留保（レザヴェーション）を絶對に許さない。これが米國の態度であつた。客年六月二十三日の米國通牒に「各國は何等の文句を附けずに——留保なくして（without qualification or reservation）同意して貰ひたい」と云ふて居る。不戰義務に留保や除外例を許さば不戰義務の價値を害する。不戰條約の權威を損する。(英國の五月十九日付回答にも米國の意玆にあることを認めて居る文句がある)。但し米國々務卿自身も客年四月二十八日の國際法學會の演說に於て自衞權其他につき「解釋」を付した、(ケロッグ氏は之をコンストラクションと云ふて居る)。而して此れを關係各國に通知したこと前述の通りである。英國其他も希望（アンダースタンディング）や「了解」や（英）解釋（佛）を米國に申送つた。米國は之に對して一殊に「英國モンロー主義」と稱せられる事項に關しても一默して何等答ふる所がなかつた。「此場合沈默は承諾なり」と見るべきか、多少の疑なき能はずであるが、ボルチヤード教授の如き右の「解釋」はそれ〴〵當該國が之を「條件」として條約に調印したものであるから、「解釋」と稱すると「留保」と稱するとを問はず（「留保」とは云はせぬとしても）、關係國間一種の了解として之を認めない譯に行かぬと論じて居る（アメリカン・ジヤーナル本年一月號一一六頁）。しかし不戰條約の價値は法律上よりも寧ろ政治及輿論の方面に存する（アメリカン・ジヤーナル本年一月號九四頁クキンシー・ライトの意見參照）。英國外相が客年七月三十日の議會に於て述べた如く、不戰條約の價値は『米國が今後侵略者に對して如何なる態度を取るかによつて分るるものである。米國が侵略者を助くるか、將に之を壓へるか。米國が本氣になつて本條約の後援者となるか否かによつて、本條約の價値と重要性とは定まるものである』。否米國其他の國が一旦緩急ある場合、本條約を如何に解釋し如何に適用するかによつて定まるものである。

◇

しかし事前に於て一即ち條約調印前に於て若干の解釋が米英其他によつて附せられた。又米國議會は本條約批准同意の際大討論の結果、之れ亦解釋を附したこと下に述ぶる通りである。

一、米國々務卿の見解は前述客年四月二十八日の國際法學會に於ける演說であり、其演說の內容が六月二十三日付通牒により關係各國に告げられた。各國は自衞權其他に關する右の解釋を了承して不戰條約の調印に進んだ。自衞權に關する右國務卿の說明は重要であるから右に之を揭ぐる。

『米國の不戰條約案には自衞權を制限し若は毀損する如き何物をも存しない。此權利は總ての主

權國に固有のもの（インヘレント）であつて、又總ての條約に含蓄せられてある。各國は何時にても且條約規定の如何に拘はらず（外部よりの）攻撃又は侵入に對し其領土を防衛するの自由を有する。而して如何なる事情の下に於て自衛の戰爭を爲し得るやは、各國が獨り自ら之を決定するの權能を有する。右の事情が尤もな事情であれば、世界は啻に之を非難せざるのみならず、却て之を賞讃するであらう。

然し此の拋棄すべからざる權利（自衛權を指す）を明白に不戰條約に於て認むることは「侵略」を定義せんとする場合と同樣な困難に遭遇する。右は同一問題を別の方面から眺めたに過ぎない如何なる條約の規定も國家が當然有する自衛權に何物をも附け加へ得ざる如く、條約を以て自衛の法律的觀念を定義することも平和の爲め利とする所でない。何となれば不屆きなる考を持つて居る國には右の定義に當てはまる樣事情を擔造すること易々たることであるからである。』

二、英國の「了解（アンダースタンディング）」は客年五月十九日付及七月十八日付の二回の對米回答に於て述べられてある。曰く

殊に五月十九日付回答第十切が重要である。曰く

『國策の具として戰爭を否認する第一條の用語につき、英國政府は世界の或地域に於て其幸福及保全が英國の平和及安全の爲め特殊且緊切の利益を構成することに注意を喚起したい。英國は過去に於て之等の地域に對する他國の干渉は容認するを得ざることを明瞭ならしむる爲め努力し來た。之等の地域の攻撃に對して防衛することは英國に取りては自衛手段である。英國政府は此點に於ける行動の自由を害せずと云ふ明瞭なる「了解」の下に新條約を受諾せんとするものなることを明にするの必要がある。米國政府も亦同樣の利害を有し、他國の之を無視することを以て非友誼的行爲と看做すべしと宣言したことがある。從て英國政府の其立場を明にするに當り（右の言をなすは）米國政府の意思及意向を表示しつゝあるものと信ずる』。

右は米佛其他諸國の注意を惹いた文句であつて、所謂英國モンロー主義（a British Monroe Doctrine）の主張として見られて居るものである。右の聲明中末段に米國政府の「同樣の利害」とか「米國政府の意思及意向」と云ふのは米國のモンロー主義を婉曲に指稱したものである。右の聲明に於て「一定の地域」とか（埃及其他何等地域の明示はないが）特殊利益とか重大利益（a special and vital interest for our peace and safety）とか干渉（interference）とか「攻撃に對する防衛」とか「自衛手段」とか「行動の自由」とか種々複雜なる關係を有し、種々の解釋を容るる餘地のある文字が使用せられてある。英國外相チエーンバレン氏は客年七月三十日の議會に於て右の文句に言及して曰ふた『米國が既にモンロー主義を主張する以上――米國の調印する凡ての仲裁裁判條約に

於てモンロー主義に關する一切の問題を留保する以上、英國が世界の或部分或地域に於て一のモンロー主義を持つて居ることを言明したとて何が悪るいか、我主義は侵略主義にあらず、領土擴張慾にあらず、唯々一の純なる自衛手段に外ならざるものである』と。尙ほ英國政府は右の聲明を以て特に重要視しこれを國際聯盟に通告して居る（客年九月の聯盟オフイシアル・ジヤーナル一三五七頁參照）。米國上院に於て不戰條約同意の討議の際にも右の聲明は大に問題となつた。尤も同院自身も右の際モンロー主義を强調したことは後に述ぶる通りである。

三、佛國政府の解釋として擧ぐべきものは客年七月十四日付佛國回答中の左の部分である。

『佛國政府は米國政府が佛國側の見解を滿足せしむる爲め本條約に左の如き「解釋」を與へたことを了承する。

（1）本條約は何等自衛權を制限又は阻害するものに非ず、各國は攻擊又は侵略に對し自國の領土を防衛するの自由を有し自衛の爲め戰爭に訴ふべきや否やは自ら之を決定するの權利を有する。

（2）本條約は國際聯盟規約、ロカルノ諸條約又は中立諸條約と何等牴觸するものでない。

（3）本條約締約國にして本條約に違反したるものに對しては他の締約國は當然に其義務を免がるゝものとす。

（4）米國政府が現にロカルノ諸條約國に本條約參加を需め又中立諸條約國に對しても其參加を需むるの用意ありと爲し更に其他の諸國にも參加の途を開くこととなせるは出來得る限り充分に本條約を普遍的ならしむるものにして佛國政府の見解に合致する所である。』

四、我日本の解釋と見るべきは五月二十六日付回答中の左の文句である。

『合衆國提案は獨立國家に對し自衛の權利を拒否せず且國際聯盟規約及ロカルノ諸條約中に包含せらるゝが如き一般平和を保障する約定の義務と何等牴觸するものに非ずと了解致候』

五、客年末の米國上院に於ては不戰條約に同意すべきや否やが議題とせられた。言ふ迄もなく米國では條約の批准は大統領の權能に屬するが、其前上院の同意が必要であるのである。果然議論は沸騰した。不戰條約は上院に於ける政治的フートボールとなつた。各人各樣の議論をしたが、大體問題となつたのは左の三點である。一に曰く、條約はモンロー主義に反するの嫌なきや、二に曰く、在外米國人の生命財產の保護は此條約ある爲め出來なくなりはしないか、三に曰く、米國が不戰條約に關する他國の意見により拘束せらるるのは面白くないではないか。其他にも露國の加入招請は米國が露國を承認することになりはせぬかと云ふ樣な議論もあつた。とうとう國務卿ケロッグ氏は上院に引張り出されて、議員から質問攻めにあつた（ザ・ユーナイテッド・ステーツ客年十二月二十

九日及三十一日の分參照)。大統領も國務卿も上院が不戰條約に「留保」を設けたり、之をいぢくつたりするのに極力反對した。上院外交委員長ボーラー氏も本條約の隱れたる產婆役を勤めた人であるから、極力盡力したが、とう〳〵「外交委員會の報告」として本會議に提出したものの中に左の意味の「解釋」(又は了解とも云はれる)を載せることにして折合つた。此れは右委員會が該條約の「眞の解釋」と見做すものとして之を「記錄に殘す」だけであつて、何等條約の「變更」又は「留保」のつもりではないと、特に斷はつてある。「留保」は當初より米國政府が他國にも許さなかつたこと前述の通りである。而して右委員會報告は單に上院の議場に提出せられた丈けで、上院は何等之に對して可否を述べる等の措置に出でなかつた。右の所謂「解釋」の內容を見るに、曰く

(1)　自衛權は本條約によつて何等影響を受けるものではない。各國は常に本條約に拘はらず自衛の自由を有し、自衛の權利及其必要並に範圍を決定するに於て他國の制肘を受けざること。

(2)　米國はモンロー主義を以て自國の安全及防衛の一部と看做すにより自衛の權利は當然モンロー主義を維持するの權利を包含するものと見做す。(而して引續きモンロー主義に關するモンロー大統領の敎書を初め、特にモンロー主義を米國の安全問題に結び付けたクリーヴランド大統領、ルート、ウールゼー等の言明を列擧してある)。

(3)　該條約は明示的にも默示的にも何等の制裁を規定せざること、即ち條約違反國に對して兵力又は强制手段を使用することを考へて居ないこと(違反國は本條約上の利益を受け得なくなるに過ぎない)。

(4)　本條約は何等他國(米國以外の國)間に現存する條約(例へば聯盟規約の如きを云ふか)に對する米國の地位又は關係を變ずるものでないこと。

◇

終りに不戰條約殊に其第一條中の文字についてであるが、同條の「國策の手段としての戰爭」とは如何なる意義であるか。ゼームス・ブラウン・スコット氏によれば「國策の手段としての戰爭」なる文字は例の有名なる獨國のクラウゼウイツの「戰爭論」から取つた文字であつて、米國のバットラー博士が佛國外相ブリアン氏に右の文字をサゼストしたのが、今回の不戰條約に右の文句の採用せられるに至つた抑々の由來であるとのことである。それは兎も角、右の文句につき佛國の提案又は對米回答にも、ブリアンの演說(第一章第一節參照)にも多少說明めきた文字が使用せられてある。前記七月十四日付佛國の對米回答にも「戰爭に訴へて自國の利益を促進せんと計るもの」とある。不戰條約の前文にも「自國の利益(national interests)を增進する爲め戰爭に出づるもの云々」の語がある。

又米國の國際法學者フェンウイクは「國策の手段としての戰爭」を定義して、「國家が自國の要求を主張し又は自國の利益を增進せんが爲めの戰爭にして自衛權の行使と認むべからざるもの」を云ふとなして居る（アメリカン・ジヤーナル客年十月分八二九頁）。戰爭をするに當つては何國でも自國の利益より打算しないものはあるまい。斯く考ふれば右の文字は無意味になる。ショットウエルは「唯自國の利益を計るのみの戰爭」（dans un but purement intéressé et egóiste）が禁止せられたものと解し即ち國策の「國」（national）に重きを置くべきものと解して居る。故に「國際聯盟の戰爭」否、共同防衛（"defense coopérative"）は別問題であると云ふて居る。（レスプリー・タンテルナショナール客年十月分四九〇頁參照）。又「戰爭」の意義についても、國際法上に所謂「戰爭」と見ねばなるまい。從て一切の兵力使用を含むものではあるまい（第一章第一節參照）。何れにせよフェンウイクの云ふ如く本條約は今後の國際關係に於ける「戰爭」の地位を定義するに貢獻するものである（アメリカン・ジヤーナル客年十月分八二六頁）又ヒルの云ふ如く國策の手段としての戰爭を拋棄したことは人類の生活に於ける新紀元を開くの一大基礎たるを失はぬ（アメリカン・ジヤーナル同上八二六頁）。

第三節　『人民の名に於て』

◇

不戰條約の原締約國は前に述べた如く十五であつて（少くも署名者は十五人ある）其總てが批准を了するにあらざれば——總てが批准書を合衆國政府に寄託するにあらざれば——不戰條約は其効力を生じないこととなつて居る。米國上院もすつたもんだの末、遂に本年一月に入つて批准に同意を與へた共結果クーリツヂ大統領も退職前に批准することが出來た。爾餘の諸國も既に批准を了した。今や殘る所は我日本のみとなつた。クーリツヂ大統領は本年三月四日までに、即其退職前に不戰條約を片付けたかつた。即同日までに其効力を生ぜしめたくて焦慮して居つたやうである。日本の批准を心待ちに待つて居つたと傳へられる。一方我當路大臣は議會に於て議員からの質問に答へて——何故に政府は御批准の奏請を控へて居るかの質問に答へて——『何等の理由はない』と答へた、『取急いで御批准の奏請をする要はない』と答へた。『日本の御批准が他國のより遲れたからとて、日本が國際的に疑を受けることはないと信ずる』旨を答へた（昭和四年三月十五日官報揭載、田中總理大臣答辯）。『何等理由はない』にしても兎に角批准が他國に遲れて居ることは事實である。『凡そ條約は調印から御批准までは大抵六箇月は最小限度である』と答へたが、不戰條約調印後既に六ケ月は經過して居る。又條約の批准は最小限度六ケ月を要すると云ふ必然的の理由もあるまいと思はれる。田中總理兼外相は

『不戰條約の條文中何等憲法違反と考ふべき條項はないと信ずる』旨を答へた。下に述ぶる理由により吾人も此點は同感である。憲法上の支障もなく、何等他に理由もないならば、速かに御批准を奏請して貰ひたかつたのである。

◇

政府の議會答辯如何に拘はらず、不戰條約第一條中の『人民の名に於て』in the names of their respective peoples の文字が我憲法に照し、其明文又は精神に違反するものではないか何うかが、世上大に論議せられた。右の場合、"in the name of" なる語が如何なる意義に用ひらるべきやは、文章の「コンテキスト」殊に之に次いで來る文字の如何による。果して然らば不戰條約第一條に所謂「人民」とは何を指すか。抑も「人民」(people)なる語は被治者を指すのが普通である。人民は日本其他君主國に於て主權者でないこと勿論である。米國の如き民主國に於ても學者は人民を定義して左の如く云ふて居る。

"All people living *under* the same Government compose the 'People' of the State".(Willoughby, The Nature of the State, p. 9.)" We shall denote by 'People' an aggregate of men *und*er a single political control··(ditto, p. 11)

十五の不戰條約原締約國が「主權者」又は「民主主權」としての意義に於て『人民』なる文字を使用したものと解釋するのは曲解たるを免れぬ。「被治者」として又は國家構成要素としての『人民』を指すのが「人民」本來の意義である。普通の意義に之を解すべきものである。條約は其合理的意義に解釋すべきが條約解釋の第一原則である。自ら「條約締結權」を有せざる「人民」が如何にして「主權」を締約者に與ふることが出來やうか。自ら「主權」を有せざる「人民」が如何にして「主權」を締首に與ふることが出來やうか、又こんな條約のこんな所で主權の所在如何を特に示したり詮議したりする必要は更らにない。從て問題の in the names of their respective peoples が此の場合 by the "authority" of their respective peoples 即ち「人民に代り」とか「人民の委託により」とか「人民から與へられたる權能により」とかの意義に解すべからざるは勿論である。不戰條約締約國（又は締約者）が「人民から附與せられた『權能』により不戰の宣言をなす」などは歐語としても邦語としても又觀念としても何等意味をなさぬ。果して然らば問題の文字は何を意味するか。

◇

顧みるに米國々務卿ケロッグ氏は客年三月十五日米國政治學會の講演の席上、不戰條約否戰爭防止策につき論じた際、世界の人心が平和に傾き戰爭の慘禍に反對するの公的良心が發揮せられることは

不戰條約を實現するに最も必要であることを說いた。更らに本年二月十九日ケロツグ氏はジョージタウン大學に於ける講演中不戰條約に言及して、同條約の實績如何は一に繫つて『世界輿論の後援』如何にありと云ふて居る。『世界の輿論を背景とする』こと、これが不戰條約の價値であると說いて居る。猶念の爲め原文を示せば左の如くである。

I know there are those who claim that the treaty has no value-that it is a mere gesture, I can not believe that practically every nation in the world not swayed by sudden impulse but deliberately entering into a treaty solemnly pleading renunciation of war, *backed by almost the unanimous opinion of the world*, can be a mere gesture. After all, great reforms can only be brought about when *backed by public opinion*. This treaty certainly will make it more difficult to declare war. It is a rallying point for the mobilization of world opinion.

故にケロツグの解釋によれば右の文章中 "backed by the unanimous opinion of the world" 又は "backed by public opinion" が不戰條約第一條中に所謂 in the names of their respective peoples の意味である。然り、此文字は右の如き政治的意味を有する。斯く政治的に見るべきものであつて、法律的に解釋すべき文字ではない。憲法論をなすべき文字ではない。最近新聞紙の報ずる所によれば蘭國議會に於て一議員が問題の字句は人民主權を意味するやの質問をなしたるに對し、蘭國政府は本文句は憲法上の解釋を容るるものにあらずと答辯して居るやうである。これ全く吾人の見解と符節を合はすものである。

◇

不戰條約は締約者が「各自の憲法の規定する所に從ひ」批准すべき旨が規定してあるから(第二條)我國としては天皇の條約締結權—天皇の大權を毫も干犯するものではない。大權干犯論の如き起りやうがない。況んや「人民の名に於て」の一語、以て我國をば民主國の伍伴に列せしむるものでもなければ、斯かる誤解を抱かしめるものでもないことは冒頭「人民」の說明に於て述べた通りである。

◇

最後に一言附加したいことがある。聞く所に依れば、頃者我國には不戰條約に「留保」とか「留保條件」とかを附けやうと云ふ議論があるやうであるから、一言したいのである。不戰條約に「留保」を附けることは當初から米國政府の避けて來た所である。前節に詳述した如く英國の對米回答として有名なる客年五月十九日の通牒—即ち英國モンロー主義と稱せられる事項を含むもの—すらも英國の

「留保（レザヴエーション）」とは見做されて居ない。唯英國の「解釋（インタープレテーション）」又は「了解（アンダースタンディング）」と見做されて居る。殊に本年一月米國上院も本條約に對する同意を與ふるにより、外交委員會の報告中に同委員會の「解釋」として「記錄に殘した」（"put on record"）ものがある（前節參照）。斯くする迄には中々八釜ましかつたのであるが、漸く此處で落付いた。「留保」と云ふことは今更何れの國も出來ないのみならず、初から出來ないのである。況んや「人民の名に於て」と云ふ字句の「解釋」を下すとしても、それは讀んで字の如く「解釋」であつて、權利や義務に關せざる以上「留保」では穩當でない。又「解釋」としても問題の文句に對しては何れの國も憲法上の解釋を付すべきものでないこと上迹の通りである。本稿執筆の際には未だ右の問題が我國に於て如何に落付くか判明しなかつたが、唯吾人としては我國が「世界の輿論」を背景とする此不戰條約に傷を付けずに―文句を付けずに―成立せしめ、効力を發生せしむるの一日も速かならんことを窃かに期望しつつ、右の言をなすに過ぎないのである。

第四節　不戰條約の價値

◇

不戰條約の價値は前述の如く世界の輿論を背景とすることにある。不戰條約には制裁がない。しかし世界の輿論は一種の制裁である。否輿論を後援とする不戰條約は決して無力なりと云ふことは出來ない。これはケロッグ氏、ブリアン氏が屢々高唱した所である。米國の公文にも不戰條約は戰爭防止の上に道德的効果（モーラルエフエクト）を有することを說いてある。尤も不戰條約には幾多の「了解」や「解釋」が付けられてあることも前述の通りである。米國の學者ボルチヤード博士の如きも「不戰條約は戰爭を否認するよりも、自衛の戰爭、聯盟の戰爭等を合法として公認したるものである。戰爭の拋棄又は排斥にあらずして、從來除外例として留保せられたる戰爭を正式に認めたことになる」と論じて、不戰條約を痛撃してある。法律的に議論すれば―法律家の眼より不戰條約をほじくれば、缺陷は幾らでもあらう。しかし不戰條約は或は法律家によつて刺殺される處はないでもないが、一方政治家の手によつて之を生かし否世界の輿論により之が發育を計らねばならぬ。

◇

不戰條約は今、呱々の聲を擧げたに過ぎない。果して如何なる生長をなすであらうか。如何に數奇なる又は多福多幸なる運命を今後に持つであらうか。さきに國際聯盟の誕生を見て卅人中複雜なる國際關係の即時的平和化を夢想したものもあつた如く、今回の不戰條約の誕生を見て人或は世界から戰爭否一切の兵力の使用が永久的確定的に姿を隱くすものと思料するかも知れぬ。此思料は無理からぬ

ものである。不戰條約の誕生後、猶戰爭があり得るものならば、不戰條約は無用である。無意義である。戰爭は法の禁ずる所となつた。別言すれば戰爭は『法の外』に置かれた（outlawry of war）。從來は『公認の一制度』であつた戰爭が其『公認の一制度』たる性質を剝奪せられた。從來各國が『戰爭を爲すの權利』なるものを有したりとせば（吾人の所見によれば『戰爭を爲すの權利』なるものは從來と雖も『權利』として存在したとは思はないが）此權利はなくなつた。戰爭を帝國主義の具として、侵略主義の具として、將又國際紛爭解決の具として、否『國策の手段』として利用することは禁ぜられたることとなつた。之が今回の不戰條約第一條の規定であり、理想である。而して此理想の實現―其解釋適用は繫つて締約諸國の手にある。否世界輿論の向背如何にある。しかし『國策の手段としての戰爭』とは果して實際に於て疑義なきものであらうか、國策の手段としての戰爭なるや否やは如何なる標準により如何なる機關が之を決すべきや。それとも各國が思ひ〳〵に之を決定すべきものであらうか。米國政府は侵略戰爭と防禦戰爭との區別雜を說いて佛國の主張を斥けた。が、他方に於て米國々務卿が『自衞』の權利を認むるは果して別語を以て防禦戰爭を認めたものではないであらうか。此等の疑問は不戰條約第一條に就て發生する若干の疑問であらう。伊國の對米回答に於て主張せられた如き不戰條約締結前の關係各國の審議會は米國の好まざる所であつて遂に成立しなかつたが、英佛獨の外務省の法律家は伯林邊で會合して研究會を開いたそうである（第一節參照）。どう云ふ相談があつたかは外間の窺知を許さないが、兎に角米國の不戰條約案を鵜呑みにしても差支ないとのことに話が纏まつたらしい。何れにせよ獨逸は勿論英佛の外務大臣も―日伊は無論のこと―不戰條約を鵜呑みにすることに決意した。鵜呑みであるから之を今日吐き出さすとすれば原形の儘で吐出すに相違ない之が消化は―之が解釋適用は後日に期するの外はない。

◇

不戰條約第二條は國際紛爭の解決は戰爭によらず、平和的手段により解決しなければならぬ旨を規定したものである。しかし平和的手段にも色々ある。之を運用する範圍方法についても細則規定を要するは勿論である。現に米國は國際司法裁判所加入問題についてすら、年來濕つて來て居る始末である（最近の狀況につき第四編第八章參照）。モンロー主義とか國內問題とかの除外例をも要求して居る。愈々或紛爭事件を平和的に解決すると云ふても、中々容易ではない。大國間に於て殊に然りである。強國間の義務的仲裁裁判條約は未だ十分に出來て居ない。國際紛爭の平和的解決たる、云ふは易きも行ふは難い、現に英米間の此種條約も改訂に頓挫を來して居り、日米間にも目下交涉中と聞いて居る。此種條約が出來なければ不戰條約第二條も實際の力を發揮すること困難である。否國際法規が發達し

國際裁判所が其機能を充分に發揮する樣にならねば、國際紛爭の平和的解決を期することは困難であり、從て戰雲の絕滅を期することも困難である。故に不戰條約―戰爭の不法化―を說くの人士は多く國際法及國際裁判所の完全なる發達を力說して居る。

◇

不戰條約には其前文に於て締約國中若し此條約に違反するものがあつたならば他の締約國は右の違反國に對して不戰條約上の義務を免がれることとなる旨が揭げられてある。條約文(右の前文)の文字に從うて譯出すれば『締約國にして自國の利益を計らんが爲め戰爭を爲すものは本條約よりする利益を剝奪せらるべし』とあつて、締約國にして勝手に戰爭を始めるものがあつたならば、其者は本條約の利益を主張するを得ずと云ふのである。之に對しては他の各國は他の條約上―例へば聯盟規約、ロカルノ條約上―若くは國際法上認められた方法により右違反國に對して諸般の對抗策に出づることが出來ると云ふのである。前記の修正は主として佛國の熱心なる希望を滿足する爲めに、米國が―條約の前文として(本文としてではないが)―新たに附け加へた唯一の修正である(第一章第一節參照)。聯盟規約は制裁戰爭を認めて居る。不戰條約は少くも主義として一切の戰爭を禁じて居る。此間の開きを如何に調節すべきか(第四編第一章參照)。これを調和否接近せしめんとするのが前記修正の目的である。不戰條約は制裁戰爭を公然認めては居ないが、不戰條約に違反して戰爭を始め出した國があれば其國に對しては他國は前記の如く對抗策に出づることが出來るのであるから、其場合聯盟規約やロカルノ條約は勿論當該締約國間に於て活動することとなるのである。此等諸條約に加入した國は不戰條約に加入した結果二重若くは三重の條約的保護を受けることとなつたのである。例へば佛國の如き第一次には不戰條約により、第二次には國際聯盟規約により、第三次にはロカルノ條約により保護を受ける次第である。佛國たるもの―爾餘の諸國と同樣―決して不戰條約に對してケチを付けたり、不滿足を並べたりする理由はない。他方に於て不戰條約が出來れば國際聯盟やロカルノ條約は不用に歸したと云ふのでもない。又三箇條より成る簡單なる不戰條約が萬能であると云ふのでもない。しかし此孩兒の發育如何によつては萬能のものとならぬとも限らぬ。兎に角不戰條約はまだ生れたばかりである。千鈞の重荷を擔ぐ力は今日此を期待することは無理である。ケロッグ氏の言を借らば不戰條約は世界輿論の扶育に俟たねばならぬ。

第二章　米國の海軍擴張

第一節　巡洋艦の新建造

◇

大戰終了後十年を算する客年十一月十一日の休戰紀念日に於ける米國クーリッヂ大統領の演說は、世界殊に歐洲を驚かした。平和を禮讃するよりも寧ろ戰爭を讃美するの傾があつた。不戰條約を高唱するよりも米國の海軍擴張を辯護する言葉が、より強く世界に響いた。米國が長き海岸線を有し、遠隔なる海外領地を有するに拘はらず比較的僅かに海軍根據地を有するに過ぎざることを擧げて、巨艦の必要を力說した。ワシントン會議を回想して米國が他國に比し多大の犧牲を拂ふたことを高唱した。一昨年のゼネヴア三國軍縮會議の失敗を回顧して、英國の過大なる要求に應ずることの出來なかつた次第を論じた。當時米國の提案は巡洋艦噸數制限を二十五萬噸乃至三十萬噸としたのに反して、英國の提案は四十二萬五千噸乃至六十萬噸であつた。斯くの如きは海軍軍備の制限でなく擴張であると認め、米國が反對したことを說いた。爾來海軍軍縮は一向に進捗しないことを指摘し、殊に昨夏の英佛海軍協定は假りの案ではあつたが、兎に角米國の必要とする艦種を制限し、英國の必要とする艦種を無制限とした勝手な案であると、こき卸した。而して英國の現在計畫にして實現せらるれば同國は六十八隻の巡洋艦を有するに對して米國は四十隻を有するに過ぎない、と論じて米國の新巡洋艦が國防上已むを得ざる所以を强調力說した。右大統領の演說は固より歐洲大陸殊に英佛に悲痛なる印象を與へた。米國が主唱者となつて客年八月巴里に於て不戰條約に調印し乍ら―國策の手段としての戰爭を止めることを聲明し乍ら―一方に於ては海軍の擴張を行ふは世界の驚き且異とする所であつた。獨り大統領のみならず國務卿ケロッグ氏も同じく休戰紀念日に於て紐育で演說をした際、米國は巴里條約（不戰條約のこと）の遵守を强制する爲めの道德上其他の義務を持つて居ないことを說いた。果して然らば愈々以て米國の海軍は國際的共同制裁の用に供するものではなくして、權益の擁護即「國策の手段」として其海軍を利用し、「國策の手段」として戰爭を使用するつもりであると云ふことになる。如何に英國との「競爭」ではないと辯解しても、英國の海軍力との「對等」を主張する以上、英米の海軍競爭でなくて何であらう。況んやクーリッヂ大統領自らの口から「英米の誤解」を聞くに於てをやである。右大統領演說の後二十四時間にして米國の海軍會議は海軍大臣ウイルバーに對し、海軍政策の全幅を披瀝した報告書を提出して「何れの國にも劣らざる海軍」を建造し、維持し且運用するを以

て根本政策とすべき旨を建言した。

◇

顧みるにゼネヴア軍縮會議の失敗以來米國は英國との對等を主張して海軍の擴張を計畫するに至つた。二十五隻の一萬噸巡洋艦を新たに建造するの案が客年一月米國の下院に提出せられて、幾多討論の後又修正の後、一萬噸巡洋艦十五隻を三年間に建造するの案（外に航空母艦一隻の建造もある）が、客年三月十七日下院を通過した。（其の經緯は既に本書第一卷一九二―五頁に述べた所である）。右下院通過案は客年十二月に至り米國上院に報告せられた。同月四日クーリッヂ大統領は議會に與へた教書中に於て、米國が其巡洋艦に於て不足して居る次第を擧げ、右巡洋艦十五隻建造案の必要を說いた。其擧ぐる所によれば米國は巡洋艦に於て二十二隻の舊艦と十隻の新艦とを有するに過ぎない。外に八隻は目下建造中である。之を合計するに四十隻に過ぎない。代艦の必要よりしても又國防の必要よりしても、今回の建造案の通過を望むと述べた。唯建造時期の制限は議案中より除いて貰ひたいと附加した蓋し豫算の都合もあるから何年度に何隻造るかは大統領に委せて貰ひたいと云ふのである。尙ほクーリッヂは右教書に於て「吾人は何れの他國とも海軍競爭をするつもりはない」と附加するのを忘れなかつた。又海軍卿も建艦競爭を始めたのは自分（米國）ではないと主張して、華府會議以來英國其他

の諸外國が巡洋艦建造に腐心し來つた次第を擧げて居る。（カレント・ヒストリー本年三月號に於けるウイルバー氏の寄書參照）。此點に關する議論は別として米國が一方に不戰條約を作り世界の平和と戰爭の廢止とを高唱し乍ら他方に巡洋艦の新造に急がんとするのは矛盾であるとして米國が上院に於てもボーラー氏初め非擴張論者がないではなかつたが、しかしそれは少數であつて、六十八（對十二）の多數を以て右の案は米國上院を通過した（本年二月五日）。同案は巡洋艦建造に關しては殆んど下院通過案と其內容を同じうする（附屬第二號參照）。即ち一九二九年、一九三〇年及一九三一年の三會計年度に於て每年五隻の割合で巡洋艦を造ること、及び一九三〇年六月三十日以前に航空母艦一隻を造ることとなつて居る。但し一九二九年及一九三〇年度の分が豫定通り實行出來なかつたならば翌年度廻はしとなつて居る。又右の建艦は米國海軍造船所で行ふことになつて居るし加之一九二九年度即本年度の分は五隻と云ふも其會計年度は本年六月三十日に終るのであるから右の建艦が果して豫定通り着手及實行せられるか疑問であると見られぬでもない。それは姑らく措き大統領の熱心に主張した建造時期の制限撤廢の希望は水泡に歸した。何れにせよ一九三一年はワシントン條約の滿了期であるから、米國としては英國の向ふを張る爲めには―一九三一年の會議の間に合はす爲めには建艦を急がねばなるまい。一方英國の建艦狀況を見るに最近海軍大臣ブリッヂマンが議會に於ける說明によれば一九二七

年及一九二八年度に於て巡洋艦三隻の建造を抛棄したし、一九二九年度には新造巡洋艦は三隻となつては居るが大型でなくして六吋砲を有する小型である。英國海軍一般計畫は擴張にあらずして代艦建造に過ぎない。毎年巡洋艦三隻を新たに造くるとすれば一九四〇年には五十隻となる。之を今日の五十二隻と比較し、更らに溯つて一九一四年の百十四隻と比較すれば英國の海軍計畫が擴張にあらずして、漸次縮少に向ひつつあるを知るに足ると云ふのである（ロンドン・タイムス本年三月九日及十五日並に附屬第一號參照）。英國首相ボールドウイン氏も客年十月英國聯盟協會の年會の席上、英國の海軍は綏行するものであつて、決して米國と競爭するの意思などはないと述べた。前記米國の建艦諸案通過の報に接するやロンドン・タイムス紙は「英國人の心中には米國と競爭するつもりはない」と論じて居る。兩國の當局者も又操觚界も「競爭」の語を避けて、通商及航路の保護とか、海岸線の延長とかを理由として居る。「對等」よりも寧ろ「海洋の自由」を叫ぶやうになつた。

◇

今回米國上院を通過した巡洋艦法案（下院は上院の修正に對する其審議權を抛棄して、上院に追從し、又大統領は二月十三日同法案に署名して法律となつた）は前記の如く、巡洋艦（及航空母艦）の建造を規定するの外　更らに海軍軍縮會議の開催に對し大統領が努力せんことを希望し、同會議が成

（附属第一號）列國海軍勢力

摘要	國別	艦種	艦隻數	潜水艦	「スループ」艦艇	水雷艇	海岸砲艦	砲艦及派遣艦艇	河用砲艦	掃海艇
既成艦	英國	戰鬪	三五	一	三	一	六	一	三	三五
		巡洋	四六	一	三	一	一	一	二	四二
		海防艦及砲艦	一六	一	三	一	一	一	二	四二
		航空母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		標的艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		驅逐母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		敷設艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		巡洋戰艦	九	一	三	一	一	一	一	一
		旗艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		練習艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		潜水艦母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		潜水艦	七	一	一	一	一	一	一	一
	米國	戰鬪	三一	一	三	一	一	一	二	四二
		巡洋	三五	一	三	一	一	一	二	四二
		海防艦及砲艦	一六	一	三	一	一	一	二	四二
		航空母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		標的艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		驅逐母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		敷設艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		巡洋戰艦	六	一	三	一	一	一	二	四二
		旗艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		練習艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		潜水艦母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		潜水艦	一四	一	一	一	一	一	一	一
	日本	戰鬪	一〇	一	三	一	一	一	二	四二
		巡洋	一四	一	三	一	一	一	二	四二
		海防艦及砲艦	一六	一	三	一	一	一	二	四二
		航空母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		標的艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		驅逐母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		敷設艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		巡洋戰艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		旗艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		練習艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		潜水艦母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		潜水艦	一六	一	一	一	一	一	一	一
	佛國	戰鬪	一〇	一	三	一	一	一	二	四二
		巡洋	一四	一	三	一	一	一	二	四二
		海防艦及砲艦	一六	一	三	一	一	一	二	四二
		航空母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		標的艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		驅逐母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		敷設艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		巡洋戰艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		旗艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		練習艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		潜水艦母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		潜水艦	一四	一	一	一	一	一	一	一
	伊國	戰鬪	四	一	三	一	一	一	二	四二
		巡洋	一四	一	三	一	一	一	二	四二
		海防艦及砲艦	一四	一	三	一	一	一	二	四二
		航空母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		標的艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		驅逐母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		敷設艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		巡洋戰艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		旗艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		練習艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		潜水艦母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		潜水艦	一四	一	一	一	一	一	一	一
	露（と）國	戰鬪	三	一	三	一	一	一	二	四二
		巡洋	一四	一	三	一	一	一	二	四二
		海防艦及砲艦	一四	一	三	一	一	一	二	四二
		航空母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		標的艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		驅逐母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		敷設艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		巡洋戰艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		旗艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		練習艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		潜水艦母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		潜水艦	一四	一	一	一	一	一	一	一
	獨國	戰鬪	一四	一	三	一	一	一	二	四二
		巡洋	一四	一	三	一	一	一	二	四二
		海防艦及砲艦	一四	一	三	一	一	一	二	四二
		航空母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		標的艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		驅逐母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		敷設艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		巡洋戰艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		旗艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		練習艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		潜水艦母艦	一	一	一	一	一	一	一	一
		潜水艦	一八	一	一	一	一	一	一	一

英國　戰鬪艦一四隻、巡洋戰艦三隻、巡洋艦一三隻、海防艦及砲艦一六隻、航空母艦一隻、標的艦一隻、驅逐母艦一隻、敷設艦一隻、巡洋戰艦一隻、旗艦一隻、練習艦一隻、潜水艦母艦一隻、潜水艦一四隻

米國　戰鬪艦三一隻、巡洋艦三五隻、海防艦及砲艦一六隻、航空母艦一隻、標的艦一隻、驅逐母艦一隻、敷設艦一隻、巡洋戰艦六隻、旗艦一隻、練習艦一隻、潜水艦母艦一隻、潜水艦一四隻

日本　戰鬪艦一〇隻、巡洋艦一四隻、海防艦及砲艦一六隻、航空母艦一隻、標的艦一隻、驅逐母艦一隻、敷設艦一隻、巡洋戰艦一隻、旗艦一隻、練習艦一隻、潜水艦母艦一隻、潜水艦一六隻

佛國　戰鬪艦一〇隻、巡洋艦一四隻、海防艦及砲艦一六隻、航空母艦一隻、標的艦一隻、驅逐母艦一隻、敷設艦一隻、巡洋戰艦一隻、旗艦一隻、練習艦一隻、潜水艦母艦一隻、潜水艦一四隻

伊國　戰鬪艦四隻、巡洋艦一四隻、海防艦及砲艦一四隻、航空母艦一隻、標的艦一隻、驅逐母艦一隻、敷設艦一隻、巡洋戰艦一隻、旗艦一隻、練習艦一隻、潜水艦母艦一隻、潜水艦一四隻

露（と）國　戰鬪艦三隻、巡洋艦一四隻、海防艦及砲艦一四隻、航空母艦一隻、標的艦一隻、驅逐母艦一隻、敷設艦一隻、巡洋戰艦一隻、旗艦一隻、練習艦一隻、潜水艦母艦一隻、潜水艦一四隻

獨國　戰鬪艦一四隻、巡洋艦一四隻、海防艦及砲艦一四隻、航空母艦一隻、標的艦一隻、驅逐母艦一隻、敷設艦一隻、巡洋戰艦一隻、旗艦一隻、練習艦一隻、潜水艦母艦一隻、潜水艦一八隻

（いぎりす）　航空母艦一隻を含む

（あめりか）　航空母艦一隻を含む

（ふらんす）　飛行機輸送船一隻を含む

（いたりや）　敷設艦一隻を含む

（ろしや）　敷設艦として改装の十四隻並に沿岸防備隊に編入せられたる二十五隻を含む

（にほん）　此内六隻は敷設兼補助艦

（どいつ）　革命以前の計畫、工事運轉若くは中止

（おうとりや）　獨逸にては大型水雷艇と稱す

（とるこ）　露國艦隊の詳細は不明なり、「セルタ」に於ける露國艦は「ソヴイエト」編

（ぎりしや）　此内四隻は敷設艦

…ムス本年三月九日及十五日並に附屬第一號參照)。英國首相ボールドウイン氏も客年十月英國聯盟協會の年會の席上、英國の海軍は緩行するものであつて、決して米國と競爭するの意思などはないと述べた。前記米國の建艦諸案通過の報に接するやロンドン・タイムス紙は「英國人の心中には米國と競爭するつもりはない」と論じて居る。兩國の當局者も又操觚界も「競爭」の語を避けて、通商及航路の保護とか、海岸線の延長とかを理由として居る。「對等」よりも寧ろ「海洋の自由」を叫ぶやうになつた。

◇

今回米國上院を通過した巡洋艦法案(下院は上院の修正に對する共審議權を拋棄して、上院に追從し、又大統領は二月十三日同法案に署名して法律となつた)は前記の如く、巡洋艦(及航空母艦)の建造を規定するの外、更らに海軍軍縮會議の開催に對し大統領が努力せんことを希望し、同會議が成

勢力比較表

(一九二九年三月英國政府調査)

艦	露國(と)	四	—	四	—	—	—	—	三三	六	一五	四	二五	二	六	二〇
	獨國	八	—	八	—	—	—	—	二四(へ)	七	—	—	—	二	—	三三
建造中	英國	—	—	九	—	—	一	二	一六	—	一八	四	—	—	一	二
	米國	—	—	八	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—
	日本	—	—	七	一	—	—	—	一〇	—	八	—	—	—	二	二
	佛國	—	—	四	一	—	一(は)	三	八	—	四〇	二	二	—	一	—
	伊國	—	—	四	—	—	—	三	四	—	一〇	—	四	—	—	—
	露國(詳細不明)	—	—	二(ほ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	獨國	一	—	四	—	—	—	—	三(へ)	—	—	—	—	—	—	—
計畫中	英國 一九二九	—	—	三	—	—	—	一	八	—	六	六	—	—	—	—
	米國 —	—	—	一五	—	—	一	四	八	—	四	—	—	—	—	—
	日本 一九三一—三二	—	—	—	一	—	一	—	八	—	四	—	—	—	—	—
	佛國 一九二八—三〇	—	—	一	—	—	—	三	—	—	三	四	五	—	—	—
	伊國 一九二八—二九	—	—	六	—	—	—	—	四	—	九	—	—	—	—	—
	露國 —	何等計畫ノ公表ナシ														
	獨國 一九二八	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

…る二十五隻を含む

…は「ソヴィエト」聯邦艦隊中に包含せられず

功すれば大統領が今回の法律の規定したる造艦の全部又は一部を中止し得ることとし（第四條）、併せて戰時海上に於ける交戰國及中立國の行爲を律する爲めの條約を作ることを希望してある（第五條）（右法律のテキストにつき國際知識本年四月一日號、及カレント・ヒストリー三月號參照）後者は所謂海洋自由に關するものであるが、文句は頗る簡單であり又曖昧である、果して然らば共所謂「海洋の自由」とは何であるか、如何なる重要性を有するものであらうか。請ふ之れが研究を次節に讓らん。

（附屬第二號）米國海軍擴張法

（軍艦建造其他に關する法律）

第一條　北米合衆國上下兩院より成る議會は本法により合衆國大統領が一九三一年七月一日以前に輕巡洋艦十五隻、航空母艦一隻を次の計畫に從ひて建造することを協贊す。

（イ）各艦裝甲並に兵裝を含み一千七百萬弗を超えざる價格にて一九二九年、一九三〇年及一九三一年六月三十日を以て終る各會計年度內に五隻宛の輕巡洋艦

（ロ）裝甲及兵裝を含み一千九百萬弗を超えざる價格にて一九三〇年六月三十日以前に一隻の航空母艦

但し本法により一九二九年或は一九三〇年六月三十日を以て終る會計年度中に起工すべく協贊されたる艦船の建造が其會計年度中に着手せられざるときは其建造は次の會計年度中に着手することを得。

第二章　米國の海軍擴張

尙建造に着手せらるる第一及以下隔番の順位にある巡洋艦は其主機械裝甲並に兵裝と共に海軍工廠、海軍砲煩製作所或は合衆國造兵廠に於て建造又は製作せらるべきものとす、但し通例政府工場にて製作せられざる物件又は部分は此限りにあらず

第二條　海軍卿は前記艦船の建造に要する豫算を毎年豫算局に提出するものとす

第三條　本法にて協贊せらるる巡洋艦並に航空母艦の建造は一九二三年八月十七日に批准せられたる海軍軍備制限協定が有效なる期間該協定の制限に從ふものとす

第四條　大統領が今後更に海軍軍備を制限する協定を促進せんことを希望し斯る協定成立して合衆國が其協約國の一たる場合には大統領は本法により協贊せられたる艦船建造の一部又は全部を中止する權を附與せらる

第五條　(一)米國議會は總ての主なる海國と共に戰時海上に於ける私有財產の不可侵を含む交戰國並に中立國の行爲を規定する條約を締結することに贊成す

(二)同條約は出來得れば一九三一年の軍備制限會議以前に交涉すること

第六條　海軍卿は本法により一九二九年十二月十日若くはそれ以前に艦船災難の際使用すべき救難船二隻建造の爲の設計書、仕樣書並に豫算を議會に提出するものとす

第二節　海洋自由問題の重要性

◇

平時に於ける海洋自由の問題は昔グローチュスに依つて法律的に扱はれて、遂に國際法上の動かすべからざる一大原則となつた。其當時に於ても固より右の問題は政治的利害から打算して、英國方面などで隨分反對が强かつた。今回問題になつて居る海洋自由問題―米國の海軍擴張法の一部をなすもの―は右に述べた如く戰時に於ける海洋の自由である。此問題も法律的に扱はれるとき―政治上、感情上の議論を抜きにして―冷靜に考へられるとき、問題は或は簡單になるかも知れぬが、政治的に論ぜられるとき、殆んど其紛糾は底止する所を知らぬであらうと思はれる。海洋自由問題の政治的觀察否政治家の議論は後章に讓り、玆には同問題の重要性を靜觀して見たい、否靜觀するとしても如何に議論の分るゝ所、意見の岐るる所があるかを簡單に紹介することゝしたい。

◇

所謂海洋自由問題とは如何なる內容を有するものであるか。世界戰爭中米獨等諸國に於て官民の間に海洋自由論が提唱せられたが、其意義及內容に於ては殆んど區々であつて一定して居なかつた。否殆んど捕捉することの出來ないものであつた。ウイルソン大統領は彼の有名なる平和綱領十四則に於て―其第二則として―海洋自由を掲げたが唯『平時と戰時とを問はず領海以外の海上に於ける航海は絕對に自由なるべきこと』と云ふ外何等其意味を明かにして居ない。世界戰爭中（一九一五年の初）

海洋自由問題を提げて獨國宰相ベートマン・ホルウエヒを訪問したウイルソンの懷刀ハウス大佐は此頃同氏當時の提議を公にした。之によれば右の提議は戰時に於ても交戰國及中立國の船舶何れも共に平時と同じく捕獲又は搜索によつて累せられることなく、海洋を航行し得るやう、海上法規を修正することであつた。更に具體的に云はゞ（一）戰時禁制品の廢止と（二）海上に於ける私有財産の不可侵とにあつた。第一は英國が一九〇七年海牙會議に於て提議した所であり、第二は米國年來の主張であるから、前述ハウス大佐の提議は右英米提案を共に採用した合作の積りであつた。一九〇七年の海牙會議に於て米國の提案は戰時禁制品及封鎖の場合を除き、締約國の人民の私有財産は戰時に際し海上に於て交戰國の軍艦より臨檢搜索乃至捕獲を免がるゝものとなさんとするのであつた。右海牙會議に於て英國が戰時禁制品なる制度の存置は中立國の商業を阻害し其感情を刺戟し之をして參戰せしむるの危險あり、從て交戰國としては得る所が失ふ所を償ふに足らざるものであることを理由として、右の如く禁制品の廢止を提唱したのは、他國の意外とする所であつたが、ハウス大佐をして大戰中右の提議をなさしむるに有力なる資料となつた。のみならず同氏は現今に於ても―一昨年のゼネヴア三國軍縮會議が失敗に歸し、最近米國が軍備擴張即巡洋艦新造に急ぎつゝある今日に於て―英米兩國間海洋自由問題につき妥協を遂ぐるは焦眉の急なりとして居る。此問題は英米兩國間に橫はる唯一の危險な

る原因であり、英國が他國と戰爭を開始した場合米國をも戰爭の禍中に捲き込むものは此問題に外ならぬ旨を說いて居る。米國の上院に於ける外交委員長ボーラー氏は先年國際海上法規を再審議する（re-codify）爲め、及戰時に於ける中立國の權利を確立する爲め、國際會議を開くべしとの案を上院に提出中であつた。此案が修正せられて否葬られて、前述の如く今回巡洋艦新造案中の條項として成立したものと見受けられる。此條項は前述の如く戰時に於ける交戰國及中立國の行爲を律する海上法規のみたらず、海上私有財産の不可侵をも包含するやうである。果して然らば該法案に現はれた米國の意向は、同國年來の主張たる海上捕獲の廢止を初めとして、封鎖及戰時禁制品の制度にも手を付けんとするやうである。ハウス大佐の案は封鎖犯を除外してあるが、從來國際法の認めたる封鎖は時勢の要求に合はなくなつた傾向があり、之に代ふるに世界戰爭に際しては長距離封鎖とも云ふべき經濟封鎖が行はるゝに至つた。此等の問題に手を付けずして海洋自由問題が解決せられる筈はない。而して右の諸問題に手を付けることは英國として最も苦痛とする所である。一九一八年獨逸の請和に際し聯合國はウイルソンの前記第二則たる『海洋の自由』は種々解釋上の疑義あるものとして之を留保した。爾來國際聯盟其他に於て國際法典編纂の企圖あるも、其範圍は平時の部分に限られて、戰時に及ばなかつた。が、今回米國の軍擴は再び海洋自由問題を英米間當面の問題として呼び起しつゝある。

之に對し英國としては固より傳統的政策を抛棄するに吝なるは當然であり、同國海軍の優越的地位を維持するに於て纔々たるは敢て異とするに足りない。從て今日尙ほ同國軍人の方面では『過去の傳統に忠實たるべく、從來の國際法規（海戰法規）の維持を主張すべき』を說くものがあるが、一方には同國に於てもケンウオージー其他の志士論客は英國が何時までも海上の支配を夢みることの不得策否不可能なること、及び海洋の自由を認めて米國と步調を一にし、相提携すべきことを說くに至つた。此等志士論客の議論は英國が米國に對し、海軍力の優越を主張せざるは勿論、進んで米國と海軍政策につき協同の態度に出で、機宜に應じて『海洋の自由』と國際法の爲めに協力すると共に、一般的戰爭（ゼネラル・ウオー）の場合には『海洋の支配』の爲めに戮力すべきを說いて居る。ケンウオージー氏の如き英國は其傳統的海軍政策を近時の事態に適應して變改するの急務なるを說き、米日其他友邦海軍國と共に海上商業の爲め、相互保障條約を結ぶの可能性を詮索せねばならぬと云ふて居るが、ヤング氏との共著に於ては（或はヤング氏の意見であるかも知れぬ）英米の協調 Anglo-American Association が將來に對する唯一の安全保障なることを說いて居る。同盟とは云はないが、英米が共に其海軍力を相敵對するの用に供することなく、之を海洋の自由乃至世界の平和の爲めにするの具に供しなければならぬことを說いて居る。此種の議論は米國側にも見受けないではない。即ちホーランド（Charles P. Howland）の如き、海洋自由問題に對する英米の妥協を最も急務なりとし、將來起るこあるべき戰爭につき公戰（public wars）と私戰（private wars）とを分ち、從來二國又は數國間に行はれた如き戰爭を總て私戰と稱し、聯盟規約、ロカルノ條約による戰爭其他同種の國際的制裁としての戰爭を公戰と看做し、左の趣旨の條約を作ることを提案して居る。曰く

一、締約國は私戰の場合には禁制品以外の中立商業を阻害することなかるべきを約す。

二、締約國は公戰の場合には中立商業の傳統的權利を主張することなかるべきを約す。

右の第一については米國の讓步を必要とする。果して英米が右の如き讓步を敢てして、海洋自由の大問題を解決することゝなるべきやは事將來に屬し、今から何等の豫言を爲すを許さないが、兎に角英米兩國としても此問題を何とかしなければ、何時かは兩國の大海軍が正面衝突を爲すことにならうし、又爾餘の世界各國としても決して晏如たるべき問題ではない。若し右ヤング氏等の主張する如く英米の二大海軍が相協力して國際聯盟の向ふを張り、仲裁裁判司法裁判乃至調停によらず、力により即ち海軍力により世界の平和を維持することゝもならば——由々しき一大事である。しかし何れにせよ、米英米の云ふ所を聽かない國を壓ふることともならば——由々しき一大事である。しかし何れにせよ、米國が國際聯盟以外に在る限り、聯盟規約第十六條の經濟的制裁は實行上多大の困難を有する。世界の

總ての國を聯盟に包容せんとするウイルソンの計畫は畫餅に歸した以上、殊に米國自身が聯盟に加はらざる現狀に於ては、經濟的制裁問題及び之に對立する海洋自由問題に對しても、軍備縮少問題乃至軍備用途問題に對しても別異の考慮が拂はれねばならぬ。

第三章　英米關係

◇

米國今回の海軍擴張と海洋自由とを結び付けたものは就中上院外交委員會長ボーラー氏である。同氏は熱心なる海洋自由論の主張者である。果して然らばボーラー氏の所謂海洋自由とは何を指すのであらうか。如何なる內容を有するものであらうか。英國人中には或はボーラーは自ら意味を解せずして「國際法の編纂」とか「海上法規の書き直し」とか「中立國人の權利」とか「中立商業の自由」とかを叫んで居るのであると評する人もある。國內輿論の趨勢を見るに機敏なるボーラーのことであるから人氣取りに「海洋の自由」を高唱して居るので、何のことか知らずに、又如何に困難なることか知らずに一種の「スローガン」を揚げて居るに過ぎないと云ふ人もある（例へば本年三月發行ザ・ラウンド・テーブル參照）。しかし前述の如く堂々たる米國の法律に取り上げられて來ると、單純にボーラー氏は奇癖を有する變人であるとして片付けてしまう譯には行かぬ。右ボーラー氏等の高唱する海洋自由論は目下英米の間に波瀾を卷き起しつつある。

◇

ボーラー氏は議會に於て海洋自由論に付いて長廣舌を揮ふて居る。曰く「吾が所謂海洋の自由とは中立國人が戰時に於ても、平時と同じく—但し現實の軍需品を運送し又は現に封鎖を破らんとする場合を除き—自由に海上商業（通商航海）を行ひ得るの權利を云ふのである。而して封鎖は船舶の出入を防止するに十分なる封鎖でなければならぬ。紙上の封鎖では駄目である。又戰時禁制品は右の如く現實に軍需品たるべきものに限らるべきであつて、交戰國は何でも勝手に自分の欲するものを禁制品とするが如きは海洋自由の思想に反するものである。交戰國の權利は最小限度に狹ばめ、中立國の權利は最大限度に擴げねばならぬ」と。又曰く「海洋の支配は今日に通用する言葉でない。米國は自國の通商貿易をして他國の鼻息を窺はしむることには同意できない。否英國自身海洋の支配は自國に取つても不利なるを悟るの日蓋し遠くはあるまい」と。而して更らに進んで曰ふ。

『英國政府は大戰中其掌握して居つた海洋の支配を續けんとするや否や、これ吾人の同政府に質さ

んとする所である。戰爭中中立國の權利は蹂躙せられた。戰爭後中立國の權利を回復せんとするの了解は失敗に終つた。若し右の事態にして繼續せんか、米國の建艦は獨り十五隻の巡洋艦に止まらない。更らに增されねばならぬ。又之を增加するに十分なる理由がある。米國にして若し了解により、協定により、法律により其通商を保護することが出來ないとしたならば、米國は其海軍の優越に依賴して右の保護を實行するであらう。

英國は其海洋の支配を棄てて、米國と軍縮の了解を遂ぐるか、然らざれば米國と建艦競爭を行ふの外はない。建艦競爭は英國の欲せざる所であらう、否なし得ざる所である。英國は米國の意中を知つて居る。米國は如何程でも必要とする丈け巡洋艦を作り得ることは、英國の千萬承知する所である。吾人はこれまで海洋自由について英國に何等の提案をしなかつた。これまでは默つて居つた。其結果英國はのさばつて海洋の絶對的支配を握つて居た。今や吾人は吾人の利益を擁護する爲めの軍艦建造を行ふに當り、之を差止めるの道は唯海洋自由あるのみであることを明にした以上、此條件は英國が考量しなければならぬ提案となるのである』と。（カレント・ヒストリー三月號參照）。內容の如何は別として言や壯なりと云ふの外はない。米國の輿論—否米國人の氣分—を代表するの一大雄辯たるを失はぬ

◇

流石に英國人は冷靜である。同國の朝野は右の如き米國人の挑發的言論に對して、內心は兎も角として、表面一般に沈着なる態度を取つて居る。曰く「米國と競爭するつもりはない」。曰く「米國が如何に軍艦を作らうとそれは米國のことである」と。尤も軍人達や頭の固い連中の中には英國海軍の傳統政策を擔ぎだしたがる人がないではない。否英人の頭の中には第十六世紀のスパニッシュ・アルメーダが殘つて居る。英人はナポレオンの封鎖を忘れない。大戰中の獨逸潛水艦の記憶が新たなるは言ふ迄もない。一方には時代の變遷、否武器の變遷に顧みて英國が戰時禁制品や封鎖の權利にかじりついて居るのは却て英國に取り危險であり、不利益であることを論ずる一派もある（例へばマンチエスター・ガーデイアンの如き）。しかし他方にはボーラーに議論の材料を提供するやうな意見を吐く人もある。一昨年（一九二七年）十一月十日英國上院に於けるウエミス卿の言論の如き其適例である。交戰者としての英國海軍の威力を强調してボーラーにつかまつた。しかし右の何れの派に屬するを問はず英人は米國の大海軍を必要とする理由を捕捉するに苦んで居る。英米が別段干戈の間に相見えなければならぬ理由もないのに、何故に米人が英國の向ふを張つて軍艦を作り出すかを了解するに苦んで居る。海洋の自由を口實として建艦競爭の態度に出づるには驚異して居る。ウイカム・ステイード氏の如

きも海洋の自由は米國をして大戰の渦中に投ぜしめた理由であり、獨逸に對するスローガンであつたが、今や英國に向けられるスローガンとなりつつあることを論じて、米國側に於て「海洋の自由」を叫び、英國側に於て「英國通商路の安全」とか「封鎖の權利」とかを叫ぶのを止めて、冷靜に考へることにしなければならぬと云ひ、スローガンを棄て、感情を離れ、兩國間の猜疑不安を除き、不戰條約に信賴しなければならぬことを力說して居る（カレント・ヒストリー本年二月號）。兩國間猜疑の雰圍氣の中に幾度軍縮會議を開いても無益であると云ふて居る。「對等」が何うの「武器の變遷」が何うのと云ふやうな技術的の考は第二にして、不戰氣分を涵養するのが急務であると說いて居る。戰爭を「國策の手段」とする觀念を棄てゝ、兵力を唯「警察手段」に使用する觀念に移らねばならぬ。即ち法（國際法や條約）を破ぶつたものに對してのみ兵力を使用することにしなければならぬ。戰爭がなくなれば局外中立もなく、局外中立なければ中立國及中立國人の權利をやかましく云ふ必要もなくなると論じて居る。言や美なりではあるが、其實現までには幾多の曲折と相當の時日を要するであらう。しかし英米の關係は今や面白くない方に向ひつつある。今直ぐに、否近き將來に兩國間の戰爭が始まるとは云ふのではないにしても、此儘で押して行けば、何時かは戰爭になる。否兩者間の關係はづる〳〵と其方向に進みつつあると憂ふるもの、兩國殊に英國の識者、就中操觚界に尠くないやうである。果して然らば兩國當局者は此間如何なる考を持ち、如何なる態度を取りつつあるか。

◇

クーリッヂ前大統領やフウーヴアー現大統領の最近演說を見るとき、露國との關係は姑らく措き、其他何れの國とも國交は敦厚であつて、何等の蟠りもないやうに云ふて居る。英國にあつても首相ボールドウイン、外相チエーンバレン等異口同音に英米兩國は同文同種の國であつて、何れの外國よりも緣が深いことを強調して居る。しかし英國が長期に亘る對米戰債を負はされて居ることは英人の心中決して愉快とする所ではない。加ふるに戰後、金力及商力に於て米人に一目置かなければならぬ仕儀となり、今復た祖先傳來の至寶とする海軍、否生命の綱とする封鎖の「コルドン」までも、米國から文句を付けられ、危くすると其「コルドン」は切られ、海軍までも米國と「對等」どころか米國の後に瞠若たるに至るかも知れぬ形勢となつては、英人たるもの顏に怒を現はさずとも、其心中は推察するに餘りある。しかし差當り英國の總選擧は數ケ月の後に迫つて居る。米國としても大統領の新任以來日まだ淺い。故に差當り兩國の當局者より多大の效果ある努力を期待することは困難であらうと見られて居る。本年二月六日議會に於て英國外相は議員の質問に答へて―米國の前記海軍擴張案に關する英國政府の態度方針を質したるに答へて、極めて簡單に「英國政府は米國との關係並に兩國間の

海軍狀況に關する凡ての問題について目下愼重に考慮中である」旨を述べた。同月十五日駐英大使ハワード氏が新聞記者の問に答へて「英國は遠からず海軍軍縮について主要海軍國間の協定を遂ぐる爲め努力する所あるであらう」と述べたが、翌日直ちに英國外務省は前記二月六日の外相の議員答辯を引用して「右の問題は目下英國政府に於て熟慮中である。又何等かの結論に達しても、先づ自治領政府と相談しなければならぬから、此れ以上の公表は當分出來ない」と用心深き公表をして居る。ハワード氏は前記記者との會見に於て聯盟の軍縮會議のことに言及して居る樣であるが、英米兩國政界の事情前述の如くであるから、本年四月中旬に開かるべき聯盟の軍縮準備委員會も代表者を送り來る國の數は澤山あるやうであるが、多大の成績を期待することは先づ困難ではあるまいかと觀測せられつつある。殊に右會議に取つては昨年の英佛海軍協定が駄目になつて、新奇蒔き直しをしなければならぬことは一大打撃である。(英米關係につき最近デヴイス氏が米國フオレン・アフエーアス紙本年四月號に論ずる所一讀を値する)。

第四章　米墨紛爭の解決

◇

洋の東西を問はず接壤國間の善隣關係は云ふべくして行ひ難いものである。兩國相隣する場合には種々の面倒が起り易い。利害の衝突もあり易い。遠方に離れて居る國になると、疎遠にもなり勝ちであるが、紛爭問題もあまり起らぬ。歐洲に於て佛獨間の關係を初めとして、佛伊間、獨波間、イタリー・ユーゴースラヴイア間、其他バルカン諸邦間の關係を見るとき、隣國同志の仲の善いものは絶無なりと云ふも過言ではない。極東に於て日本と支那との間は讀者諸君千萬承知の所であるから、今更取立てて云ふ必要もない。更らに眼を轉じて西半球に及ぶとき南アメリカ諸國間の紛爭は云ふに及ばず(殊に境界問題で)、南北兩アメリカ間、即ち米國とラテン・アメリカ諸邦間の關係は時に汎米會議などで顏をつき合せて見ても、結局角つき合ひか、口論に終るのが山である。殊に米國と墨西哥との關係を觀ふとき、米國人は決して日支兩國が時にいがみ合ふのを冷笑する資格はないと斷言したい。米國人がニカラガに干渉し、ニカラガに出兵するとき、決して日本の對支出兵を嗤はれた義理ではないと云はねばならぬ。(吾人が玆に米國の對メキシコ、對ニカラガ政策を說くのは決して我國の對支態度、殊に其出兵を辯護せん爲めではないが)

◇

昨年三月廿八日米國政府はコムミュニケーを發して過去十年間に亘りて米墨間を累した不愉快な

る爭議—石油問題に關するもの—が實際上終りを告げたことを聲明した。實に米墨間の石油爭議は古いものである。兩國政府間の癌であつた。此癌が全治したか或は一時的又は一部的の少康に過ぎないかについては、米國內にも議論があるやうであるが、兎に角二三年前には米墨兩國が今にも戰爭でもしさうな狀態にあつたことを思へば、之に引き比べて、今日は著しき變化と云はざるを得ぬ。十年間の米墨關係をたどることは本章の目的とする所でもなければ、又なし得る所でもない。が、米墨關係の紛糾は墨西哥が一九一七年の憲法に基いて發布したる石油法に遡及効を與へたことに其爭端を發して居る。右憲法は其第二十七條に於て地下の產出物（從て石油を含む）を國民（國家）の所有に歸せしめた。米國は右憲法の効力發生後に米人の取得した石油の利權について爭ふものではないが、右憲法規定の効力發生前米國人が墨國內に於て取得したる石油の權利は既得權であるから墨國が勝手に國內法（憲法其他附屬法令）によつて外國人（米國人）の財產（石油に關する財產及財產權）を沒收し得るものではないと主張した。墨國は外人の石油利權獲得者に重稅を課したり、其他種々の負擔條件を課して之を苦めたが、米國の抗議の主力は石油法の遡及効の點に注がれた。一九二一年六月米國々務卿ヒューズ氏が、其就職後間もなく對墨國關係につき發したステートメントによると、對墨國問題の重大性は沒收に對する財產權の擁護にあると云ふて居る。米國が自國人を外國に於て及び外國に對して保護するの權利及義務に立脚して居る。しかし十年間に亘る右の問題に關する長き交涉に於て、米國は沒收の不當を鳴らし、墨國は沒收にあらずと主張し、殆んど底止する所を知らなかつたが、一九二七年に至つて問題は曙光を認むるに至つた。即同年十一月十七日墨國高等法院は當該法律規定の遡及は違憲であるとの判決を下した。數週の後（十二月廿六日）墨國議會は右判決に適應する樣石油法に修正を加へた。

◇

事の玆に至るまでには種々の曲折があつた。殊に一九二七年中—右判決前—兩國の關係は右の問題で紛糾を極めて來た際、米國上院は所謂ロビンソン決議をした。それは墨國が米國人の財產を沒收したる事件を仲裁裁判に付するを策の得たるものとすると云ふにあつた。此決議の目的は兩國間に今にも起りさうに風說せられた戰爭を豫防するにあつた。しかし墨西哥の方でも米國に對してあまり強く出られぬ事情がある。即ち米墨間の密輸出禁止條約によつて、米國は同國より墨國へ兵器彈藥を密輸出するのを從來禁止して來た。米國にして若し此禁を解くやうなことになれば、墨國は有形無形に大に苦痛を感ずる。之を見て米國政府は一九二七年三月墨西哥に對し前記條約を廢棄するの意ある旨を通知した。此等諸般の狀勢に鑑みて墨國は其從來の對米態度を變更するの必要に迫られ、幾多逡巡の

後、遂に墨國裁判所は同年十一月前記の判決を下すに至り、墨國議會も之に基つき必要なる法律の修正を行ひ、行政部も外國人に對し前記憲法効力發生前の石油の權利を承認することとなつた。玆に於てか冒頭に述べた如く客年三月廿八日の米國政府のコムミュニケーとなつたのである。しかし右は唯一九一七年五月一日以前（即憲法効力發生前）の米國人の石油權を認めた丈けで（それにも墨國政府から改めて一々利權の確認を求めなければならぬが）、右期限後の米國人の權利は保護せられぬ。又墨國土地法による米國人財産問題の如きも、未解決に殘されてある。要するに兩國間未解決の問題は二三にして止まらぬ。しかし現米國大使マロー氏赴任以來鋭意兩國關係の改善に努力し、獨り外交上のみならず社交上其他に於て、墨國官民に對する前任者の遣り口を全然一變して、好感情を促進するに努力した結果、昨年十二月一日墨國新大統領の就職演說中には、特にマロー大使を賞讃した一節があ る。かゝることは米墨關係史に從來例のないことである。リンドバークが墨國に向け空中訪問をした如きも、兩國の親善を物語る一挿話とせられた。加之マロー大使はメキシコ人民の要望を洞察して、之に同情を表し、右の要望は根本に於て何等米國の利益と大局上相戻る所なきことを了解した。墨國と友交及信賴の關係に立つことが米國の利益であることを察知した。墨國が內は國內の秩序を回復し財力を涵養し、外は國際的の義務及債務を履行し得るに至ること、斯くして米國は幸福且繁榮なる隣國を有することは米國に取つても幸福なることである。これがマロー政策として近時米國のメキシコに對する自由政策を特色付けて居るやうである。米墨關係は何處となく日支關係に似て居る。日本の對支政策は果して米國の對墨政策に似て居るであらうか、否乎。

第五章　米國のニカラガ干渉

◇

凡そ米國の外交政策を考察するに於て、ニカラガ問題ほど面白いものはない。モンロー主義に對する米國の解釋適用を研究するに於て、同國の對ニカラガ政策ほど好資料たるものはない。否「支那」と云ふものを頭に置いて、米國の對ニカラガ政策否其干涉政策を觀るとき、これほど興味津々たる問題はない。私の屢々感ずる所であるが、我邦人中には遠隔の地たるの故を以て、ニカラガ問題が何だか知らぬものが多いであらう。米國人は遠隔の地たるの故を以て支那を閑却しないに拘はらず、我國民が米國のニカラガ政策に對して無關心なるは、以て日米兩國民の外交に對する思想を比較研究するに好い材料の一たるを失はぬ。尤も吾人と雖もニカラガには我同胞も殆んど居ないであらうし、米國及米國人が支那に對して利害を感ずるものとは比べ物にならぬと云ふ論に對しては敢て爭はない。又

吾人は我對支政策の構成に於て米國の對ニカラガ政策に學ぶべきことを勸奬するものでもない—斷じてない。唯米國の對ニカラガ政策は他山の石として、大に啓發材料になると云ふまでである。流石は英國人である。彼等は決して米國のニカラガ政策否ニカラガ出兵、ニカラガ干渉に無關心ではない。例へば最近のマンチエスター・ガーデイアン(本年三月八日發行週刊の分)は米國がニカラガに今猶—即ち同國の選擧終了して、秩序亦回復せる今日に於て—三千五百人と云ふ多數の陸戰隊(海兵)を駐屯せしめて居るのを訝つて居る。ニカラガ國が混沌の絶頂にあつたときでも海兵五千を超へなかつたのに、今日尙ほ前記の如く海兵を撤退せしめないのは米國の眞意奈邊にあるやを疑つて居る。

◇

容年十二月四日米國大統領クーリツヂ氏が議會に與へた教書は海軍擴張案其他種々の事項に亘つて居るが、對ニカラガ政策についても言及して居る。曰く「自分がニカラガに兵を送つたのは同政府の熱心なる屢次の懇請に基き、我國人の生命及利益を擁護せんとする爲めであつた」と。米國の派兵が米國人の生命及利益の保護にあると云ふ丈けでは物足りないと思ふたか、同政府の「懇請」に基く旨を說いて居る。果して米國政府の派兵はニカラガ政府の懇請と米國自身の人民保護權とに出づるものであらうか。其眞意は他にあるのではないであらうか。これを窺ふには勢ひ米國の對ニカラガ政策を大體なりとも說明しなければならぬ。

◇

吾人の私言ではない。米國人の言によれば—ラテン・アメリカの歷史に通曉するハケツト教授の云ふ所によれば(カレント・ヒストリー昨年十一月號)—米國のニカラガに對する過去二十年の態度政策は「矛盾と失策との萬花鏡(カレードスコープ)」である。米國は一方に於てルーズヴエルト時代中米諸國をして此等諸國に內亂ある場合一國は他國に干涉すべからざること(內爭不干涉主義)を誓約せしめ乍ら(一九〇七年十二月二十日の追加條約第二條)米國自身はニカラガの內亂內政に干涉した。ボーラー氏の言を借らば米國は「革命黨に裏書した」。由來ニカラガ國には內亂內爭が相續いて、底止する所を知らぬ。殊に自由黨と保守黨とは相對立して、武器を手にして爭ふて居る。人民—即ち黨員—も職業をそつちのけにして、兵器を手にし、黨爭之れ事として居る。後に述ぶるスティムソンの報告にも述べてある如く、戰鬪員と非戰鬪員との區別なく、虐遇虐殺は尋常茶飯事である。軍隊と匪徒とは區別し難く、國內は無政府狀態にあつた。—何ぞそれ支那と相似たるの甚しきや—それにしても米國は何が故に如何なる口實理由により、ニカラガに干涉したか。如何なる方法により干涉したか。クーリツヂ氏の最近教書は右に述べたが一九二七年一月十日の教書によれば干涉の理由として三つを擧げて居る。—因

みに我シベリア出兵の場合の理由も矢張三つあつたと記憶する—クーリツヂ氏の理由の一つはプライアン・チヤモロ條約による米國の權利を擁護する爲めとある—米國のニカラガに於ける「重大なる特殊權益」である。（其何たるやは後に讓るとして）。又一九二六年十二月米國の海兵がニカラガ上陸の際には「米國人及外國人の生命財産保護の目的の爲」と稱せられた。當時英國も在留民保護の爲めに軍艦を派遣せんとしたが米國は之に喜ばざる色を示した。其理由としてモンロー主義を忘れてはならぬ。「内外人保護」の理由は斯かる出兵の辯解及口實の果して正當なるやは米國の議會で屢々質問の的になつた。一九二七年二月二十三日例のボーラー氏は政府に質問して云ふ「外國人の生命が果して失はれ又は損害を受けたることありや。外國人の如何なる財産が破壞せられたるや」と。又モンロー主義を擔ぎ出すのも米國人の人氣文句を持ち出したに過ぎない。米國人はモンロー主義さへ擔ぎ出せば、其内容が判らなくとも默してしまう。曖昧なるモンロー主義では足らず、見當違ひの在外人民保護權でもないとしたら、ニカラガ出兵の理由は何處にあるか。前記ハケツト教授の言ふ如くそれは米國政府の考ふる所では、若し自由黨が勝利を占めて政權を握ることになれば、米國の獲得した例の疑はしい權利（同じくハケツト氏の言である。私の評では ない）たるプライアン・チヤモロ條約が反古になる處があるからである。（東洋にも何處か或方面に何等かの事につき此種の心配をして居る人がないであらうか）。故に米國政府は保守黨を擁護して來た。殊に最近まで保守黨の大統領ディアズを承認し、之を擁立して來た。抑も米國のニカラガに對する干涉の方法には少くも二つある。一つは右の如く出兵であるが、一つはニカラガ政府の承認である。自分の方に都合のよいニカラガ政府を承認することである。人民の意向如何を問はない、議會の決議の當否を問はないのである。米國が先年中央アメリカ諸國を糾合して結んだ條約によれば（一九二二—三年ワシントンに於ける第二回中米會議の作れる平和及修交條約）クーデター又は革命によつて成立した政府は互に之を承認しないと云ふ約束になつて居る。それに拘はらず米國自ら之を無視して、どしどしニカラガの革命政府を—自分に都合のよいもの丈け—承認してしまふのである。これが米國の對ニカラガ政策の重大なる矛盾の一つである。

◇

前記プライアン・チヤモロ條約とは何であるか。これは一九一六年プライアンが米國々務卿として在職中ニカラガのチヤモロ將軍との間に結んだものであつて、米國が今後ニカラガ運河を作る爲めに必要なる權利—「永久的排他的財産權」—をニカラガから獲得したものである。ルート氏は同條約の内容の可否如何は別として、其之を作つた「方法」がよくないとして、之を痛擊して居る。右の條約締

結がニカラガの憲法違反であること、領土主權の侵害であることは別としても、米國の傀儡たるに過ぎざる政府（當時ニカラガ政府即ちチヤモロは民意の支持によらず、米國軍隊の支持によつて維持せられた）と交渉したことはよくない。又ニカラガの隣國たるコスタ・リカやサルヴアドルの權利―特にニカラガとの條約上の權利―を無視したのはよくないと（一國は他國と結んだ條約上の義務に違反するやうな條約を第三國との間に結ぶことは出來ないのが、國際法上の原則である。第四編第一章中述ぶる所參照）。しかし斯かる理窟は米國政府の對ニカラガ政策を變更せしむるの力あるものではなかつた。米國は出兵派兵を續けて來た―米國の對支態度及日本の對支殊に對滿洲政策を回想するとき、日本の滿洲派兵、山東出兵等を右と思ひ合はすとき興味津々たることは冒頭に述べた通りである。

◇

理由の如何を問はず米國はニカラガ出兵を行ふて、一九二七年二月二十一日には五千以上の海兵即陸戰隊が同國に入り込むで、所謂「中立地帶」の警備に任じた―ニカラガは小さい國であつて、廣袤は支那と比べ物にならぬ。故に五千人もニカラガに取つては大兵である。同國重要地點には其警備が行亙つて、保守黨軍は便宜を得。自由黨軍は不利の地位にあつたが、それでも同年四月に至つては遂に米兵はディアズ政府（保守黨）を助けて自由黨軍と一戰するか、それともディアズを見殺にするか何れか一を選ばなければならぬ破目になつた―讀者諸君は此所にも支那のこと、滿洲のことを思ひ合はされたい。―右の窮地に陷つた米國政府は遂に時局收拾の爲め、局面打開の爲め、スティムソン大佐をニカラガに派遣することにした。スティムソン大佐は云ふ迄もなく目下米國々務卿たるスティムソン氏其人である。

◇

スティムソン氏は米國大統領の代表者として、一九二七年四月七日ニカラガに乘り込んだ。ニカラガの狀況を觀察し、併せて保守自由兩黨の黨爭否兵爭を調停せんことを任務とするものであつた。支那流に云はゞ和平勸告である。五月十五日には內亂鎭定した旨を同氏は大統領に報告するを得た。同氏歸國の後五月二十三日華府に於てニカラガの事情に關し公表した所は大體前に述べた通りである。之を讀むとき吾人は同氏が支那の視察報告を書いて居るのではないかと幻想する。スティムソン氏は兩黨代表者と會商熟議の上、双方に對し武器を棄てて妥協融和の態度に出でんことを勸めた。而して双方の同意を得た。自由黨側では大統領ディアズ氏を即時に止めて他人を以て之に代へんことを迫つたが、スティムソン氏は斯くの如きことをするのは徒らに黨爭を激成するに過ぎないと說いた。ディアズ大統領の任期丈けは勤めさせて、一九二八年の改選期を待つべきことを勸めた。しかしスティムソ

ン氏はニカラガの黨爭の禍根は選擧（大統領の）の公平を期し難いことにあるを看破した。其報告に曰く『自分の調査によればニカラガ問題の禍根は政府の選擧干渉である。政府黨は選擧干渉によつて其地位を保たんとし、之に對し反對黨としては革命によるの外政府を顚覆するの方法がない。從て同國の革命は避け難き慢性病となつたのである』と。—吾人はスティムソン氏の報告をクオートして居るのである。ニカラガのことを云ふて居るのであつて、他の國のことを云ふて居るのではない—スティムソンは『右の事情の下、前提の下に於てニカラガ人は總て右の弊害を認め、而して來るべき大統領の選擧を米國の監督の下にやつて貰ひたいとの希望を述べた』と云ふて居る。（アメリカン・ジヤーナル一九二七年七月號）かくして米國兵によりニカラガ軍双方の武裝解除も行はれ裁兵も行はれて、兵隊は田園に歸耕するに至つた。而して一九二八年即昨年十一月のニカラガ大統領選擧は米國のマコイ將軍を選擧總委員長として、其監督の下に行はれた。右選擧事務の爲めに豫め三ケ月間の特別訓練を學校で施した米國の海兵が、各投票所の長として、投票監視の實務に當つた。斯くして大統領選擧は公平に行はれたと云はれて居る。それは保守、自由兩黨共に認むる所であるそうである。選擧の結果は自由黨が勝利を得てモンカダ將軍が大統領に當選し、本年一月一日其職に就いた。斯く平和に政府の交替が行はれたのはニカラガとしては開國以來初めてであると稱せられる（米國フオレン・アフエアス誌本年四月分四八八頁以下、及アメリカン・ジヤーナル本年一月分一五七頁以下參照）

◇

米國上院に於ける進歩主義の議員はニカラガ出兵に對し反對を續けて來た。現に最近に於ても海軍省豫算を修正して、政府がニカラガ出兵費を支出することを不可能ならしめんとした。が、政府の壓力が加はつた爲め、上院は其決定を飜へして出兵費を漸く通過した。何れにせよ前記スティムソン氏のニカラガ行は米國のニカラガ政策に一新時代を劃するものである。其スティムソン氏がフーヴアー大統領の下に今回國務卿の椅子に座つたのであるから、同國のニカラガ政策は愈々自由主義に傾くであらうか。フーヴアー大統領は特に中南米政策に重きを置くやうである。スティムソン氏と共に如何なる新生面を展開するか、今後の觀物である。ニカラガからは撤兵するであらうか。ブライアン・チヤモロ條約はどうなるであらうか。ブライアン氏、ウイルソン氏の如き人すらも右の條約を前述の方法で成立せしめた位であるから、フーヴアー氏やスティムソン氏に對し過大の期待をつなぐのは如何であらうか。モンロー主義とニカラガ運河問題とを頭から去らずに考へれば、右は大々的疑問であるが、姑らく記して後日の發展を待つ次第である。

第六章　ボリヴィアとパラグアイとの紛爭

◇

客年十二月ボリヴィアとパラグアイの兩國は其國境爭ひから、將に干戈の間に相見えんとするに至つた。抑も兩國の國境紛爭は古いものである。否南アメリカの諸國は隣國との國境紛爭を持たぬものはないと云ふてもよい。アルゼンチンとチリーとの間にアンデス山脈の爭がある。（兩國の國境たる其山頂の解釋について爭がある。）チリーは又ペルーとの間に例の有名なるタクナ・アリカ地方に關する紛爭を續けて來た。ブラジルの如きは南アメリカの多數國と國境を接して居るから、國境紛爭の問屋のやうであつた。話は元へ戻るがボリヴィアとパラグアイ（兩國何れも南アメリカの中央に位して海に接せず、從て大洋に出づるには河川舟筏の便によらねばならぬ）の兩國の間には年來國境一帶約十萬平方哩に亘るグラン・チヤコ（the Gran Chaco）と稱する係爭地を持つて居る。大部分森林や沼澤荒地であるが、パラグアイ河とピルコマヨ河との間に橫はる地域であつて、將來有望の地である。附近に石油地帶もあり舟筏の便もあり、又今後鐵道も出來やうし、利權の點より見るも紛爭地たるの資格を備へて居る。右係爭地問題は實に古いもので、一世紀以前からである、否第十六世紀以來のことを持出して爭ふて居る。尤も右係爭地については種々の條約や協定もある。此問題を仲裁裁判に付せんとの議もあつたが成功しなかつた。處が一九二七年に至つて兩國はブエノス・アイレス議定書によつてアルゼンテイン政府の斡旋により、此紛爭を解決することに取極めた。其結果右議定書により委員會が出來て、相談を始めてから數ケ月ならずして、ボリヴィアとパラグアイ兩國の兵隊は國境地方で―係爭地にあるヴアンガルデイア要塞にあるボリヴィア軍隊と其附近にあるパラグアイの軍隊との間に衝突を初めた。これが冒頭述べた如く昨年十二月のことである。（アメリカン・ジヤーナル本年一月號參照）

◇

昨年十二月八日ボ、パ兩國軍隊が右の如くチヤコ・ボレアル係爭地（グラン・チヤコの一部）に於て衝突を來し、將に兩國の間に戰爭でも始まりそうな飛報が世界を驚はした。時恰かも聯盟理事會は同月十日よりルガノに開かれ、他方にはパン・アメリカ仲裁裁判及調停會議も同じく十日からワシントンに開かれた。兩會議は南アメリカの眞中にある右ボ、パ兩國の激爭につき無關心であることは出來なかつた。理事會に於ては英國外相チエーンバレン氏は米國に對するデリケートな關係（モンロー主義）を考慮して寧ろ控目であつたが、佛國外相ブリアン氏は本件に非常に乘り出した。ボ、パ兩國共

に聯盟加入の國である。同氏は右理事會の議長たる資格に於て、續けさまに兩紛爭當事國に和平勸告の電報を打つやら（十二月十一日及十五日）、聯盟各國に電報するやら大騷ぎをした。右理事會は十五日を以て閉會したがブリアン氏は臨時理事會をも開き衰ねまじき勢を示した。或はブエノス・アイレス駐劄の佛國大使を直接に電話に呼出して情報を求めたり、又理事會議長としてブリアン氏が米國政府の本件に對する協力を求めたりしたのも、從來の型を破つた行き方であつた。ボ、パ兩國は「理事會の親切なる注意に遵つて」パン・アメリカ會議の周旋を受諾することゝなつた旨を電報して來たので、ブリアン氏も滿足の返電を打つた。兎に角聯盟として―理事會として―南米の右の如き事件に對し自發的に行動したのは今回が初めてゞあるから、其活動は注目せられた。

◇

一方パン・アメリカ會議（前記の仲裁裁判及調停會議）は其開會の當日、即十二月十日滿場一致を以てボ、パ兩國が平和的に其紛爭を解決せんことを望む旨の決議をして、之を右兩國に電報した。同時に右會議の議長ケロッグ氏は「必要の場合同會議の取ることあるべき調停行爲につき討議する爲め」五人委員會を作つた。右委員會の勸告に基いてパン・アメリカ會議は十二月十四日ボ、パ兩國に對して周旋の勞を執るべき旨を申出でた。十四日前後の形勢は右兩國人心の激昂、軍隊の躍動等が傳へられて頗る悲觀材料に滿ちてあつたが、十七日に至りパラグアイは右の「周旋」を受諾し、翌十八日にはボリヴィアもパン・アメリカ會議の申出を承諾した。ボリヴィアがケロッグ氏に送つた電報によればボリヴィアは右會議の發意にかゝる周旋を受諾するに當り、條件を出した。曰く右會議の調査はヴァンガルデイア要塞事件のみに限つて貰ひたい（同要塞に於てボ、パ兩國軍隊の衝突あつた事、前述の通りである）と。即ち兩國軍隊の衝突事件丈けを右の周旋に依頼するものであつて、チヤコ係爭地其者に關する爭は前記一九二七年十二月のブエノス・アイレス議定書によつて解決する手筈になつて居るから、之には觸れないやうに、と云ふのである。ボ、パ兩國から右周旋受諾の報に接するや前記特別委員會は兩國に宛て送らるべきメッセージを起草した。此メッセージは調停の範圍及方法等につき兩國に相談をかけたものである。兩國之を受けて之に對し滿足の意を表するや、兩國の調印すべき議定書案が作成せられた。之によれば九名の委員より成る委員會を作つて、右軍隊衝突事件の調査を行ひ、其責任の所在を詮議することになつた。前記ボリヴィア希望の如く境界紛議共者には觸れないことになつた。斯くて本年一月三日を以て右議定書はボ、パ兩國代表者によつてワシントンなるパン・アメリカ聯合事務局に於て調印せられた。（此議定書はザ・ユーナイテッド・ステーツ、本年一月五日の分に掲載してある）。斯くして右事件はパン・アメリカ會議の特別委員會の手を離れて、今後は前記九名委員

會に移ることゝなつた。此委員會は本年三月十三日ワシントンのパン・アメリカ聯合事務局に於て第一回の會合を開いた。右の如くボ、パ兩國の軍隊衝突は靜まつたが、其事件の審査は目下進行中であり、又境界紛爭其者は依然として未解決のまゝに殘されて居る。しかしパン・アメリカ會議が折柄開會中であつたとは云へ、同會議の右の活動に對しケロッグ氏が仲裁史の一頁を飾るものであると賞讃したのは故なきにあらずと云ふべきである。

第七章　パン・アメリカ仲裁裁判及調停條約

◇

第六回汎米會議は客年（一九二八年）一月十六日より二月二十日に至るまでハバナに開かれた（本書第一卷二五七頁參照）。同會議に於てアメリカ諸國の間に仲裁裁判及調停に關する條約を結ぶ爲め一年以內にワシントン府に會議を開くと云ふ決議をした（カレント・ヒストリー客年四月號一〇七頁參照）。此決議に基いて客年十二月ワシントン府に右の會議が開かれることになつた。南北アメリカの二十ケ國代表者（一國二名づゝ）が來り會した。代表者を出さなかつたのはアルゼンテイン丈けであつた。其表面上の理由は同國新大統領の就職以來間もないことであり、從て其代表者に必要の訓令を與ふることが出來ないからと云ふにあつた。此理由を信ずると否とは各人の隨意である。右會議は客年十二月十日の朝、米國國務卿ケロッグ氏によつて開會を宣告せられ、クーリッヂ大統領は開會の辭を述べた。クーリッヂ氏は昨年一月のハバナ會議に自ら出席して一場の演說をした緣故がある。其繼續とも云ふべき今回の會議に於て演說するのは、其滿足する所であつたであらう。大統領は「西半球の諸國民は力に代ふるに理を以てし、依て以て平和に貢獻することを共同の目的とするものである」と云ひ「今日既にアメリカ諸共和國は調停と仲裁裁判とを以て其國策の要部とする」旨を力說した。同會議には米國代表者としてハバナ會議に出席した例のヒューズ氏が同じく米國代表として出席した。同會議開會の當時恰もボリヴイアとパラグアイの兩國が將に干戈の間に見えんとする狀態であつたので、同會議は不取敢右に對し調停の勞を執つた次第は前章に述べた所である。玆には同會議本來の任務たる仲裁裁判條約及調停條約のことにつき左に述ぶることゝする。

◇

右會議―パン・アメリカ仲裁裁判及調停會議―は本年一月三日及四日に亘つて仲裁裁判條約及び調停條約を採決した。外に漸進的仲裁裁判に關する一議定書も作成せられた。右の仲裁裁判條約は昨年一月ハバナ會議の決議の趣旨に基き、法律的性質を有する國際紛爭―アメリカ諸國相互間の紛爭―は

總て之を仲裁裁判に付すること丶し、且つ右法律的性質を有する問題の內に包含するものとして四項目が揭げてある。これは聯盟規約第十三條に揭げたものと同一である。尙ほ仲裁裁判に付する以前に紛爭を審査及調停手續にかけることを妨げずと規定してある（以上第一條）しかし（a）國內問題及（b）本條約に加はらざる國の利益又は行爲に關する紛爭は右の仲裁裁判事項より除外してある。スコツト氏の云ふ所によれば右の（b）種の紛爭を除外例としたのは米國全權ヒューズ氏の手際であり、手柄であつて、これはモンロー主義を明言することを避けて、實はモンロー主義を指してゐるものであると賞讃してある（アメリカン・ジヤーナル本年一月號一四五頁）。例へば米國が英國との間にヴエネズエラ境界事件につき紛爭を起したときは、ヴエネズエラ國は此事件を右條約によつて仲裁裁判に付し得ざることゝなる。即モンロー主義に關する事項は米國は此回の汎米仲裁裁判條約からも除外したかつたし、又之を除外するに成功したものである。表面から見れば普通、仲裁裁判條約の留保事項たる「第三國の利益に關する事項」として所謂 res inter alios acta の原則の一適用に過ぎないものである。又此文句をそう解する人もある（カレント・ヒストリー本年二月號八二六頁）が、ヒューズの手際によつて右の如くモンロー主義の適用となつたのである。否モンロー主義に關する事項の除外となつたのである。第三條は仲裁裁判所の構成に關するものである。紛爭當事國の合意によつて裁判官を選任するのである。右仲裁裁判條約には各國は前記以外にも留保事項を設けることが出來ることになつて居るが、米國其他數國は前記二條項以外は無留保に同條約に調印した。而して留保をするのは其國の自由なりとしても、否當該留保の當否につき一々同會議に於て議論しなかつたが、ヒューズ氏は國際法の規定に違反するやうな留保は無效であると注意した。又前記議定書（プロトコル）—漸進的仲裁裁判に關する議定書（一月三日付）を以て右の留保をなした諸國は何時でも其留保又は除外例を—全部にても一部にても—拋棄することが出來ることにした。これが「漸進的」の稱ある所以である（前記諸條約及議定書につき國際知識本年三月號及びザ・ユーナイテッド・ステーツ本年一月四日及五日の分、並にカレント・ヒストリー本年二月分參照）

◇

次に調停條約は一切の紛爭—外交手段によつて解決し得ざりしもの—を調停手續に付するものであつて、必ずしも法律的紛爭なると否とを問はない。調停機關としては別に之を新設せず、從來存する機關即千九百二十三年五月チリーのサンテイアゴに於ける條約（所謂ゴンドラ條約）によつて作られた審査委員會（コンミツション・オヴ・インクワイアリー）を利用することゝした。同委員會は讀んで字の如く「審査」を本來の任務とするものであるが、今回の條約には此機關をして調停（コンシリエーション）の任務にも當らしむることゝした。右の機關

は獨り紛爭國よりの依頼ありたる場合のみならず、自發的にも調停の勞を執り得ることになつた。斯くして義務的調停が―前記義務的仲裁裁判と共に―今回パン・アメリカ諸國間に約束せらるゝことになつた。尤も右調停以外にも締約國の一若は數國が周旋若は居中調停を爲し得るの餘地も取つてある（第五條、但し此場合右調停機關の調停に打勝つものではない）。又米國大統領が紛爭當事國の合意及依頼によつて紛爭事件を取り上げるの餘地も取つてある（第八條、此場合には前記調停手續から事件を横取りすることも出來る）扨て前記調停委員會がアメリカ人より成るは勿論のこと、仲裁裁判所の裁判官も多くの場合アメリカ人であり（絶對にとは云へないが）、アメリカ諸國がアメリカ人を裁判官としアメリカの國際法により、アメリカの紛爭を解決し得るの日遠きにあらざるべしとゼームス・ブラウン・スコットは喜んで居る（前記アメリカン・ジヤーナル參照）。

第四編　國際聯盟を中心として

第一章　國際聯盟と不戰條約

◇

不戰條約は國際聯盟と如何なる關係を有するか、國際聯盟規約は不戰條約と其精神に於ても、其作用に於ても全然同一であつて相矛盾する所がないであらうか。若し兩者が矛盾する所あり相容れざる所ありとせば、聯盟加入國は不戰條約に調印し得るものであらうか。否兩者に加入した國は一旦緩急ある場合、何れの條約に適從すべきであらうか。若し又不戰條約も聯盟規約も何等矛盾する所なく、全然同一の內容否作用を有するものとせば、米國は何が故に不戰條約を主張する代りに、自ら進んで聯盟規約其の者に加盟しないのであらうか。僅かに三ケ條より成る不戰條約は聯盟規約又はロカルノ條約の複雜なる規定と同一效用を有するとせば、不戰條約は甚だ調法なるものであるが、聯盟規約又はロカルノ條約は甚だまづく出來て居るものであると云はねばならぬ。事實果してそうであらうか。此等の問題は聯盟以外に不戰條約の生じた今日に於てのみならず、不戰條約調印前に考究せられなけ

ればならぬ問題である。然り各國は之を考究した。殊に佛國は此點をやかましく云ふて、當初米國政府と渡り合つた。故に此點を明かにするには不戰條約の交渉に關する米佛公文を點檢しなければならぬ。

◇

しかし玆に掲ぐべき國際法上の一原則がある。それは「一國が他國との間に前に結んだ條約に依りて生じた義務と相容れないやうな義務は、後に他國と結ぶべき條約の內容目的たるを得ないものである」と云ふことである（例へばオツペンハイム國際法第四版第一卷七一三頁參照）。平たく云はゞ甲國との間に或條約により或義務を負ふた乙國は、丙國との間に右の義務を無視した樣な條約を結ぶことは出來ないと云ふことである。そこで佛國が一方に於て國際聯盟規約—及ロカルノ條約等—によつて或場合には戰爭を辭し得ない樣な義務を負ふたとすれば、他方に戰爭を無條件に止めると云ふ不戰條約を米國と結ぶことは出來ないことになる。同一締約國間に聯盟規約と不戰條約とを結ぶのは別段差支ないとしても、兩者がもし矛盾する所ありとせば、それは後の條約により前の條約が置換へられることになる。又別異締約國の間であるならば—而して兩條約が相容れざる點がありとすれば—前記の原則を無視することになる。これ佛國が當初二國間（米佛間）の不戰條約を主張して、多邊的不戰條約を斥けんとした理由であり根據である。しかし佛國のこの主張にも弱い所がある。米佛二國間の不戰條約が差支ないと云ふのならば（國際聯盟規約やロカルノ條約に違反しないと云ふならば）、多邊的不戰條約も亦聯盟規約　ロカルノ條約違反ではあり得ない（尤も佛國は事實上米佛間には戰爭があり得ない事を特說して居るやうであるが）。多邊的不戰條約が聯盟規約やロカルノ條約や所謂中立條約に反すると云ふならば、米佛二國間の不戰條約も亦聯盟規約其他に反するものでなくてはならぬ。これ米國が佛國に衝き込んだ所である（客年二月廿七日付米國より佛國への公文）。しかし米國の主張にも弱點がないとは云へぬ。聯盟規約（及ロカルノ條約等）と不戰條約とが違反しないものならば、否其精神及內容に於て同一のものであるならば、何が故に米國は來つて自ら國際聯盟に投ぜざるか。又聯盟各國相互間に不戰條約を擴げる理由は何所にあるか、佛國は公文ではそうは云ふて居ない樣に見えるが、兎に角聯盟規約、ロカルノ條約及中立條約上の義務が不戰條約上の義務と全然相調和するものとは見なかつた。而して佛國公文では『不戰條約による義務は聯盟規約、ロカルノ條約等の如き從來の國際條約に出づる義務に代替するものでもなく、又右の從來より存する條約の效力に變更を及ぼすものでもない。佛米兩國の此點に關する是迄の意見の相違は言葉の爭であつて、問題の實質に觸れるものではなかつた』と云ふ「解釋」を下して鳧を付けた（客年三月三十日及七月十四日付佛國公文）米國でも佛

國の抱く様な掛念があるならばと云ふ所で、少くもロカルノ條約國は皆一様に不戰條約の原調印國として入つて貰ふと云ふことになつた。國際聯盟加入國も皆入つて貰ひたいが否世界の凡てが入つて貰ひたいのであるが其全部加入を待つて居ると効力發生に時がかかるからと云ふのである。而して聯盟規約又はロカルノ條約を破つた國が出て來た場合には、其國は同時に不戰條約をも破ぶることになるから從て其國に對しては他の不戰條約調印國は不戰條約上の義務即不戰義務を免がるゝことになる。右様の次第で聯盟規約と不戰條約は互に相妨ぐるものではないとの趣旨が不戰條約前文に入れられたことは既に述べた所である。果して然らば何故に屋上屋を重ねて、聯盟規約以外に不戰條約を結ぶ必要があるか、米國が聯盟に加はらないのであるか、ケロッグ氏が不戰條約は聯盟規約やロカルノ條約以外に更らに「保護（プロテクション）」を重ねたものであると云ふて居る（客年十二月米國上院に於て）しかし何等「制裁」を有せず、又何等「制裁」に加はることを欲せざる米國を支柱とする不戰條約が、果して從來にも増して各國の保護を加へ平和の保障を加へたものであらうか。これは法律論よりも事實論として、今後の事實に徴するの外はない。否あまりほじくらない方がよい。「形式上は兎も角として結果に於ては不戰條約は米國と國際聯盟との間の條約である」と云ふ形容、否批評（カレント・ヒストリー客年十一月號ミラー氏及同誌本年二月號に於て此れに贊成せるステイード氏）は味ふべき言葉である。何は兎もあれ、杉村博士の語を借らば「不戰は規約の精神であり、聯盟の根義である」。否聯盟規約には勞頭第一に「締約國が戰爭に訴へざるの義務」を受諾して居る。最近の聯盟總會に於て不戰條約を謳歌した辯士のあつたことは異とするに足らぬ。

第二章　第九回聯盟總會

（聯盟に於ける軍縮問題の近狀）

◇

國際聯盟に於ける軍縮問題は今猶軍縮準備委員會の階梯にある。本年四月中旬第六回の同委員會々議がゼネヴアで開かれる筈である。前回即第五回會議は客年三月十五日から二十四日迄、ゼネヴアで開かれた。第一回より第五回に至る會議の大要は本書第一卷に於て略述して置いた。聊か重複に亘るの嫌がないではないけれども、同委員會が如何なる狀況にあるかを知る爲め、玆に第五回會議の事を少し述べて見たい。一言にして云はゞ第五回會議は露國の軍縮提案を討議した外、別段の仕事はしなかつたのである。否出來なかつたのである。其際の露國提案は各國の陸海空軍を四年內に全部撤廢すべく（第一條）、各國の陸海空軍省及參謀本部を一年內に廢止すべし（第二條）と云ふ如き突飛な提案である。

(League of Nations Document C. 45, M. 23. 1928. IX.)露國代表リトヴイノフは長廣舌を揮ふて自國の主張を高唱した。が、獨逸及土耳古の代表以外、何れの國の代表者も之に取り合はなかつた。否列國は露國の眞面目を疑ふた。米國代表も之に反對し、英佛伊日の代表も不贊成の意を表した。各國軍備の即時全廢と云ふ如き名は善美であり、理想としては結構かも知れぬが、現在の世界は斯かる空想を容るゝにはあまりに距離がある。國際聯盟は規約第八條に基き軍備の『制限』と『縮少』とを企畫して來た。軍備の『全廢』と云ふ如き空想に今更鞍替することは出來ない。況んや眞の軍縮會議でもない所の軍縮準備委員會に於てをやである。右準備委員會は露國案を審議するの權限なきものであるとこれは我佐藤代表の指摘した所である。同委員會は今更從來の方針を變更する事は出來ないと、之列國の代表が唱和した所である。露國の軍備全廢案は同委員會事業の基礎として採擇し難き旨を決議して、同委員會は此案を葬り去つた。しかし之れは當然の話で、世人は之れを異としない。唯物足らぬ感じのせられたのは同委員會（第五回會議）が、右の如く主として前記露國提案の討議に賑はつたのみであつて、別段具體的の結果を見せなかつたことである。曩きの（一九二七年の）第三回會議に於て第一讀會丈けを通過して其の儘となつて居る軍備縮少案に對し、第二讀會を開くべきや否やの件も、前記第五回會議の討議事項中に含まれないのではなかつたが、佛國委員の意見によつて右の第二讀會を後日に延期することにした。其の際に佛國委員は某重大問題につき目下關係國政府間で協議進行中の模樣であるから、而して其の滿足なる結果を見ることは遠くはなからうから、それまで第二讀會を開くのを見合はせたがよいであらうと說いた。右の所謂重大問題の協議は英佛海軍協定となつて後に現はれ來たが、それは姑らく後廻はしとして第五回會議は右の如き次第で閉會を告げたから、次回の會議は事情の許す限り成るべく早く、而して出來べくば第九回總會（客年九月）以前に之を開きたい希望であつたが、事情は遂に總會前に其開會を許さなかつた。

◇

第九回聯盟總會は客年九月三日に開かれ二十六日に閉ぢた。其間軍縮會議の開催問題についても議論に花が咲いた。殊に獨逸の代表は例の如く軍縮本會議の速開を主張した。殊に同代表主席たる獨國宰相ヘルマン・ミュルラー氏は九月七日の總會に於て演說中、獨逸の行ひたる軍縮、否、軍廢を誇稱し他國も―戰勝國も―獨逸の擧に倣ふて速かに軍縮を行ふべきこと、又之を行ふことはヴエルサイユ條約に於ける約束を履行する上よりも當然爲すべき所である旨を高唱した。然るに十日の議場に於て佛國代表たる外相ブリアン氏は軍縮問題其他につき得意の雄辯を揮ふた際、獨逸の軍縮に言及し、其の軍縮が嫌々乍ら漸々と實行せられたこと、其の手間取りたること、且今日と雖も其數こそ十萬人に

過ぎないが其實に於ても、又一朝事ある際戰爭能力に變じ得べき同國の經濟能力に於ても、決して侮るべからざるものあることを指摘した。此種の論を一般佛國人の口より聞くのは敢て異とするに足りないが、ロカルノ以來一般に協調論者を以て目せられて居つたブリアンの口から、而かも聯盟總會の議場で聞くに至つては、殊に當時議場に並み居た獨逸代表の一驚を喫した所であり、獨逸輿論の驚愕否憤懣を禁ずる能はざる所であつた。抑も今回の總會には英國外相チエーンバレン氏、獨逸外相ストレーゼマン氏共に病氣の故を以て顏を出し得ず、ロカルノ以來の三人男がブリアン氏のみとなつて居り、其のブリアン氏が右の如き意外の言をなすのを見て、一時はチエーンバレン、ストレーゼマン兩氏の不在が特に遺憾とせられた傾向がないではなかつた。抑も軍縮會議の開催について獨逸と佛蘭西とはそれぞれ提案を出した。佛國案は先づ軍縮準備委員會に先だち關係政府間に於て技術上の爭點につき直接交涉を了した上で、準備委員會を開いた方がよいと云ひ、獨國案は關係政府間の直接交涉も惡くはないが、其交涉が纏まらない場合には軍縮本會議を開いて、本會議其者が總ての未決問題を決定すべしと云ふのであつた。而して獨國案は本年（一九二九年）中に軍縮本會議を開かんと主張したものであつたが、佛國案は軍縮準備委員會（本會議でなく）を出來るならば一九二八年の終り、それが出來なければ一九二九年の初めに開きたいと云ふのであつた。即ち獨逸の軍縮本會議速開論と、佛國の漸進論とがあり、互に議論を戰はせた。結局に於て佛國案たる漸進論勝を制して、獨逸提案は敗れた。即ち軍縮準備委員會を一九二八年末か、遲くとも一九二九年始めに開かうと云ふことになつた。獨逸及ハンガリーの代表は右の議案通過の際棄權した。英國は佛國と共に軍縮の準備未だ成らざるに軍縮本會議の開催を決議し、其期日を豫定しても、何等益する所がないと主張し、差當り各國間未解決の點を解決するに努力して其上で軍縮本會議に移るの賢明なる所以を說いた。否英國代表は佛國案—軍縮準備委員會の開催期を大體乍ら指定するもの—に對してすら不本意ながら贊成するものである旨を述べた。斯かる次第で軍縮本會議の開催は勿論、其の準備委員會の開催すら佛國案以上に出なかつた。尙ほ右總會開期中英佛の海軍協定が世界を騷がしたことは見逃してはならぬ。同海軍協定については別に述ぶることとするが（第五編第一章參照）、右協定は米國の感情を害し、其の猜疑を招いたのみならず、獨逸の喜ばざる所であつた。折も折、總會開會中英佛の騎兵隊が相携へてライン地方に於て大袈裟な共同演習を行ふた如きは、頗る獨逸人の神經を尖がらした。何れにせよ英佛代表が聯盟總會に於て、兩國間の右海軍協定は軍縮準備委員會の事業促進の爲めに、兩國が直接交涉を遂げた結果に外ならぬ旨を力說して、陳辯大に努めたに拘はらず、獨逸は勿論米國も、伊國も同協定に反對の旗色を明かにしたから—日本一國が如何なる回答をなしたにしても—頽勢を挽回し得らるるものではな

い。英佛は他國―殊に米國―が反對ならば右協定を固執するものではないとの意を表明した。否右の協定は別段『協定』と云ふべき程のものではない、唯『商議の基礎』(a basis of discussion)たるに過ぎないものであると云ふた。しかし米國は『商議の基礎』としても受諾し得さるものであることを表明したから（九月二十八日）、前記英佛協定は遂に葬られることとなつた。同協定は近來稀に見る英佛外交の失敗として內外の批難を受けた所であるから、其運命は致方なしとしても、右協定が無效となつた以上軍縮準備委員會の前途は愈々暗澹しくなつて來た。

◇

米國が巡洋艦十五隻を建造することとなり（第三編第二章第一節參照）、爲めに英米間の關係は面白くないし（第三編第三章參照）、英佛海軍協定が右の如く無效に歸した爲め、英佛は來るべき軍縮準備委員會に於ても其措置に迷ふであらうし、從て同委員會開會前の「關係國政府間の直接交涉」は到底望みがなくなつた。斯かる狀況の下に於て此四月十五日から開かれると云ふ同委員會が如何なる成果を齎らすか、氣遣はれて居る。又陸軍軍縮問題は姑らく別としても――英佛が海軍に於て妥協するは米國の好まざること、既に客年の先例が示す如くであり、又英米妥協成るも佛伊が唯々諾々として其の後へに追隨するを喜ばざること、ワシントン會議の證明する通りである。伊太利は歐洲大陸に於ける何れの國とも―從て佛國との―對等の海軍を主張するは前記英佛海軍協定に對する伊國の態度によつても明かであり、他方に於て伊佛の對等は佛國に取つては地中海方面を手薄にするか（從て伊太利に對し劣勢となる）、然らざれば英吉利海峽及大西洋方面を閑却するの外なきこととなり、佛國は何等かの形で英國と握手するの外なきこととなるが、英佛握手すれば他國はやれ同盟であるの、やれ協商であるのと騷ぎ立てる。加ふるに獨逸の海軍までが今や再び佛國海軍の恐怖となつて來た。佛國方面の見る所によれば獨逸の新艦は一萬噸の裝甲艦と云ふても（因みにヴエルサイユ條約で獨逸は一萬噸の裝甲艦六隻を持つことを許されて居る）、優秀なる戰鬪力及速力を有する由にて此新艦を以て舊艦に代替する事となれば、地中海までも其驥足を伸ばし得ることとなるから、佛國としても警戒を加へなければならぬと云ふのである。海軍軍縮の前途には斯くの如く複雜と困難とが橫はつて居る。而して陸軍軍縮についても亦之に讓らざる困難が歐洲の中原に存する。國際聯盟ありと雖も軍縮事業が一朝一夕に片付かないのは故ある哉である。

◇

しかし右の如く軍縮問題が捗々しく行かぬ一事を以て聯盟の前途を悲觀すべきではない。聯盟と雖も一朝一夕に困難の天地を變じて樂園と化せしむることは出來ない。今回の第九回聯盟總會の成績に

ついても、有識者は滿足の意を表して居る。聯盟は今や基礎も固まり、必要缺くべからざる一の國際機關となつた。今回の總會は寧ろ事務的であつて、從來の如く世界の耳目を聳動するの快事はなかつたが、各國の代表者は博辯宏辭を事とするよりも、實務的に傾いて來た。代表者の多數は今や聯盟の仕事に慣れて來た。聯盟の力を知ると共に聯盟の力が及ばぬ所をも覺つて來た。國際協力の此形式が調法なることを知つて來た。同會期に於て聯盟の組織や其人員のことにも注意を拂ふに至つた。聯盟の豫算も精査せられるに至つた。今回地をトして聯盟會館を新築することも決定を見るに至つた。實に聯盟總會の仕事は多種多樣である、獨り軍縮問題に止まらぬ。政治問題もあり、經濟問題もあり、法律問題もあり、社會問題もあり、技術的問題もある。總會の決議錄を見るも其一般を察するに足りる。（第九回聯盟總會の決議錄は國際聯盟東京支局によつて譯文が作られてある。讀者に參照を御勸めする又聯盟一般の事に就ては同支局主任靑木節一君の筆に成り朝日新聞社發行に係る國際聯盟年鑑がある）

第三章　聯盟理事會の業績

◇

客年六月の會合を以て聯盟理事會は創立以來第五十回目の會合をした。抑も最近に於ける—第八回聯盟總會より第九回總會に至る間の—聯盟の事業の特色としては、一九二七年五月の經濟會議の如き重大な出來事はなかつたが、國際間の協力が漸次其範圍を擴げつつあることが觀取せられる。年四回開かれる理事會の議題を見るとき、又理事會が總會に提出する報告を讀むとき、國際生活及國際協力の如何なる方面も殆んど聯盟の關係しないものはないやうに思はれる。聯盟に加入せると否とを問はず苟も世界に國をなすものは、殆んど何等かの點で聯盟と接觸しないものはあるまい。試みに聯盟のオフイシヤル・ジヤーナルを取上げて一瞥するならば如何に種々雜多の事項が理事會の手に掛けられてあるかを知るであらう。理事會の開催を機會として英佛獨等諸國の外務大臣達の間に非公式會談が行はれて、正式の會議以外に於て世界の平和に貢獻することもあるが、それは姑らく別とするも、記錄に止められる事柄丈けでも可なりな分量に達する。性急なる批評家は或は理事會の業績が其期待に副はざる次第を擧げて、不滿足の意を表すかも知れぬ。しかし聯盟の年齡は未だ八九歲に過ぎぬことを忘れてはならぬ。各國民の頭腦を一朝にして變へることは困難である。紛爭國は聯盟を利用しなければならぬ。しかし聯盟に持出す丈けで、事柄が自然解決をなし得るものではない。之を圓滿に解決するのは主として關係國の態度である。しかし聯盟の氣分—ゼネヴア氣分—が紛爭の解決、戰爭の防止即世界の平和に貢獻して居ることは爭ふべくもない。が、固より聯盟と雖も—理事會と雖も—種々の

厄介なる問題を持つて居る。チエーンバレンやブリアンでも手を燒いて居る問題がないではない、從て世人中之を捉へて、往々理事會の鼎の輕重を問はんとするものがないではない。が、其人は若し聯盟―理事會―が存在しなかつたならば、或問題は既に幾度かバルカンに、若くは東歐に於ける戰因となつたであらうことを忘却するの人である。今試みに客年より本年にかけて理事會を苦しめて居る二三の難問題の概要を述べやう。

一、リトアニアとポーランドとの爭（ヴイルナ問題）　此問題は今に始まつた問題ではない數年來の懸案である。一九二〇年ポーランドは―否ゼリコウスキー將軍は―勝手にヴイルナ（リトアニア國の首府であつた）を攻撃し占領した。ポーランド人は之を是認し、ポーランド政府は之を追認した。聯合國の大使會議も亦之を追認した。而して聯盟は此決定を裏書しなければならなかつた。リトアニア政府は固より極力之に反對して、數年來ポーランドと斷交狀態を續けて來た。自ら稱してポーランドと『戰爭狀態』に在りと云ふて居つた。一昨年の末聯盟理事會に於てリトアニアの首相兼外相たるワルデマラスは『戰爭狀態の終了』を聲明したが、理事會が之を了承して、兩國間直接善後協議を慫慂したに拘はらず、リトアニアは依然として頑強にポーランドとの妥協を拒んで居る。ポーランドにしてヴイルナを占領する限り兩國の融和（交通再開）は不可能なりと、ワルデマラスは揚言して居る。理事會の忠告も中々聽き容れない。そこで理事會は昨年六月の會合に於てワルデマラスに對して痛く不興の色を示した。リ、ポ兩國間の協議の不成立に對して強く失望の意を表した。理事會は一般利益の擁護者として、右兩國間の現狀に對し無關心なることを得ない。聯盟としては進んで專門家による現地調査を行ふこととするの外なしと言渡した（客年九月）。ワルデマラスは之にも不服を唱へた。何れにせよ解決の困難なる問題である。聯盟（理事會）がなかつたならばリ、ポ兩國間は疾く既に爆發して居つたであらう。

二、ハンガリーとルーマニアとの爭　トリアノン平和條約によつてトランシルヴアニア（ジーベンビュルゲン）地方がハンガリーからルーマニアの手に移つた。が、同地方にはハンガリー人の所有地が尠くない。然るにルーマニアは農業法を發布して此等ハンガリー人地主の所有地を沒收した。其後（一九二三年）ルーマニアは更らに憲法（第十八條）によつてルーマニア人のみがルーマニア國内に農地を取得所有し得ることとした。そこで所有地を失ふたハンガリー人は自國政府に訴へた。同政府は屢次ルーマニア政府に交涉したが、何等の效果はなかつた。於是乎右の地主連中はトリアノン條約第二五〇條に基いて、本件を同條約第二三九條に規定する混合仲裁裁判所に訴へた。裁判所は之を取

上げたが（一九二七年一月）、今度はルーマニア政府の方で怒つて、同國より右裁判所に出してある裁判官（審判員）を引込めて、裁判の進行を妨げた（一九二七年二月）。而して同政府は聯盟規約第十一條第二項によつて右の成行を聯盟理事會に通告した。他方ハンガリー政府も亦前記トリアノン條約第二三九條（及同條附屬書第一項）により補缺審判員の選任を聯盟理事會に要求すると云ふ珍現象を生じた、しかるに理事會は右補缺審判員を任命する代りに、ルーマニア、ハンガリー兩國の代表者を理事會に引出して、議論を上下せしめた。兩國代表者は口角泡を飛ばして議論したが、話は纏らなかつた。ルーマニア代表テイトレスコは理事會の何人かが―英國外相を指し乍ら云ふに―賠償額（沒收處分を受けた地主に對する）の評價者となることは異存なき旨を述べた。しかし其の言下に『賠償金としてルーマニアから幾らかを支拂ふこととともならば、其金は平和條約によりハンガリーがルーマニアに對して支拂ふべき賠償額から支出すべし』と揚言した。言ふ迄もなくハンガリーは目下該賠償額についてはモラトリユムの特典に浴しつゝあるのであるから、右の提議はハンガリー代表アポニー伯を喜ばす底のものではなかつた。しかし理事會は出來得る限り兩當事國をして直接の交渉により妥協を遂げしむることに努力して居る。最近に於ても重ねて双方の主張を聽き取つた後、兩國代表者が相會して妥協の道を捜し出すべき旨を勸告した。右の問題はこれまで本邦に於てあまり注目を惹いて居ない樣であるが、歐洲に於ては種々の方面から注意せられて居る問題である。殊に法律上の見地から、トリアノン條約の當該條文（特に前揭條文）解釋問題として、學界議論の種となつて居る。（本件については國際聯盟發行オフイシアル・ジヤーナル一九二八年七月號九三三頁以下參照）

三、セント・ゴタード事件　此事件も本年の理事會を煩はした問題である。問題の背後にある關係諸國の感情殊に關係國の軍縮問題に對する態度が其の因を爲して居るから、一時は注目を惹いた。客年一月一日オーストリアとハンガリーとの國境にあるセント・ゴタード停車場に於て、オーストリア稅關吏はハンガリー行の五貨車を檢査して、其內容が機關銃の部分品なることを發見した。此事件が知れ渡るや小協商國―チエツコスロヴアキア、ルーマニア、ユーゴースラヴイア――は騷ぎ出した。由來ハンガリーはトリアノン條約により僅少の常備兵を擁するのみであつて、且兵器彈藥の輸入を禁止せられてある。しかるに右の如き兵器の密輸入が行はれるのは看過すべからざる所であると云ひ出して右小協商國は聯盟理事會に此事件を持出し、訴ふる所あつた。理事會は委員に命じて事件を調査せしめた。（League of Nations Document, C. 199. 1928. IX）其結果によると、右の兵器はイタリーから發送したもので、オーストリアの製品である（大戰前及大戰中の製品）ことは判明した。又密輸入計畫のあつたことも判明したが、右委員はハンガリーが右密輸入の責任者であるとの確證を攫み得な

かつた。唯斯かる事件の發生を遺憾とし、且速かに兵器の輸送を取締る爲めの條約を批准すべきことを希望するに止めた。かくして事件は大山鳴動して鼠一疋に終つた。が、失望を禁じ得なかつたのは右の小協商國である。從來ハンガリーの兵器密輸入を疑つて居つた小協商國は千載の好機を逸した思ひをした。佛國代表ボンクール氏が此種密輸入事件にして跡を絶つにあらざれば一般的軍縮は不可能である旨を述ぶるや、獨逸代表はハンガリー代表と共に勘からず不快の色を現はした。軍縮問題に對する此等諸國の態度は此所にも發露したのである。

◇

聯盟理事會を惱まして居る今一つの問題は少數民族のことである。ポーランド其他小協商國等に在る少數民族の保護については、從來特別に條約が出來て居るが、少數民族と其所在國との間に屢々不快なる事件が發生する。或は少數民族の學童問題につき、或は其他の待遇問題につき紛議が百出する。其都度聯盟理事會が請願に惱まされる。理事會は其請願を受付けざるを處理しては居るものの、中には極めて小さい問題に英佛獨の外相が理事會員として頭を惱ますやうなこともある。實に理事會としてはうるさい問題である。請願者（少數民族）も不服を唱へ、其所在國政府も聯盟理事會の干渉を不快とする。實に干渉に陷らざる程度に少數民族條約の實施を計ることは餘程デリケートな問題である。此種條約の保護の下にあるもの、從て聯盟の厄介になるべき少數民族の數は、少くとも三千萬人はあると稱せられる。主として大戰後の平和條約の產物である。此等少數民族の保護は合意によつて聯盟に托せられてあることは今更云ふ迄もない。聯盟から云はゞ義務ではあるが、英外相チェーンバレン氏が最近の理事會に於て述べた如く、聯盟の義務として決して愉快な義務ではない。上部シレジアの少數民族（ポーランドとドイツとの間の問題）、ヴイルナ地方の少數民族（リトアニアとポーランドとの間の問題）の如き、目下理事會を惱ましつつある問題である。理事會としては之等特別問題の外に猶少數民族保護に關する一般問題もある。しかし一般問題についても、直ちに利害關係國間の現實利害問題が介入して來て、代表者は口角泡を飛ばすことになる。現に最近—本年三月—の理事會に於て少數民族問題が議題となつたが、獨逸外相ストレーゼマンは波蘭外相ザレスキーと激論を闘はすに至つた。否少數民族については上部シレジアやヴイルナのみではない。獨逸、波蘭、リトアニアのみではない。ユーゴースラヴイアもルーマニア、チエッコスロヴアキアの如きも、共學校條例等で少數民族を苦しめて居る。斯くして波蘭や小協商國は佛國を背景として此等の問題でも獨逸リトアニア一派と對抗して居る形が見える。兎に角本年三月の理事會では三人より成る審査委員會を作つて、少數民族請願手續（聯盟へ請願する場合のこと）改正問題を研究せしむ

ることとした。我安達大使及英國外相、外一名で右委員會を組織することになつた。右は波蘭の提案に基づくものであるが、外にダンデューラン氏(加奈陀)やストレーゼマン氏(獨)の案もあるから、此等の案についても右委員會に於て攻究の結果を、次回即ち來る六月の理事會に報告することになつた由である。要するに少數民族に關する凡ての問題は解決を將來に俟つて居る次第であるが、最近の巴里發電報によれば(本年四月六日發)理事會ドイツ代表ノーベル氏及びポーランド代表ソカール氏は安達氏を議長とし約二週間にわたる審議の後、一議定書に調印した由である。而して右議定書は將來ドイツ及びポーランドは國際聯盟理事會少數民族分科委員會の援助の下に、上部シレジアの少數民族に關する總ての問題を相互間に解決することを規定せるものである。尙ほ本議定書の調印は聯盟理事會が處理すべき難問題の一つを解決し得たものであるとある。玆に記して後の詳報を待つ。

第四章　仲裁及安全委員會の業績

◇

第九回聯盟總會は仲裁裁判、否廣く云はゞ國際紛爭平和的處理に關する數箇の標準條約案と安全保障、否別言すれば非侵略及相互援助とに關する三標準條約案とを採擇した。詳しく云はゞ右の條約案を各國に推薦するの決議をした。今少しく其由來を案するに、抑も軍縮は安全問題と不可離の關係にあり、安全問題は國際紛爭平和的處理方法と緊密の關係にある。國際紛爭を平和的に解決するの途が全からざれば、國際間兵力の使用は其の跡を絕つことを得ない。各國の安全も軍縮も言ふべくして實現は困難である。戰爭の防止、即ち世界の平和を期するには、どうしても仲裁裁判、司法裁判乃至調停手續を完成に導くの外はないと云ふ所から、軍縮問題は安全問題と化し、安全問題は法律問題と化するに至つた。即ち軍縮問題は軍人の手より政治家の手に移り(安全問題)、再轉して法律家の手に移つた(仲裁裁判乃至調停)。其結果一昨年九月の聯盟總會の決議により同年十二月には『仲裁及安全委員會』なるものが生まれ出でた(本書第一卷三一一頁以下參照)。此委員會は客年二月二十日から三月八日に至る會議(第二回)に於て(ゼネヴアに開催)六つの標準條約案を作り上げた(第一讀會)(一九二八年八月聯盟オフイシヤル・ジヤーナル參照)。右六箇條約は便宜の爲めそれ〴〵ABCDEFの條約として指稱せられる。AB兩條約には仲裁裁判、司法裁判(司法的解決)及調停手續の三者が國際紛爭解決の手段として義務的に採用せらるべき事(國家間外交手段により紛爭を解決するを得ざる場合)が定められてある。唯其異なる所は仲裁裁判、司法裁判及調停手續の配合を異にするのみである。C條約は調停手續のみに關するものである。右三條約は何れも一般(ゼネラル)的條約であるが、前記委員會の第三回會

議（客年六月廿七日より七月四日に至る）に於て、前記各條約の第二讀會に入ると同時に、更らに右ABC三條約に對立する二國間（バイラテラル）標準條約案として、abc標準條約案が作られた。又前記DE兩條約は集合的（コレクティヴ）條約（多邊的條約）であつて、其中Dは締約國間に非侵略を約するのみならず、進んで相互援助をも約束するものである（即ち非侵略義務に違反した國があれば締約國中の一國は之を聯盟理事會に持出し、理事會が右違反事實を確かめれば、直ちに之を締約國に通報し、之に基づき各締約國は被侵略國に對し援助を與へると云ふのがD條約の趣旨である）。E條約は數國間に非侵略を約するものであり、F條約は二國間に非侵略を約するものである。前記DEF三條約共に國際紛爭の平和的解決方法についても夫れ夫れ規定がある。右安全保障條約にはロカルノ條約其他が參考資料となつたものであるが、ロカルノ條約と違つて領土に關する保障とか第三國の保障とか云ふやうな景物は付いて居ない。尙ほ右標準條約の何れかを或國が他國と結ぶ際には聯盟理事會は其希望に應じ手傳をし、便宜を取計つてもよいと云ふ決議案も作られた。決議案の語を借りて云はゞ『條約の締結に當り困難に遭遇した場合には關係一國の希望に應じ理事會は周旋（good offices）をなすべし』と云ふのである。各國に無理強ひをすると云ふのではない。尤も推し賣りをせないで、果して多くの顧客があるかどうかは今後の成行に徴するの外はない。客年九月の聯盟總會は右各種標準條約案を前記決議案と共に採擇した。而して其採擇に當り前記ABCの三條約を一纏めにして、ゼネラル・アクト（一般議定書）の形に作り直した。右各種標準條約案を總會の議場に紹介するに當り、ポリテイス氏は右ゼネラル・アクトが先年のゼネヴア議定書と似ては居るが、其實大に異る所以を說明した。蓋し一部の人の間には右ゼネラル・アクトはゼネヴア議定書の再現ではないかとの懸念が存したからである。此ゼネラル・アクトには無論多數國―出來得れば總ての國―の加入が望ましき次第ではあるが、其效力の發生は加入國の數と別問題である。故に少くも或二國が之に加入すれば其二國間に效力は發生するのである。尙ほ前記各標準條約は浩瀚且專門的のものであつて、其內容を玆に詳しく紹介することは出來ないが（此條約の參考資料又は理由書とも云ふべきものに、聯盟發行のドキュメントC. A. P. 10. Feb.6th 1828 及びC. 538. M. 163. 1928. IX 又は聯盟のモンスリー・サムマリー客年十月十五日分などがある）。今玆に簡單に右ゼネラル・アクト及二國間の標準條約（國際紛爭平和的處理に關する）についての指導原則を擧ぐれば

（1）加入せんとする種々の國の特殊の事情を考慮に入れんことに努め、それ等の國が加入し易い樣に、出來る丈け餘裕を存するに注意した。即ち

（イ）諸國はゼネラル・アクトと二國間の條約と何れでも隨意に選擇が出來る。

（ロ）約束の內容範圍も、從つて種々である。右兩種條約の何れを撰ぶとしても、締約國は更らに左の三種の義務の何れでも選擇の自由を有する。

第一は各種の紛爭を調停手續のみに付するの義務を負ふものである（これに付てはゼネラル・アクトの第一章及びc條約に規定がある）

第二は法律的性質を有する紛爭を司法裁判（司法的解決）に付するの義務を負ふものである（ゼネラル・アクト第二章及びb條約）

第三は法律的紛爭以外のものを仲裁裁判に付するの義務を負ふものである（ゼネラル・アクト第三章及びa條約）

（2）留保について寬大なる規定を設けた。即ゼネラル・アクト第三十九條によれば、如何なる紛爭でも司法裁判又は仲裁裁判からは勿論調停手續からも除外することが出來る餘地を與へてゐる。尤も留保なくして多くの國が加入して貰へれば之に越すことはないが、實際的見地から各國の困難とする特殊の事情を考慮に入れんとしたのである。但し留保をなすについては若干の規準がないではない。漠然たる留保は御免を蒙る。一定の事項又は一定の種類の事項に關する紛爭を除外するのは差支ないが、唯漠然と「重大利益」と云ふ留保をなすのはいけない。或紛爭又は或種類の紛爭が其國の重大利益に關すると云ふならば、當該紛爭又は其種類を限定しなければならぬ。

（3）聯盟總會は各國に右標準條約案を勸めるに當り、之を好まざる國に對し無理强ひをする積りはないが、しかし右條約案が若干の價値を有すること—即ち徒勞に終らざることは其希望する所である。

（4）標準條約案は特定國間の既存又は將來の條約と相妨ぐるものではない、從て單に補充的（ヤングンディアリー）に適用せられるにすぎないものとして作られた。

◇

右標準條約案について當初から努力せられた杉村陽太郎博士は、其性質及目的について、左の如く適切なる說明を加へて居られる（國際法外交雜誌本年一月一日發行四四—六頁參照）

『世界的安全保障協約たる聯盟規約と個別的又は地方的協約たる仲裁裁判、司法的解決、勸解、居中調停、不侵略、又は相互援助に關する局地的協定とは密接に相提携し、互に相補充し以て國際平和の確保に資せねばならぬ。兩者が若し個々別々に獨立して運用せられ而して其間に不兩立の點が生じ、相牴觸衝突するが如きことあるに於ては國際平和の組織的確立は不可能である（中略）。

標準條約案は規約と協定との調和を計り協定を以て規約を補充する主旨にて作成せらるべく、其職分は各國に模範を示し、其手引きとなり之を指導するにある。故に各國に對し縱令輕微と雖も協定の締結を强要してはならな

ぬ。要は時の力に依頼し、國際輿論を啓發し、各國に進むべきの軌道を敎ふれば足るのである。

各國は又各地方の政情等に應じ適宜條約に補修を加へ、然る後之を採用すべく、之が爲め條約案は能ふ限り伸縮性に富み且醫師が種々の病者に對し色々の藥劑を準備するが如く、各般の國際事情に對應する爲め、少くとも數種又は十數種の約案を作成するを要する。

或地方に於ける國際關係が局地的協定の締結を必要とし且之が締結を可能ならしむる程度に熟し、此關係を條約の形式に結晶せしめんとするとき、標準條約案は好個の參考となる。政治上經濟上文化上に於ける國際友好關係の增進其ものは之を各國々民の努力に待つべく、條約案の任務は斯く成熟した關係を法上確立するに當り基準を示し得るにある。

國際生活は有機的である、化石ではない。標準條約案が現に良好なる效果を擧げつつある既存の條約に則り作成せられたるとき、恰も之に裏書したると同樣の效果を生じ、斯かる條約を有せざる國々にして條約締結國と同樣の關係に立つものをして新條約締結の利と禍とを感得せしめ、條約案の效力を倍加するに至る。

今日局地的協定締結の可能性と必要とが認めらるるは歐洲殊に中歐、「バルカン」、「バルテイツク」、東歐の諸國である。而して西歐强大國間の「ロカルノ」協定が此等諸國の爲政家と輿論とに協定の利と禍とを覺知せしめたことは明かな事實である。協定締結の機運は各地方に動きつゝある』。

眼を轉ずれば西の方米大陸には前記の如くパン・アメリカ仲裁裁判及調停條約が出來たし、米國は歐亞の諸外國との間に不戰條約の外、仲裁裁判條約の締結に努力して居る。米國以外にあつても仲裁裁判條約其他國際解紛條約としては二國間の條約が今猶主として流行して居る世の中であり、從て右ゼネラル・アクトの如き條約の成立は或は前途遼遠でないか。多少の疑なきを得ぬ。が、國際聯盟に於ける前記の努力は啻に有益なるのみならず、又聯盟の目的達成上必要缺くべからざるものであらう。

（附言） 因みに右仲裁及安全委員會の第三回會議に於ては前記標準條約の外に尙ほ一つの標準條約及四箇の決議案を作成したこと左の通りである。而して何れも總會の取上げる所となつた。

（1） 戰爭防止の手段を確保する爲めの條約典型　此條約は獨逸の提案に基いて出來たものであつて、締約國間國際紛爭の發生に際して、聯盟理事會に對し事態の惡化を防止する爲め臨機必要の應急措置に出づるの權能を附與せんとするの趣旨に出づるものである。昨年九月の聯盟總會は此標準條約を採擇した。

（2） 國際司法裁判所規程第三十六條に關する決議　同條第二項の選擇條項に未だ加入せざる國に對し加入を勸誘するの決議である。無條件に加入すること（無條件應訴義務の受諾）が出來なければ條件付でもよいから適當の留保を付して加入することが出來る所以につき注意を喚起すべしとの趣旨である。

（3） 聯盟規約の第十條、第十一條及第十六條に關する決議　右の各條につき豫て報告者ルートへ

ルス氏の手に於て取調中であつて、其結果同氏の提出した覺書を有益なるものとして之を推奨する意味の決議をした。

（4）有事の場合聯盟の通信機關に關する決議　一朝事ある場合、國際聯盟は他國の通信機關にのみ依頼するときは其迅速と正確とを期し難きの嫌あるにより、聯盟として獨立の通信機關を有すべしとの趣旨から、聯盟總會に對し此れが實行上必要なる措置を執ること―殊に無線電信局の設立―を希望するものである。總會（第九回）は技術上、財政上、法律上より本問題を考慮したが直接何等の決定をなすことなく、理事會に必要の措置を依頼した。

（5）侵略の犧牲となりたる國家に對し財政的援助をなす事に關する決議　此問題は先年來總會及理事會に於て考究中のものであつたが、仲裁及安全委員會は財政委員會と協同して調査報告をなし且決議する所があつた。此問題は政治的、財政的及法律的に種々の方面から考察されねばならぬ。第九回總會はこれが考察を遂げた後、右の場合財政的援助をなすため一の特別條約を起草することゝし、又財政委員會に一般的指針を與へて引續き考慮せしむることゝした。

第五章　支那と國際聯盟

◇

昨年九月五日聯盟總會に於て支那代表が演說した中に、支那政府は國際聯盟の事業に對し熱心なる協力を希望するとか、東西の文化は互に相補はねばならぬとか、美辭麗句を並べてもあるが、「泰西諸國の技術的、財政的援助は支那の最も歡迎する所であり、諸國は支那に於て廣大無邊の活動舞臺を見出すであらう」と述べてあるのは、萬更御世辭丈けでもあるまい。これで直ちに支那が聯盟諸國の財政的援助を求めたものであるとか、技術的緩助を求めたものであるとか云ふことは出來ないにしても支那は到底列國の財政的援助若くは其他の援助なくしては立行くまいと推測して、殊に聯盟の援助を必要視するものがないではない。客年三月のヘツドウエー誌上に於てサー・フレデリツク・ホワイト氏は、此問題に付き簡單ながら述べて居る。國際聯盟が從來歐洲のことにのみ忙殺せられて、東洋殊に支那のことを顧みるの遑なかつた次第を論じ、露西亞が支那から手を引いた此の際、殊に支那の經濟狀態が思はしからざる此の際、此種經濟狀態は支那をして大規模に於ける外國の援助を求むるの已むを得ざるに至らしむるであらう。而して此要求は國際聯盟の乘ずべき機會であると論じて居る。右

のホワイト氏が今回支那政府の顧問となつたことは前に述べた通りである。(第一編第一章)。又支那に緣故深きホヂキン氏の如きは支那がヴエルサイユ條約成立當時の事情から聯盟に對し疑心を抱いて居ること等を擧げ、殊に國際聯盟に活動して居る列國は從來支那をいぢめて來た歷史付の國であるから支那の聯盟に對する反感は已むを得ぬ次第を擧げ更らに昨年支那が理事會の席を取り上げられたことは支那人の聯盟に對する感情を一時的とは云へ傷けたことを擧げ聯盟がオーストリア其他に對して財政的援助を行ふた様な工合に簡單に支那援助を行ひ得るものではないと云ひつゝも尙ほ支那は其財政司法、敎育、運輸及工業の各方面につき外國人の援助を必要とする地位にあるから、支那にして自ら疑心をさへ取去れば各國は之を援助するに吝ならざるであらうと述べて居る。暗に國際聯盟への求援を勸告するが如き口吻である。米國が支那の援助に努力を吝まざるの模様あるは嘗て述べたる所である(第一編第一章)米國は自發的に支那を援助せんとし又國際聯盟は支那から援助依頼狀が來るのを待つて居るとすれば(?)支那たるもの亦幸哉と云はざるを得ぬ。

◇

支那は先年―一九二五年―九月第六回聯盟總會に不平等條約改訂促進の目的を以て、其代表朱兆莘から聯盟規約第十九條を擔ぎ出して「總會が支那現下の國際事情に聯盟規約第十九條を適用するの可能性に關する支那代表の建議に深甚の注意を拂ひ、關係國間の會議が近く支那に於て開かれんとすることを欣幸とする」旨の決議案を要求したが、「規約第十九條を適用する」と云ふのは强過ぎると云ふので、「規約の精神に從つて考慮するの可能性云々」と云ふ文字に變へて、右の決議案が採擇せられた。(聯盟發行總會決議錄一九二五年十月發行の分三三頁)。昨年濟南事件が日支兩國の間に發生するや支那は復た國際聯盟を利用せんと試みた。即ち客年五月十日南京政府から國際聯盟事務總長に宛て一通の電報を送つた。それは日本の濟南に於ける行動に對し、國際聯盟に訴へたものである。我政府も右濟南事件に關し國際聯盟加入諸國の參考までに、六月二十八日聯盟事務局に文書を提出して居る。(右二文書につき第一編第四章附屬第三號及第四號參照)。南京政府は右の事件を聯盟に訴へて理事會の召集を要求し、事件を國際審査(此意味は少しく解し兼ねるが、原文には「インターナショナル・インクワイアリー」とある)又は仲裁裁判に付するの用意あることを述べたものである。而して南京政府は此文書に依り理事會の召集を求むるに當り聯盟規約第十一條第二項に依るものであることを述べてゐる。同條同項は國際の平和又は各國間の了解を攪亂せんとする虞ある場合に關するものである。

試みに其條文を揭ぐれば左の通りである。

『國際關係に影響する一切の事態にして國際の平和又は其の基礎たる各國間の良好なる了解を攪亂

せむとする處あるものに付聯盟總會又は聯盟理事會の注意を喚起するは聯盟各國の友誼的權利なることを併せて玆に聲明す』

此條文は聯盟規約としては重要な條文の一つであつて、前に述べたヴィルナ問題其他に於て理事會が斡旋の勞を執ることゝなつたのも、右の條文に準據したものである。しかし今回支那の要求に對しては國際聯盟は形式上の理由から之を默殺し、何等正式の措置を執らぬことゝした。唯參考までに南京政府電報の寫しを各理事國政府に送るに止めた樣である。蓋し前記規約第十一條第二項は、聯盟總會又は理事會の注意を喚起するは『聯盟各國』の爲すことであると規定してある。換言すれば各國政府の爲すべき事である。南京政府は聯盟の目から見れば、未だ承認せられた政府でないから、支那國を代表して右の如き要求を爲すの—換言すれば理事會の注意を喚起するの—權利なきものである。此理由—形式的理由—で聯盟は南京政府這般の要求を取上げない事になつた。然し南京政府前記の行動は聯盟以外に於て、例へば英國の上下兩院に於て、支那の問題に關する否日本の對支出兵に關する論議を惹起した。即ち五月十六日英國上院に於てはパームア卿・セシル卿等の質問演說があり、殊にセシル卿は昨年英國の上海出兵當時と異り、今回は支那側より聯盟の干涉を求めて來た次第であるから、此機會に於て支那と列國とがゼネヴアで一堂の下に會して商議すること

が、支那問題の解決を促進する上に多大の效果あるべきを信ずとの意見を述べた。之に對し政府側を代表してカツセンダン卿は『支那なく又支那政府なき今日、而も英國政府としては何れの方向よりも何等の手出しを求められざる此の際、明白なる權利なくして、此種問題に手出しをするのは危險千萬の次第である』と說き、尤も『聯盟其の他の機關に於て果して支那に於ける渾沌狀態を救ふの可能性ある場合、英國政府は合理的に其の機會を捉ふるに吝なるものではない』と答へた。下院に於ても同日ケンウォージー氏は日支關係に付き英國が干涉するの必要なきやを政府側に質問した。固より其の口調は日本の對支行動を喜ばざるの傾きを示して居る。然し政府側として外務政務次官ロッカー・ラムプソン氏は其の場を繕つた答辯を試みた。(五月十七日倫敦タイムス)尙ほ南京政府は前記の如く國際聯盟に訴ふると同時に、米國政府に對しても訴ふる所あつた。即ち米國大統領に宛てた電報に於て日本は挑發せられざるに支那を攻擊したこと、濟南交涉員を虐殺したこと、支那側は事件中を通じて最大の自制を加へたことなどの手前味噌を並べ日本の惹起したる重大事態に對し米國政府が如何なる態度を執らんとするかを質問したものである。米國政府筋も支那側の宣傳に慣れたものか之を默殺した

◇

我國では外國が支那のことに手出しをするのは日本に斷りなしには出來ないと考へて居る人が往々

にしてあるやうである。外國否外國人が北京否南京に達するの道は東京經由でなければならぬ様に考へて居るやうに思はれる。米國人は之を評して日本はアジア・モンロー主義を主張するものである許すべからざる所の主張であると云ふて居る。何れが許すべからざる所であるかは姑らく措いて、事實は何うであるか。支那の世界大戰に參加した當時の經緯を想ひ又ワシントン會議の事蹟を回顧するとき日本人の右の如き批評も、事實上に裏切られて居ることが判るであらう。支那に對し又支那に於て米國が動き出すとき、英國が動き出すとき、將た又國際聯盟が動き出すとき、日本は之を差止め得るや、否彼等に對抗し得るや、否彼等と協力すべきや、世人の三たび思を致すべき所である。

第六章　トーマ氏の來朝

◇

國際勞働事務局長アルベール・トーマ氏は昨年末我國に來朝した。來朝の目的について國際勞働機關のモンスリー・サムマリーが報ずる所によれば極東諸邦殊に日本の切なる招待に應じて、此等諸國と直接接觸する爲め、此等諸國の生活及勞働狀態を現地について視察する爲めとある。同局長は日本の外、支那及蘭領印度をも訪問した。即昨年十一月先づ支那に來り、北京、漢口、南京、上海を視察の上我邦に來朝し十二月中、約一ケ月の滯在に於て、朝野の關係方面と接觸した。殊に勞働者及使用者の代表團體との接觸に努めた。我國の勞働狀態を特に念入りに視察したのは云ふ迄もない。國際勞働條約に對する日本の地位、殊に其批准數增加の可能性につき當局者との談合をも試みたであらう（公表せられたプログラムの中に示してある如く）。しかしその來朝することに定まつた報を得た日本は豫め國際勞働條約三箇に對する批准を新たに了して、同氏の歡迎準備を整へて居つた。

◇

トーマ氏の來朝について、特に其人物については既に國際知識第八卷第十號に於て前田多門氏が充分に說明せられて居る。日本が如何に國際勞働機關の御厄介になつて居るかも述べられて居るから、今玆に架說することを避ける。日本は國際政治上五大國の一と呼ばれ、產業上八大產業國の一に數へられて居るが、トーマ氏の觀察が如何なる印象を同氏の腦裡に印したかを想ふとき、吾人は恐縮の念に打たれざるを得ぬ。何も恐縮するに當らぬ、「日本は日本だ」と云ふ人とは御話が六かしい。勞働狀態や產業狀態も勿論各國それぞれ國內の事情はある。國內の事情を無視して立派な條約ばかり作つた所が仕方がない。現に英國すらも下に述べる様な騷ぎをやつて居る。しかし日本が產業上永く世界の

特殊國扱ひに甘んじて居るのは、政治上五大國たるの地位にいつかは影響ないとは誰が保證出來やう。勿論日本も本年の議會に於て政府―望月內務大臣―が答辯した如く『國內產業の許す限りに於て』各種勞働條約の批准奏請に努めては居るのであらう。しかし國際勞働に關する各種條約案は全體で二十六個であり、其中我國が今日までに批准を了したものは十個內外である事を思へば―他國に比して―餘り上成績の部類ではない（我國の批准を了した條約のこと、其他については『國際知識』第九卷第四號に於て伊達宗雄氏の有益なる說明があるから、玆には省略することとする）しかし前記の如くトーマ氏の來朝を機として新たに三箇條約の批准を了したことは、大に同氏を喜ばしめた樣であり、此事は最近公にせられた同氏の極東視察報告書にも載つて居ると云ふことである。（三月二十三日ゼネヴア新聞電報）。其報告書を見ない以上玆に多くを語ることは出來ないが、同氏が歸國の上述べたるものの中に、日本に於ける人種問題について左の如き所感がある由である。此種の言は吾々も外國人から往々にして聞いた所であるが、今之をトーマ氏の口から聞くに於ては更らに新たなる興味を感ずる。曰く

『自分は人種問題に付殆んど總べての會合に於て、日本識者の要望を聞いたが、これは自分の最も意外とする所であつた。日本は常任理事國ではないか、押しも押されもせぬ世界の大國ではないか。國際聯盟に於ては日本の關する限り、人種平等論は巴里平和會議の際米國側の難色ありたる外、議論としても、事實としても、起つたことがない。然るに日本人自らが人種平等を訴ふるが如きは、これ自ら卑うするものでなくて何であらう。斯くの如きは現時の國際政局上に於ける日本の無形的權威を失墜するの外何等利益なきものである』

◇

序を以て玆に國際勞働條約中最も重要視せられるワシントン條約―八時間勞働條約―について最近の狀況を略述することとしたい。同條約は一九一九年にワシントンに於て調印せられて以來、今や十年に垂んとして居る。十年で改訂の筈であつたから、今や正に改訂期に迫まつて居るが、英獨其他の批准が出揃はない爲め、未だ效力を生じて居ない。佛國等批准した國は十二箇國で、未批准國が四十箇國ある。批准國中にも佛伊の如きは英國の批准を以て效力發生の條件として居る。（ベルギーの如きは既に國內で効力を發生せしめて居るやうであるが）、兎に角右ワシントン條約には不明の點ありとの非難がある。例へば「一日八時間且一週間四十八時」又は「一日八時間又は一週四十八時間」と解すべきか、疑問のやうである。英國人勞働者中にはウイーク・デーに多く働いても週末（土曜）に餘暇を持つことを希望するものがある。「八時間且四十八時間」と云はゞ五日のウイーク・デー丈け働らくことにして居る英國の靴製造工業の如きは組合規約を變更しなければならぬ。

又鐵道使用人をどうするかの如き問題も起る。一九二六年倫敦協定なるものが出來て（英佛伊獨白の代表者のみで他國は與からず）、ワシントン條約を解釋補足せんとしたが、これ亦種々の故障に遭遇して居る。英國政府の法律顧問は同協定の實行難を—否同協定にして英國の法律ともならば英國はワシント條約其者を批准する事が出來ないと—唱へて居る（兩者の間矛盾ある爲め）。佛國は從來極力ワシントン條約の改訂に反對して居るが（ルヴュー・ゼネラル、ド・ドロア・タンテルナショナル・ビュブリック一九二八年分八〇〇頁參照）、英國は殊に最近に至り改訂の必要を強く主張するに至つた。殊に本年三月ゼネヴアに開かれた國際勞働事務局理事會に於ては英國勞働大臣サー・アーサー・スティール・メートランド氏自ら出席して、英國が前記ワシントン條約の改訂を提議する理由を說明した。同條約には明瞭を缺く點があると云ふて之を指摘した。言語文字の爭にあらずして、重要なる點に於て實際上の不都合があることを說明した。「勞働時間」（hours of work）を如何に解釋すべきやにつき疑義あることを詳述した。商業と工業と農業との間の區別を明白ならしむるの必要なる所以を說いた。數人の勞働者を使用するに過ぎない小工場に本條約を適用するの困難なることを指摘した。一週四十八時間働くこととしても、其時間を日に割當てる場合、餘裕を存するの必要あるを說いた。不可抗力の場合勞働時間の延長を許すとしても、其不可抗力を明かに定義するの必要なることをも說いた。鐵道勞働の如き運輸に關係あるものについては、特別の考慮を拂ふの必要なることにも言及した。要するに八時間勞働條約は効力發生後種々の不都合にぶつつかるよりも、豫め充分研究した方がよい。即ち拙速よりも巧遲を尊ぶ所以を力說した。しかし如何に巧遲を可としても、十年間も考へるのはあまり長すぎる。英國が今まで之を放置して、今になつて文句をつけたり、修正意見や修正理由を述べ立てるのは如何に英國流とは云へ、あまりにゆつくりであるとの批評もある。兎に角右の會議に於ては英國の修正意見を中心として各國代表、甲論乙駁の姿であつた。事務局長トーマ氏は同會議の席上、右條約の改訂期として當初から定められた一九三一年まで放置することは出來ない。「何とかして各國の採用し得る解決案を提出するであらう」と述べた。が、本問題は結局一九三一年まで懸案のまま殘されるであらうと見られる（ロンドン・タイムス本年三月十二日及十三日）。

第七章　アヴノール氏の極東訪問

◇

昨年九月の聯盟總會に於て非常任理事國の改選があつた際—三理事國の改選である—從來非常任理事國の一として理事會に席を有して居つた支那は、其代表者の熱心なる主張と運動とに拘はらず、落

選して、東洋では波斯が之に代つてースペーン、ヴエネズエラの二國と共にー非常任理事國に當選した。支那はポーランドやスペーンと同樣に再選資格を要求したが、其目的を達しなかつた。支那の政治的事態が不安定であつたにも依らうが、再選資格を認むることに吝なるの傾向が聯盟内に今猶可り強いことも手傳つたものであらう。支那が聯盟へ納むべき經費分擔額を滯納して居るからと云ふ樣なことは、理由としては果して如何ほどの價値を有するものであらうか。兎に角支那代表は右の落選に憤慨した。一時は支那は聯盟から脫退するやの風說すらも傳はつた。しかしそれも一時の風說であつて　聯盟から支那派遣使として事務總長代理アヴノール氏が極東に來ることになつた。右は支那代表の希望に出づるか、事務總長ドラモンド氏の發意に出づるか、そんなことは玆に詮議立てする必要はない。前記の事件以來聯盟として支那を慰撫する必要があつたのであらうか。支那としても御國柄を見せたいと云ふ自負心があつたのであらうか。それも深く詮索する必要はない。前々章に述べた如き經緯があつた爲め、聯盟幹部として支那に對する相當の知識を所持して置くことの必要を認めたによるものであるか。その當否も何うでもよい。兎に角聯盟幹部が支那を觀察し、日本を觀察するを歡迎するに於て吾人は人後に落つるものではない。アヴノール氏は本年一月三十日南京入りをして蔣介石、王正廷等要路者を訪問した。翌日南京市長の午餐會の席上、同氏は今回訪支の目的は聯盟國が支那と協調したき希望あることを示さん爲めであると述べ、支那が此際聯盟國と特に密接なる協調に出でんことを切望する旨を強調した。其翌日國民政府首席としての蔣介石を訪問したとき、所謂對支宣言を手交した。長文のものではあるが之を要するに自分が事務總長に代つて支那を訪問したのは、國民政府に對し國際聯盟の誠意を披瀝するが爲めであると述べ、支那が國際聯盟と協同せんことを望んだものである。同氏は南京のみならず、支那の南北各地を歷訪した由である。支那につき如何なる印象を得たかも之を問ふを要せぬ。蓋し其人物經歷に徵し冷靜なる觀察をー殊に經濟財政の方面についてー遂げたものではないかと窃に推察するのみである。支那の前途は大に他國の援助に俟たなければなるまい位のことは、普通の觀察者でも觀取する所であらう。

◇

次で同氏は日本にも來遊した。滯留旬日、國賓の待遇を以て歡迎歡待を受けた。其詳細は玆に之を述ぶる必要がない。唯同氏の本邦に於て爲したる演說等によるとき、氏は支那問題が眞に問題たることを十分感知して居るらしい。支那が困難なる多くの問題を、國内的にも對外的にも提供して居ることを熟知して居るらしい。而して支那及支那問題を理解するが爲めには、日本を知らねばならぬ、日本を訪問しなければならぬ、これ自分が日本來遊の目的であると說いた。聯盟は超國家ではない。聯

盟は各國の主權を尊重する。決定權は各國の政府にある、責任も各國政府に取つて貰はねばならぬ。しかし聯盟は各國の協調協力を組織立てる義務があることを述べた。國際聯盟は從來殆んど歐洲のことに忙殺されて居つたが、決して極東を閑却するものではないことを辯解した。歐洲にも問題があるが極東にも困難があること、及び右の困難は平和的に解決せられねばならぬことを說いた。聯盟は各國の希望に應じて出來得る限りの援助を吝まざるも、希望なきに聯盟自ら進んで援助をなすべきものではないと述べた。又國際間の難問題を解決するのは先づ關係國の直接交涉によるべきものである。聯盟が手出しをするのは、已むを得ざる最後の手段であることを述べた。これ等の文句は濟南事件の如きを頭に持つて聽くとき一種の意味があるやうに聞える。少しく脇道に入るが濟南事件は當時假りに聯盟が支那の希望に基き規約第十一條第二項により（前々章參照）之を取り上げたとしたところで、ヴイルナ事件の如く、又ハンガリアン・オブタンツ問題の如く、唯聯盟が仲に入つて解決を促進する丈けで、つまりは當事國間の直接交涉によつて解決するの外はないのである。（規約第十二條に該當する場合は格別であるが）。紛爭ある時、徒らに聯盟に訴へた所で、聯盟が直ちに之を解決し得るものではない。アヴノール氏は聯盟に對する健訟健願の弊を戒めて居るやうにも取られぬではない。又聯盟は何でも事件に手を出したがると誤解する一部人士に對する頂門の一針であるやうにも取れぬではない。

脇道に入つた序に今少しく脇道に入るが、財政通である同氏が本邦觀察の結果我財政、經濟の現狀及前途に對して盲目であつたと見ることは出來ない。金不解禁の現狀を如何に見るか、財政的、經濟的日本の將來を如何に見たか、或は支那同樣、日本も此方面に於て國際聯盟の知識を借りるの必要に迫まられる時節が到達するかも知れぬと云ふ如き印象を持歸らなかつたであらうかと想像するとき、實に國際的に慚愧の念に堪へぬ。決して對岸の火災ではないのである。兎もあれ玆には先きにトーマ氏の來朝と云ひ、續いてアヴノール氏の來遊と云ひ、極東と國際聯盟との關係史上一新紀元を形作くる出來事であることを述べて本章を閉づることとする。

第八章　米國の國際司法裁判所加入問題

◇

本年二月十九日米國々務卿ケロツグ氏はワシントンに在る各國大公使に同文通牒を發して、米國が常設國際司法裁判所加入問題につき、關係各國と非公式の意見交換を行ひ度き旨を申出でた。（ザ・ユーナイテッド・ステーツ・デーリー一九二九年二月二十日參照）。顧みれば米國は三年前即一九二六年二月十二日のケロツグ通牒により同樣の申出を關係各國に對してなしたことがある。それは同年一月二

十七日の米國上院の決議に基づいて、米國が同決議の示せる留保及了解の下に、常設國際司法裁判所に參加する（詳く云はゞ一九二〇年十二月十六日關係國の署名開始となつた同裁判所規程に關する議定書に署名し參加すること）の用意あることを申出したものである。右留保條件の中には種々の難題があるが、就中右裁判所の意見提出權能を著しく制肘する一項があつた（留保事項中の第五項である）。即同裁判所は聯盟規約第十四條により、聯盟の機關の諮問に應じ、一切の紛爭又は問題に關し「勸告的意見」（advisory opinion）を述べることが出來ることになつに居る（裁判所として裁判をなす權能以外に、或問題につき聯盟の諮詢機關たるものである）。米國の注文は同國が利害關係を有し又は有すと主張する（"claimed an interest"）紛爭又は問題については、米國の同意なくしては、如何に聯盟から諮問があつても、同裁判所は其諮問に應ずることが出來ない。之に應じて意見提出に及ぶの權能がないと云ふことにしたいと云ふのである。斯くなれば同裁判所の權能の一半たる意見提出權は殆んど米國の慈悲の下に立つこととなる。米國は他國（同裁判所規程に加入したる國）に比し右の點につき非常な特權的地位を有することとなる。或問題を裁判所に諮問すべきや否やを決せんとするとき、他國は理事會又は總會の當該討議に加はるの權利しか有しないのに、（多數決により、即全會一致によらずして、當該事件を諮問に付するを得るや否やの問題は未定であつて、之を調査に付すること、最

近第九回總會で決議せられた）米國は一國丈けで隨意に—米國が利害を有するとの單純なる主張により—同裁判所の意見提出を差止め（veto）得ることになつては大變である。如何に米國だからとて斯かる特權的地位は與ふべからずと云ふ議論が勝を制して、これが主たる理由で當時米國の國際司法裁判所加入問題は停頓してしまつた。即此問題討議の爲め開かれた關係諸國代表者會議（一九二六年九月ゼネヴアに開かる）は右の趣旨で米國に答ふることとした。米國は之によつて自ら不參加と決した。然るに最近に至りケロッグ氏は云ふ、當時關係諸國に米國の意見がよく徹底しなかつた爲め右の始末となつたのであらう。しかし米國としては決して特權的地位を望むものではない。唯米國は聯盟に加はつて居ないから聯盟の理事會又は總會で如何なることを討議し、如何なる事件を右裁判所に諮問せんとするか、其討議に加はる機會がないのは勿論のこと、其消息すらも之を知るに由ない次第であるから、先年上記の如き提案を出したのであるが、他に之に優る良い方法があつて、米國の利益が無視せられることが無いと云ふ保障さへ立てば、それでよいのである。右の方法を見出す爲め非公式に意見の交換をして見たいと。これがケロッグ氏の前述の申出の要旨である。米國々務卿が今更何故にこんな申出をして來たかは、別に詮議立てする必要もないが、米國としては列國が盛に國際司法裁判所を利用して居るのに、自分は從來之に參加せざる爲め、之を公然利用することが出來ない（米國がさき

にムーア氏や現にヒューズ氏などの裁判官を出して置き乍ら)。從て例へば英佛仲裁裁判條約(客年)を結んでも、國際司法裁判所に紛爭を持出すことを條約面に公然記入することすら出來兼ねる(一方の國際仲裁裁判所のことは公然右條約に書いてあるに拘はらず)。不戰條約を作つて國際紛爭の平和的解決を計らんとしても、肝腎の國際司法裁判所に加入さへもして居ないことは、自家撞着の極である。加之一旦之に加入すれば米國は先年所謂其留保條件として提出したものによつて明かなる如く、モンロー主義や國內問題の如きを同裁判所の管轄事項より除外することを列國に認めしめることも出來るし、又中南米諸邦が國際司法裁判所に事件を持出さうとしても、之を差止め、之に對して橫槍を入れることも出來る。要するに米國の右裁判所加入は米國に取つて百利あつて一害なき次第であると云はねばならぬ。

◇

昨年九月の聯盟總會に於て常設國際司法裁判所規程の改正問題が持上つた。同裁判所は今や創立以來八九年になつて經驗上改正の必要が認められる點もあらうし、又明年(一九三〇年)は其裁判官の改選期にも當つて居るから、右規程に必要の改正を施す爲め、調査を行ひ、必要なる提議を次回の總會に提出せしめることとした(客年九月二十日午前採擇の決議)。此決議に基いて客年十二月瑞西のルガ

に開かれた第五十三回理事會は、法律家委員會を設けて右規程改正問題を討議せしむることとした。斯くして成立したる同委員會は本年三月ゼネヴアに開かれて、各國の代表的法律家が來り會した。米國からは非公式ながら例のルート氏が出席した。同氏は往年右規程の產婆役として努力した一人であること、今更云ふまでもない。折柄開會中であつた第五十回理事會は、右法律家委員會に前記米國の申出を考慮するの權限を與へた。ルート氏の提案とハースト氏(英)の提案とが持出されて、討議せられた。其結果出來上つたものは本年三月十八日の議定書案であつて、八ヶ條より成るものである(三月十九日ロンドン・タイムスに條文が出て居る)。其第五條が主として前記米國の希望に關するものであつて、之によると事件を同裁判所の諮問に付すべしとの提案が聯盟理事會又は總會に持上つたときは、而してそれが米國の利害關係を有するものと認められ又は主張せらるるときは、聯盟事務總長より、之を米國政府に通報すること(米國の豫め指定する經路により)とし、其上にて必要ならば、當該問題に對し米國の利害關係ありや否やにつき、米國政府と聯盟機關との間の意見の交換を行ふこととなる。又事件が進んで裁判所に諮問せられることになり裁判所が此れを受付けたときは、裁判所書記から直ちに之を米國に通報すべく、之に對して一定の期間內に米國は書面を裁判所に提出することとなる。而して必要あるときは其問題につき意見の交換が行はれることもあらうし、又其意見交換の期間中一

時裁判所の手續を中止することもあり得る。又如何にしても折合がつかぬ場合には、米國が同裁判所から脫退することについても、規定せられてある。尤も右の議定書案は來る六月の理事會にかけられ、理事會が之を採用すれば來る九月の總會にかけ、此等の機關を無事に通過し、米國の方でも異存がないと云ふことになれば玆に初めて關係諸國の署名を求むる段取りとなるのである。

◇

上記法律家委員會は右米國の加入問題を討議決定したが、其本來の仕事たる規程改正の件についても討議を續け其結果フロマジョー、ポリティス兩氏の起草に係る報告書が出來上つて、最近―三月廿五日―公表せられた（ロンドン・タイムス三月廿六日記事）。右報告書を見ない以上、詳細を知るに由もないが、新聞報によれば裁判官の數が從來の十一名から十五名に增加せられること、從來四名あつた豫備裁判官が廢止せられること、開廷期間を從來の如く夏期丈けとせず（從來でも仕事の都合上實際は期間の延長が行はれたが）、今後は年中開廷することゝ、等が、重なる修正事項のやうである。右の報告書も更らにそれぞれの機關を無事に通過して、初めて物になるのであることは云ふ迄もない。

第五編　歐洲を中心として

第一章　英佛海軍協定の失敗

◇

英國外相チェーンバレン氏は客年七月三十日の議會に於て英佛間海軍軍縮に付いて、話合ひが成功したことを披露した。從來聯盟の軍縮準備委員會に於て、英佛間議論の岐るゝ所であつた問題につき話が纏まつたから、今回之を各國政府に知照し、其同意を得、以て右軍縮準備委員會の討議を促進する上に便するつもりであると告げた。此披露は簡單ではあるが、夫れが簡單であつた爲め、否右協定の內容は他國政府に知らせた上でなければ發表出來ないと述べた爲め、一時非常な暗影を國際間に投ずるに至つた。各國の新聞紙は右英佛間の妥協を見て、誇張の批評を試み、過大の揣摩を下すに至つた。英佛間に『新協商』（ニュー・アンタント）の成立せるものと見做すものあるに至つた。進んでは英佛間「秘密條約」成り、或は兩國間「同盟」成れりとまで臆測するものあるに至つた。英佛は從來の爭點を葬り去つて、相携へて米國に楯付くものであると解するに至つた。一朝有事の日、英佛の海

軍は共同戰力（クーリツヂ）するの密約成立せりとまで噂するに至つた。米獨兩國の操觚界は騷ぎ立てた。而して此騷ぎは客年八月不戰條約の調印を前に控へて、米國と英佛との間を陰鬱ならしめた。搗て加へてケロツグが折角巴里まで來ながら、否ダブリンまで訪問しながら——嘗てアイルランドの大統領が米國を訪問したのに對する答禮の爲めとの申譯はあつたが——倫敦訪問を避けたことは、如何にも英國に對する面當ての樣にも世人は解した。不戰條約の調印終るや、間もなく米國大統領クーリツヂは『不戰條約と米國の軍備とは全然別問題である。不戰條約成るも米國は其必要とする軍備を疎かにすることは出來ない』と揚言した。

◇

英佛の前記海軍協定に就ては、客年九月ゼネヴアの聯盟總會に際して、英佛代表者より若干の說明を試みた。『協定』とか『條約』とか云ふやうな大袈裟なるものではなく、唯將來開かるべき軍縮準備委員會に於ける『商議の基礎』として英佛間に行はれたる『會話』に過ぎないと辯解した。しかし其內容、否其全文を公表しない限り、各國の輿論は種々猜疑の眼を以て之を迎へた。米國政府すらも其『要領』（サムマリー）の通知を受けたと云うた程である。米國のハーストは其內容を捕へんとするに急なるや、遂に其配下にある通信員が巴里外務省から一秘密文書（佛國外務省から右海軍協定につき在外使臣に通報したもの）を或方法によつて持出して、之を米國新聞紙にスツパ抜いて世上を騷がせた事件まで持上つた。斯の如き世間の騷を餘所にして、英佛政府は往復文書の發表を差控ふること——否殆んど袖手傍觀すること——約三箇月の後、漸く客年十月下旬に至つて、右往復文書を公にするに至つた（英の白書 Papers regarding the limitation of Naval Armaments, Miscellaneons, No. 6, 1928.）。公にせられた所によると別段の新事實はなく、既に大體世上に知れ渡つたもの以上に出でなかつた。即ち其要旨は艦種を左の四つに分ち

(一)主力艦
(二)一萬噸以上の航空母艦
については華府會議の制限を同條約に署名せざる國にも擴張するの方法を審議することとし
(三)一萬噸以下の水上艦にして口徑六吋以上八吋に至る備砲を有する軍艦、及び
(四)六百噸以上の潛水艦

の二者については一切の國に適用せられ、且つ何れの國も右艦種毎に艦船の全部につき條約期間中超過するを得ない最大限噸數を定め、其上にて各國は右制限內に於て其到達せむとし且條約期間中過せざることを約する噸數を表示することとしたい、と云ふのである。（附屬第一號第三公文及英國

前掲白書二七頁第十九號公文參照）。右は難解の文字ではあるが、詳しく云はゞ、各國國防權の平等を主義とし、即比率による制限を原則として排斥して、前記第三第四の二艦種につき、各國平等の最大噸數を認めるが（從て各國は皆其最大噸數まで建造且保有の權利を有するが）、實際に於ては其最大噸數の範圍内に於て各國の狀況に應じ（財政其他の都合を斟酌し）、各自適當とする噸數を表示して、之を以て各自制限噸數とすると云ふのである。即ち權利と實際とを區別したものである。結局は差別と云ふことになつても、國防權の平等主義は從來佛國――及日伊――の希望し來つた所である。何れにせよ佛國は右妥協により其從來の主張たる總噸數主義を棄てて、艦種別主義に讓歩したことになる。艦種別主義とは云ふものの、種類は前記の四つに限られて居る。從て右以外の補助艦の制限については何等言及して居ない。否口徑六吋以下の備砲を有する巡洋艦を無制限の狀態に置いて居る。又六百噸以下の潜水艦をも無制限の狀態に置いて居る。右の如きは英國若は佛國に取つては都合のよい話であるが、米國にとつては何れも不利益である。語を換へて云はゞ米國の制限せんとするものを英佛は無制限となし、米國の自ら最も必要とする所を英佛は制限せんとするものである。詳言すれば米國は右英佛協定が一萬噸八吋砲の大型巡洋艦――即ち米國自ら最も必要視する大型巡洋艦――と大型潜水艦を制限し乍ら、英佛に好都合なる小型巡洋艦及小型潜水艦を何等制限しないことに極力反對して居る。海外に多くの海軍根據地を有し、且多數の商船隊（戰時に於て六吋砲を載せて假裝巡洋艦に變更せられ得るもの）を有する英國に取つては、好都合であらうが、右の如き二つの便宜を何れも有しない米國に取つては忍び得る所でない。英佛相共同して米國の喜ばざる所を提げて、米國の同意を求めんとした。米國が『商議の基礎』としても此案は御免であると回答したのも、無理からぬ次第である。

（附屬第三號參照）英佛間の妥協成立したことは――即ち英佛が軍縮準備委員會に於て各其從來主張した所、即ち英國の艦種別制限論と佛國の總噸數制限論とにつき妥協が出來たことは、右委員會として喜ぶべきことであるかも知れぬが、軍縮問題の大局より見れば拙策であつた。軍縮準備委員會の事業としてならば、其開會を待つて、其の會議に於て、討議又は披露すべきであつた。事玆に出でずして、徒らに世の物議を招き、却て秘密外交の譏りを受けるに至つた。加之右事件の成行は却て軍縮準備委員會の事業にも暗影を投ずるに至つたのは（英佛當局者は之を否定して居るやうであるが）遺憾の次第である。殊に右の英佛妥協が英國内に於ても非難を受けて居るのは、他に今一つ重大なる理由がある。それは之に關聯して英國が佛國に對してなした讓歩である。チエーンバレン氏は前記議會演説に於て――否議員の質問に對する答辯に於て、右協定は海軍に關するものであることを答へた。しかし英國は佛國が總噸數制限論を止めて英國に讓歩するならば、英國も亦陸軍の教育濟み豫備兵問題

について、佛國に讓歩すべきを述べて居る（附屬第一號公文(イ)參照）。抑も佛國は徵兵制度を採用する爲め、從來――軍縮準備委員會に於て豫備兵を制限するのに、極力反對して來た。之に反して英國は豫備兵――一度軍隊の訓練を受けたるも、現役兵にあらざるもの――も亦『兵』として、制限すべき『兵力』の中に計算すべきを熱心に主張した。即ち右委員會に於て陸軍軍備の制限案討議に際して、制限せらるべき『兵』又は『兵力』とは何ぞやを定義するの必要に迫られたとき、英國主張の如く、一朝事ある際、短期間に戰線に立ち得るもの（教育濟み豫後備兵）を右の制限すべき『兵』又は『兵力』とすべきか、將た佛國の如く『訓練を受けた豫後備兵』を『兵』の內に算入せず、從て之を制限すべき『兵力』より除外すべきかは、陸軍制限について英佛論爭の焦點であつた。軍縮準備會議に於て佛國等徵兵制度國は以爲らく、苟も徵兵制度を存する以上豫後備兵を制限することは不可能である。兩者は離るべからざる關係にある。而して徵兵制度其者を廢することは出來ないことであるから軍備は常備兵の制限に止むべく、常備兵の制限は間接に豫後備兵の制限ともなる、と。今回英國は海軍制限問題に關する佛國讓歩の對價として、陸軍制限の標準たる右豫備兵問題につき佛國に屈從したことは前述の通りである。而して此事實は陸軍の制限縮少を無意味ならしむるものとして、英國內にも有力なる反對論が擡頭した。しかし右に對し最も大なる利害を感ずるものは獨逸である。右の報に接するや獨逸の代表者は早速此點に關し英國政府に質問したことによつても其一端を窺ふに足りる。佛國――其他徵兵制度を採る諸國――に於ては勝手に、否制限せられざる員數を、豫後備兵――一度訓練せられ又隨時訓練し得るもの――として擁し得るに拘はらず、獨逸其他戰敗國は平和條約により徵兵制度を禁止せられ豫備兵を抱へて置くことを禁止せられてあるから、獨逸などが右に對し不平を唱へるのは理由のないことではない。斯くの如くにして今回の英佛協定は米獨の兩國から挾み打ちに遇つた。日本は別段反對しなかつたが（附屬第三號參照）、伊太利は之に反對した（附屬第四號）。右の次第で英佛海軍協定は果して海軍協定と運命を共にすべきであらうか。

◇

英國の當局者は議會に於て右海軍協定は死んだものである、と明言して居る（客年十一月六日及十四日ロンドン・タイムス參照）。從て陸軍についての讓歩も無效に歸したものである。しかし佛國に於ては陸軍事項と海軍事項とは交換條件ではないから、陸軍に關する英國の讓歩は生き殘つて居ると見るものもある。加之公文其者の效力は別として、英國が一旦佛國に對して爲した讓歩についても、佛國が一旦英國に對して爲した讓歩についても、今後の軍縮準備委員會に於て、英佛共共態度を新たにすることは容易であるまいと見る人もある。更らに進んでは七月二十日の佛國公文に於て（附屬第一

號第二公文）「本協定につき他國が同意しなかつた場合、英佛兩國は他の方法により事業の成功を期する爲め、協調すべきこと」が述べてあるのを見て、英佛が今後も此問題につき協同一致の歩調を取るものであると、一種意味ありげに吸聽する向もある。尤も英國の當局者は右は單に軍縮會議又は其準備委員會に於て今後英佛共に軍縮の爲めに努力を續ける意味に解して居るやうではある。

（附屬第一號）　海軍制限に關する英佛公文

英佛兩國政府は曩に兩國の間に成立した所謂海軍協定を久しき躊躇の後遂に公表することに合意成立し、客年十月二十二日英國政府は白書を以て、佛國政府は黄書を以て、本件關係文書を公表した。各白書及黄書は海軍制限に關する左記往復公文の外、本件妥協協定までの經過を知るに足る數多の關係文書、關係電信、壽府軍縮會議に於ける各國代表の演説等及日、米、伊、三國の對兩國回答其他を含むものである。

（イ）　英佛海軍協定第一公文（六月廿八日附在佛英國大使館公文）

英國政府は本年六月初め壽府に於て英佛海軍代表會談の際佛國側の爲したる提案（海軍制限の對象たるべき艦種を（一）主力艦（二）一萬噸以下にして六吋を超ゆる備砲を有する水上補助艦（三）航空母艦（四）潜水艦の四種に局限するの案）を審議した上、之を受諾することに決定した。仍て軍縮準備委員會に於て佛國代表より右案提出の場合には、英國代表をして之を支持せしむるであらう。右案を以て英國政府は佛國政府が艦種別問題に關し讓て歩せるものなりと認むるを以て、右案採決の上は英國政府は數育濟豫後備陸兵問題に關する佛國政府の主張に對する從來の反對を撤回する。

（ロ）　同第二公文（七月二十日附佛國政府公文）

佛國政府は英國政府が、一九二七年三月軍縮準備委員會に於て佛國代理提出の妥協案に對し、日米兩國政府が公式又は非公式に發表したる見解をも考量して之に贊同せられむことを希望する。且又將來に於て困難發生の場合は、本妥協案の研究が其解決に資すべきを依然確信するものであるが、本件協定成立實現の爲め、今回英國提案の原則に贊同するに決定した。但し右提案に對する他海軍國の同意を容易にする目的を以て

（一）　各國の所要噸數に關し機微の議論を避くる爲め水上補助艦及潜水艦の最大噸數合計を定むること、

（二）　潜水艦を二種に分ち壽府三國會議の際日本代表提案の如く沿岸防禦用の潜水小艦を制限外に置きたく此點に關し英國政府の同意を求めたい。

乍左、英國政府の希望する協定と雖、特に米國政府の贊同を得ずしては所期の效果を擧げ得ないが故に、英國政府に於ては米國政府に對し右に必要の措置を執らむことを希望すると共に、佛國政府に於ても一九二七年の妥協案を固持しない理由を説明しよう。而して佛國は右英佛妥協が他關係海軍國の同意を得るに至るべきことを確信する。

但し假に此希望が實現せられずとするも、英佛兩國政府は他の方法によつて本事業の成功を期する爲め、又は本事業失敗の結果當然發生すべき困難に對して、協同政策を執る爲め、依然協調を爲す重要の義務を負ふものである。

（ハ）　同第三公文（七月二十八日附在佛英國大使館公文）

佛國政府所載の補足的提案は、英國政府妥協原案に對し、大なる修正を加ふるものであつて、殊に小型潛水艦が專ら防禦的性質を有するとの見解に對しては、英國政府としては同意し難いが、軍縮準備委員會事務促進の爲め之を受諾する。英國政府は英佛政府の同意せる左の協定を米、伊、日の三政府に通告する。

一、軍備縮少會議の決定すべき制限は左記四種に關するものとする。

（一）主力艦卽ち排水量一萬噸を超ゆる又は口徑八吋を超ゆる備砲を有する艦船

（二）一萬噸を超ゆる航空母艦

（三）一萬噸以下の水上艦にして口徑六吋を超へ八吋に至る備砲を有するもの

（四）大洋用潛水艦卽六百噸を超ゆる潛水艦

二、華府會議は右（一）及（二）艦種艦船の制限を規定せるを以て、軍備縮少會議は單に右制限を同條約非署名國に擴張する方法を審議しよう。

右（三）及（四）艦種に關しては一切の國に適用せられ何れの國も右艦種毎に艦船の全部につき、條約期限中超過するを得ない最大限噸數を定め、且又各國は右制限内に於て其到達せむとし、且條約期間中超過せざることを約する噸數を表示することゝしたい。

（附屬第二號）日本の回答

以書翰啓上致候陳者八月二日附貴翰を以て英佛兩國政府は兩國間に於ける豫備的交涉の結果千九百二十七年三月國際聯盟軍縮準備委員會に於ける兩國各自の主張を實質的に變更することに合意し左の提案を作成したる旨竝右は兩國政府に於て受諾の用意あるものにして且一般協定促進に資せむことを希望する旨帝國政府へ通報せらるゝと共に本提案に對する帝國政府の意見御問合相成敬承致候

一、軍備縮少會議の決定すべき制限は四種の軍艦に關するものとす

(1) 主力艦卽排水量一萬噸を超ゆる又は口徑八吋を超ゆる備砲を有する艦船

(2) 一萬噸を超ゆる航空母艦

(3) 一萬噸以下の水上艦船にして口徑六吋を超え八吋に至る備砲を有するもの

(4) 大洋用潛水艦卽六百噸を超ゆる潛水艦

二、華盛頓會議は(1)及(2)艦種艦船の制限を規定せるを以て軍備縮少會議は單に右制限を同條約非署名國に擴張する方法を審議すべし

三、英國政府及佛國政府は左の如く提案す

(1) (3)及(4)艦種に關し軍備縮少最終會議は一切の國に適用せられ何れの國も右艦種毎に艦船の全部に付條約期間中超過することを許容せられざる最大限噸數を定むべし

(2) 右艦種制限に關する最終會議に於て各國は前項の制限内に於て其の到達せむとし且條約期間中超過せざることを約する噸數を表示すべし

公正なる軍縮協定の成立に對し眞摯の努力を惜まざるは帝國政府の終始一貫せる方針なる處今般英佛兩國協定に係る海軍軍備制限方式は從來各種提案の間に存在せる合理法と實行可能性との扞格を良く調和し得たるものにして帝國政府は本協定の趣旨に贊意を表し候

第一章　英佛海軍協定の失敗

然れども各國に一律に適用すべき大型巡洋艦及潜水艦の最大限噸數は國民負擔の輕減と國の安全の兩見地より事情を異にする各國を滿足せしむるものたらざるを以て之が協定は最も愼重公正なるを要するものと認め候

右回答申進旁本大臣は玆に重ねて貴下に向て敬意を表し候　敬具

昭和三年九月七日

外務大臣　男爵　田中義一

大不列顛臨時代理大使

セシル・ドーマー貴下

（附屬第三號）米國の回答

米國政府は曩に通牒を受けた所謂英佛海軍協定に關し、客年九月二十八日英佛兩國政府に對し要領左記の如き回答を送り、同月二十九日之を公表した。

「アメリカ政府は一切の艦種に適用さるべき海軍制限協定の成立を期し居る處、英佛協定なるものは六吋砲巡洋艦及驅逐艦並六百噸以下の潜水艦に對しては何等制限を加へて居ない。然るに是等艦型は決して能率低き軍艦とは云ひ得ない。近代式六吋砲巡洋艦及同格の驅逐艦は世界諸方面に海軍根據地を有する國にとつて殊に極めて高率の攻撃的價値あることは何人も否定し難い所であらう。而して本件協定第三項によれば米國が殊に必要とする艦型のみを制限する一方平時より六吋砲搭載の準備を爲し得べき商船を多く有する國の攻撃力を著く增大することゝならう。曩に英國側は壽府三國會議に於て八吋砲巡洋艦及六吋砲以下の巡洋艦を區別した制限案を提案したに對し、米國全權は右英國提案を以て實質上何等制限を加へざるに等しいと主張した。然るに今回の英佛協定は米國は當然不利なる立場に陷るのみならず重要なる各種艦型に適用せらるべき制限の主義を全然抛棄するものであるから米國としては一層之を受諾し難い。更に又米國としては六百噸以下の潜水艦を無制限とし乍ら噸數超過ものを特別の階級扱を爲すことは受諾し得ないのである。蓋し六百噸以下の潜水艦と雖も大型潜水艦と同一の水雷を搭載するのであつて、其活動圈内に於ける破壞力には何等變化ある譯ではなく、又是等小型潜水艦は五吋砲を搭載し得るのである。米國は欣然一切の潜水艦を廢棄する意を有するが苟も潜水艦を存置する以上、之を合理的な隻數及噸數迄制限すべきものと信ずる。米國は海上に於て特殊の有勢地位を需むるものではないが、極めて不利の地位に置かるゝ事を許容し得ない、已みならず英佛協定は海軍競爭を廢除せず、從つて國民負擔輕減の效果を期し得ない點に於て實際上軍縮會議本來の目的を挫折せしむる傾向あるやに感ぜられる。右の諸理由によつて米國政府は本協定を討議の基礎としては受諾することに依り何等有用なる目的を達成し得るものではないとの所感を抱いてゐる。米國としては英佛兩國間に如何なる軍縮協定が成立しても何等異存はないが右協定を米國に適用することには同意し得ない。

尙又米國政府は壽府會議に不參加の國をも含む一切の海軍國にとつて滿足なる海軍軍制の基礎を發見する爲め從來同樣最善の努力を爲さむとするものである。佛伊又は他の國が自國國防上特定の艦種を必要とするに於ては米國は何の會議に於ても之を考慮する意嚮を有してゐるが右は一國が其振當られた總噸數の範圍内に於て各艦種に對する割當を合意に依つて變更することを許容することゝすればいゝと思ふ。

佛國より曩に右方針に基く提案があつて米佛代表者が之を討議研究せることがある。」

（附屬第四號）伊國の回答

伊太利政府は十月六日在伊英國大使に對し曩に通牒を受けたる所謂英佛海軍協定に關し伊太利側の見解を述べたる回答を送付した。其要領は次の如くである。

（一）伊太利政府は海軍問題のみを分離する討議には贊成出來ない。從つて以下伊太利の主張は陸海空の三軍問題につき廣汎且つ論理的考察を前提としての見解である。即ち伊國は二三の國とのみに制限を加ふる軍縮問題を考量し得ない。蓋し軍縮の問題は絶對的のものでなく相對的のものである。

（二）伊國は陸海軍縮については既に聲明の如く歐洲列國よりも弱勢とならざる限り如何なる縮少にも應ずべき用意がある。伊國は海軍問題については艦種別主義よりも總噸數主義を適當と信じてゐる。總噸數主義によることゝすれば、各國各自の所見に從て總割當噸數を活用し得べく、卽ち伸縮性を有するを以て最低限の制限を爲し得る。之に反し艦種別主義による時は財政富豐の國は結局財力乏しき國に比して、各艦種とも絶對優勢を制し得ることゝなる。然るに總噸數主義によれば各國は自國國防上の必要に顧みて或艦種を選びて之が優勢を計ることを得るを以て他の弱點を補ひ得る。伊太利は嘗て聲明の如く自國の地理的位置に顧みて特に國防上の必要より右を主張する。

（三）軍縮會議が若し英佛協定を採用せんか、各國は技術の進歩及形勢の變化に依つて各艦種が豫見し得る能率の變化に備へむが爲め必然的に最大の海軍計畫を樹つるならむ。

（四）伊國は海軍縮少に最有效の一方法として華府條約國が主力艦の建造を一九三六年以後に延期する協定の成立を要求する。右は華府條約の五ヶ年延長を意味するもので且つ五大國の實際的平和精神を世界に示すこととなる。

第二章　英國の外交

◇

英國の現內閣否現外相チエーンバレン氏は徒らに親佛政策を事とし米獨兩國との友交を閑却するとの批難が、近頃英國內に於て高まりつゝあるやうである。殊に客年夏所謂英佛海軍協定問題が世界を騷然たらしめた以來右の批難が加はつたやうである。尤も其以前からチエーンバレン氏の傾佛態度は世人の注目を惹き、國內の批評を招いた。甚しきに至つてはチエーンバレン氏が佛語を解するも獨語を解せざるの點を擧げて、英國の外務大臣は外國語を解しない方がよいなどと皮肉くる評論家すらある。加之ロカルノ條約以來チエーンバレンはビスマーク氣取りになつて、有頂天になつてしまつたなど、人身攻撃めいた口調を弄する評論家もある。前記海軍協定以後の同外相に對する國內の批難が猛烈であることは、外相自身固より之を知つて居る。或席上での演說に於て同氏は自分が世間からはブリアン外相のポケツトの內に入つて居ると云はれるやうだが、自分は此話をブリアン氏にした所、

ブリアン氏のポケツトは英國外相を容れるほど大きくないと答へたと述べて居る。しかし評論家はチエーンバレンがロカルノ以來――ロカルノではよかつた。それは獨逸を佛國と、否英佛と對等に扱つたからよかつた――それ以來のチエーンバレンは全然ブリアン外相の藥籠中の人物となつて、一にもブリアン、二にもブリアンで、ブリアンと相談しなければ英國の外務省は何等の仕事も出來ないと云ふて居る。ケロツグ氏が不戰條約を提議して來ても、チエーンバレン氏はぐずついて居つて、やれ自治領に相談しなければならぬの、何の、と云ふて居るが、つまりケー・ドルセー（佛國外務省）に相談しなければ何等の回答も米國に發し得ない始末である。否いつでもブリアンの後塵を拜して居るとこき下ろしつつある。又ラインランド撤兵問題で獨逸が英國に泣きついて來ても、チエーンバレン氏はブリアン氏の尻つぽをつかまへて離さない。曰く佛國に相談しなければ、英國は自分だけで單獨行動―單獨撤兵は出來ないと。二口目には佛國――ブリアン―を引合ひに出すのを口癖にして居る。而して折角近かんとする獨逸を失望せしめる。斯くして英國は獨り佛國丈けに親んで他を顧みない。他國を袖にする。英國の袖に縋つて來るまでも振り離さうとする。等。等。此等は何れも英國評論家の自國外交評である。此等評論家中自國の親佛外交に贊成して居るものは――少くも私の知る處では――一人もないと云ふてよい。英國外相の外、首相ボールドウイン氏や外相代理を勤めたカツセンダン卿の如きも、英佛海軍協定が批難を受けた際、議會其他に於てロを極めて英國外交の不偏不黨を辯護したが、ロイドジョージ其他反對黨の駁論が可なり強く全國内に響いた。ボールドウイン首相はロイドジョージが自ら首相として在職中、佛國のポアンカレー氏と確執を生じた爲め英國の外交は二進も三進も行かなくなつた次第を擧げて、ロイドジョージ氏に應酬した否逆襲した。軍縮問題の局面打開には「佛國と妥協する外に道がなかつた」と。これが當時英國當局の辯解である。果して然らば佛國と妥協して如何なる成果があつたか、これが反對論者の議論である。

◇

英國の外交は右の如く國内の批評を受けたに止まらず、國外に於て深き陰翳を投げた。右英佛海軍協定の報傳はるや獨逸にも、米國にも、伊太利にも疑惑の念を起さしめた。英國は果して其從來の政策を基礎とした國際聯盟及ロカルノ條約を捨てて、之と相容れざる佛國との軍事的了解を遂げたのであらうか。英國政府の政策は果して從來の平和政策を棄てて佛國の政策に追從し、歐洲戰前の分野制度を再現せんとするものであらうか。英佛相携へて米國との海軍競爭を開始せんとするものであらうか。此等は國際的に生じた疑問であつた。此等の暗雲が果して其後全然取除かれたか否かは別として、一評論家はチエーバレン氏を評して同氏は一度方針を定めたらば一生之を變へない人であるから

其親佛態度も死ぬまで變ることはあるまいと評して居る。が、英國の輿論は同國の外交政策が「獨立」なるべきことを要求して居る。評論家は若し英國が佛、米、獨、伊、日の何れかと「特殊の了解」を結ぶが如きことあらば、英國を救ふべからざる窮狀に陷れるものであることを說いて居る。英國は佛國との間に如何なる種類の協商又は同盟に入ることも出來ないし、佛國としても英獨米何れとも均しく仲よくすることが、佛國の「安全」を期する唯一の道であることを佛國に悟らしむるの必要があると云ふて居る。歐洲及歐洲以外に於ける英國の外交政策は各國間の融和を計り、國際紛爭の平和的解決に努め、戰爭の防止に全力を注ぎ、聯盟規約、ロカルノ條約及不戰條約を旗幟として進まねばならぬと云ふて居る。英國の政策は friendship with all, but intimacy with none にありと云ふてゐる。來るべき總選擧を前にして英國の現內閣が果して如何なる程度迄此等の叫びに傾聽するであらうか、否既に自ら前顯の政策を實行しつゝあるであらうか。否現內閣は從來と雖主義としてはカツセンダン卿の云ふ如く「何れの國をも友とする」（"friendship all round"）の政策を執り來つたとしても、具體的に外部に現はれた事實は果して此政策を裏書するであらうか。

第三章　佛國の外交

「安全」と「賠償」と、此れが佛國外交の二大標語である。現首相ボアンカレー氏と云ひ、現外相ブリアン氏と云ひ、否大戰後歷代の佛國外交當局者は說く所、語る所此二つを出でない。文句は異り措辭に巧拙はあつても、佛國の政策は對內的にも對外的にも其二者を以て骨子とする。佛國の「安全」問題は大戰後先づ發して英米の佛國援助條約となり（それは效力不發に終つたが）、後には具體化してロカルノ條約となつた。佛國の外交政策と云はゞ一にも安全、二にも安全である。賠償問題固より佛國の重視する所である。が、これ亦實は佛國の財政的經濟的安全に外ならぬ。ボアンカレー氏がシヤンベリーでの演說（昨年九月卅日）其他の場合に主張して居る所も、ブリアン氏がゼネヴアで高唱して居る所も獨逸の賠償金は佛國の對英米戰債及自國の復興費用を蓋ふものでなくてはならぬことを高唱して居る（第四章參照）。斯くして佛國としては對英米戰債の問題をも獨逸賠償金問題と結び付けて居る。又ラインランド撤兵問題も獨逸の賠償と結び付けて居る。しかし何れも佛國の安全に立脚するものである。軍備縮少問題にも佛國は自國の「安全」を絕叫する。嘗てエリオー氏は佛國の首相として軍備縮少、仲裁裁判、安全の三者を結びつけて三位一體離るべからざるものと論じたが、實は佛國の

外交としては軍縮も仲裁裁判も安全問題の一部に過ぎない。獨逸十萬の兵力に對し佛國が數十萬の兵力を擁する理由も、佛國の「安全」よりする必要によつて說明して居る。ライン地方の占領繼續も固より佛國の「安全」によつて理由付けて居る。ポーランドや小協商諸國を懷柔して之を其「サテライト」として居るのも佛國の「安全」を計るが爲めである。「安全」の語たるや其意極めて深長であるが、之を最大限度に引き延ばさんとするのは佛國である。「安全」は實にリシュリュー以來佛國外交の指導原理である。

◇

昨年十二月四日佛國議會（下院）に於て外務省豫算の討議に際し、外相ブリアン氏の試みた外交政策に關する一大演說は最近の佛國外交を窺ふに逸すべからざる資料である。右の演說は同氏の昨年九月ゼネヴアに於ける言動の辯護に始まつて（議員の質問に答へたもの）獨、英、伊、墺との關係を說き、不戰條約及國際聯盟に對する佛國の態度に及んで居る。即ち同外相は佛國が平和促進の爲め努力しつゝあるを高唱したるの後、自分のゼネヴアに於ける行動（獨國首相ミュルラー氏との舌戰を云ふ第四編第二章參照）に對しての非難に答へては「自分は佛國を代表するものなり」と辯じ、次でロカルノ條約に移り、世人、否獨逸人がロカルノ條約を以て奇術師の帽子の如くに考へるのは誤である。奇術師の帽子ならば長いリボンでも色々の動物でも勝手に取り出せるかも知れぬが、ロカルノ條約はそんな都合のよいものではない（因みにブリアン氏がロカルノ條約を評するに當り手品師の帽子を例に引くのは今に始まつたことではない。本著第一卷三九三頁參照）ロカルノ條約が出來たとて獨佛間の問題が——殊に賠償問題やライン地方撤兵問題が——直ちに解決出來るものではない。と云ひゼネヴアに於て獨逸首相ミュルラー氏がライン地方の期限前撤兵否即時撤兵を「權利として」要求したのに對し、ブリアン氏は條約上獨逸には右の如き權利なき所以を指摘したこと、權利問題、法律問題としてよりも政治的に話をしやう、解決方法を求めやうとミュルラー氏に答へたことを述べ、佛國は年々多額の金を其債權國に支拂はねばならぬ窮狀にあるから、「獨逸よりの賠償金など何うでもよい」と云ふて呑氣に構へる譯に行かぬことを强調し、先年のトリアー會見（本著第一卷三九三—四頁）獨逸——ストレーゼマン外相——は未だ右トアリー會見の際の約言を履まないが、自分は忍耐して之を待つて居るのであると說き、賠償問題については專門家會議に於て獨逸債券の商業化を行ふか又は少くも佛國が債權國に支拂ふべき年金に相當する金額を得なければならぬと論じて居る。世界大戰の總決算をなすの曙光が見えることを希望して居る。都合によつては佛獨間經濟的提携も辭するものにあらずと唱へて居る。次でラインランド撤兵後のことに言及し、獨逸は撤兵後の調査機關として

調査及調停委員會の設置を恐れ（此委員會のことについては次章參照）、右は特殊の軍事監督ではないかと掛念する人もあるやうであるが、之れは杞憂であつて、右委員會は單に撤兵後に於て便宜事情を調査し、且つ――一々事件を國際聯盟に持出すことなくして――調停を試むるの任務に當らしめんが爲めである。ロカルノ條約の調停委員會と似たものである。しかし右は將來のこと（撤兵後のこと）である。差當り賠償問題を終局的に解決し、佛獨兩國の經濟的基礎を鞏固にしなければならぬ。それには目下が最もよい時機である。兩國は現在最善の接觸を保ちつつあると述べて居る。ブリアン氏右の演說は獨國との關係に大部分を捧げて居るは固よりである。

◇

ブリアン氏は次で英國との關係、否英佛海軍協定に及んで（第一章參照）曰ふ、同協定は聯盟の軍縮準備會の行つまりを打開せんが爲めに、兩國間に行はれたものであつて、「協定」とか「秘密條約」とか云ふべきものではない。單に『今後會議の際討議を可能ならしむべき意見の接近』に過ぎないと述べ、秘密外交の非難に對しては其當らざる所以を辯じ、佛國は右を直ちに日米伊等諸國に通報したことを擧げ、佛國を以て軍國主義又は帝國主義と非難するが如きは誣妄の甚しきものであつて、佛國は一九一三年の當時に比し軍事費に於て數億を減じて居る。これに反して米國の如きは――敢て批評する譯ではないが――同時期に於て六十億から百九十億（フランにての勘定ならんか）に增加して居る次第を擧げ、佛國は其「安全」――ここにもブリアンは「安全」を持出すことを忘れない――と兩立する限りに於て、出來得る限り軍事費を削減せんとして居る次第を强調した。次で佛伊の關係に及び目下佛伊間に修交及仲裁裁判條約の交涉が行はれて居るが、其交涉が好果を齎らすは自分の信ずる所であると云ひ、佛伊間に戰爭を想像するが如きは、妄も亦甚しいと云はねばならぬ。どんなことがあつても佛國は伊國との親交を破ることはないと强調して居る。（因みに當時反ファシスト派の伊太利人モデユニオ處罰事件につき――其處罰が輕きに過ぐるとして――ファシストは佛國に反感を持ち、佛國に對する示威運動さへ行はれたことはブリアンをして演說中に特に右の言說をなさしめたものであらう）。次で獨墺合併問題に及び――一議員が同日の演說に於て墺國は遠からず突如獨逸との合併を實行して世界を驚かすであらうと論じたのに對し、ブリアン氏は之を批評して、墺國はサン・ゼルマン條約第八十八條があるから、勝手に他國と合併することは出來ない。即ち同國の獨立權は聯盟理事會の同意なくしては他國に之を讓り渡し得ないのであるから、墺國が右の如き暴擧に出づることなきを期待して居る。宣傳や示威運動は「安全」の要素にあらずして世界の平和を脅かすものである。（因みに墺國人は自國の「安全」よりして獨逸と合併するの外なきを唱へて居る。聯盟から將來も永く引